

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 こども青少年局保育・教育支援課 担当者名 川崎 電 話 671-2397
----------	---------	-----	--

設 計 書

1 委 託 名 令和7年度横浜市子育て支援員研修実施委託

2 履 行 場 所 横浜市内会場（オンデマンド研修を含む）

3 履行期間
又は期限 ☒ 期間 契約締結した日 から 令和8年3月31日 まで
☐ 期限 年 月 日 まで4 契約区分 ☒ 確定契約 ☐ 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 ☒ 不要
☐ 要 （ 月 日 時 分 場所 ）

7 委 託 概 要 別紙仕様書のとおり

8 部 分 払

☐ す る (回以内)

☒ し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額		¥	
内 訳	業 務 価 格	¥	
	消費税及び地方消費税相当額	¥	

内 訳 書

[illegible]

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

横浜市子育て支援員研修実施委託仕様書

1 事業名

横浜市子育て支援員研修実施委託

2 趣旨・目的

本事業は、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方や、すでに子育て支援の担い手として従事されている方に対して、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修を実施し、子育て支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とする。

3 事業概要

次のとおり、各研修を実施する。

(1) オンデマンド研修による実施

オンデマンド研修を基本とし、実技や演習等を伴う内容については集合研修（見学実習の代替研修等）を実施すること。

ア 「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づく子育て支援員研修（地域保育コース＜地域型保育＞）の実施（「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」）

対象者	横浜市内の保育・教育施設等で現に従事している者及び従事を予定している者、または横浜市内在住者
募集期間及び募集人数	令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）頃 300名（100名×3グループ）
実施方法	オンデマンド研修 及び 集合研修
実施期間 （実技・演習等）	オンデマンド研修 令和7年9月1日（月）から令和7年10月31日（金）頃 集合研修 ①一部実技科目（心肺蘇生法・グループ討議等） 令和7年10月14日（火）から令和7年11月17日（月）頃 ※専門研修（※1）に含まれる科目のため、基本研修（※2）のすべての科目の受講終了を受講条件とすること（基本研修免除者除く）。 ②見学実習の代替研修 令和7年12月1日（月）から令和7年12月26日（金）頃のうち指定する日 ※見学実習の代替講義の受講は、見学実習の代替講義以外のすべての科目の受講終了を受講条件とすること。
実施場所	オンデマンド研修 各受講者による 集合研修 ①一部実技科目 ②見学実習の代替研修 横浜市内の会場、別途協議

（※1）（※2）ここでの専門研修及び基本研修とは、「こ成環第111号・こ支家第189号 令和6年3月30日付子ども家庭庁成育局長・子ども家庭庁支援局長通知」内で示されているものを指す。以下同じ。

イ 「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修

対象者	横浜市内の保育・教育施設等で現に従事している者及び従事を予定している者、または横浜市内在住者
募集期間及び募集人数	令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）頃 100名（100名×1グループ）
実施方法	オンデマンド研修 及び 集合研修
実施期間 （実技・演習等）	オンデマンド研修 令和7年9月1日（月）から令和7年10月31日（金）頃 集合研修 ①一部実技科目（心肺蘇生法・グループ討議等） 令和7年10月14日（火）から令和7年11月17日（月）頃 ※専門研修（※1）に含まれる科目のため、基本研修（※2）のすべての科目の受講終了を受講条件とすること（基本研修免除者除く）。 ②見学実習の代替研修 令和7年12月1日（月）から令和7年12月26日（金）頃のうち指定する日 ※見学実習の代替講義の受講は、見学実習の代替講義以外のすべての科目の受講終了を受講条件とすること。
実施場所	オンデマンド研修 各受講者による 集合研修 ①一部実技科目 ②見学実習の代替研修 横浜市内の会場、別途協議

（※1）（※2）ここでいう専門研修及び基本研修とは、「こ成環第111号・こ支家第189号 令和6年3月30日付 子ども家庭庁成育局長・子ども家庭庁支援局長通知」内で示されているものを指す。以下同じ。

(2) オンデマンド研修映像の会場配信による研修

オンデマンド研修の受講が難しい受講者に対して、オンデマンド研修映像を会場で配信する集合研修を実施すること。

ア 「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づく子育て支援員研修（地域保育コース＜地域型保育＞）の実施（「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」）

対象者	横浜市内の保育・教育施設等で現に従事している者及び従事を予定している者、または横浜市内在住者
募集期間及び募集人数	令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）頃 25名（1グループ）
実施方法	オンデマンド研修映像の配信による集合研修
実施期間 （実技・演習等）	集合研修 令和7年9月1日（月）から令和7年12月26日（金）頃 ① オンデマンド研修映像の配信による科目受講 ② 一部実技科目（心肺蘇生法・グループ討議等） ※専門研修（※1）に含まれる科目のため、基本研修（※2）のすべての科目の受講終了を受講条件とすること（基本研

	修免除者除く)。 ③ 見学実習の代替研修 ※見学実習の代替講義の受講は、見学実習の代替講義以外のすべての科目の受講終了を受講条件とすること。 ※(2)イの研修と同日開催でも可 ※具体的な実施方法については、委託者と協議して決定すること。
実施場所	横浜市内の会場、別途協議

(※1)(※2) ここでいう専門研修及び基本研修とは、「こ成環第111号・こ支家第189号 令和6年3月30日付 子育て支援員研修事業実施要綱」内で示されているものを指す。以下同じ。

イ 「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修

対象者	横浜市内の保育・教育施設等で現に従事している者及び従事を予定している者、または横浜市内在住者
募集期間及び募集人数	令和7年7月1日(火)から令和7年7月31日(木)頃 25名(1グループ)
実施方法	オンデマンド研修映像の配信による集合研修
実施期間 (実技・演習等)	集合研修 令和7年9月1日(月)から令和7年12月26日(金)頃 ①オンデマンド研修映像の配信による科目受講 ②一部実技科目(心肺蘇生法・グループ討議等) ※専門研修(※1)に含まれる科目のため、基本研修(※2)のすべての科目の受講終了を受講条件とすること(基本研修免除者除く)。 ③見学実習の代替研修 ※見学実習の代替講義の受講は、見学実習の代替講義以外のすべての科目の受講終了を受講条件とすること。 ※(2)アの研修と同日開催でも可 ※具体的な実施方法については、委託者と協議して決定すること。
実施場所	横浜市内の会場、別途協議

(※1)(※2) ここでいう専門研修及び基本研修とは、「こ成環第111号・こ支家第189号 令和6年3月30日付 子育て支援員研修事業実施要綱」内で示されているものを指す。以下同じ。

4 受講者の決定順序

3に記載の各研修の受講申込者が定員を超えた場合は、それぞれ次の順に決定する。

- (1) 「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づく子育て支援員研修(地域保育コース<地域型保育>)の実施(「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」)

① 横浜市の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所A型において従事している者のうち、保育士資格を保有していない者 ② 横浜市の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所A型において従事予定の者のうち、保育士資格を保有していない者 ③ ①、②以外の横浜市の保育・教育施設等において従事している者 ④ ①、②以外の横浜市の保育・教育施設等において従事を予定している者 ⑤ ①、②以外の横浜市内在住者 ※ ただし、一部受講修了証を保有している者は、上記に関わらず優先して受講を認めること。

- (2) 「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修

- ① 横浜市の居宅訪問型認可外保育施設及び施設型認可外保育施設において従事している者のうち保育士若しくは看護師、准看護師の資格を保有していない者
 - ② 横浜市の居宅訪問型認可外保育施設及び施設型認可外保育施設において従事予定者のうち保育士若しくは看護師、准看護師の資格を保有していない者
 - ③ ①、②以外の横浜市の保育・教育施設等において従事している者
 - ④ ①、②以外の横浜市の保育・教育施設等において従事を予定している者
 - ⑤ ①、②以外の横浜市内在住者
- ※ ただし、一部受講修了証を保有している者は、上記に関わらず優先して受講を認めること。

5 委託にかかる事務

- (1) 研修プログラムの検討及び作成
- (2) 講師の選定及び選任、日程調整、依頼文書の発出
- (3) 会場等の選定、申請、契約、利用打ち合わせ等の事務対応
- (4) 研修開催案内（文書、ウェブページ）、開催要項、研修周知用リーフレット作成
（市内認可保育所等への周知は委託者が実施予定）
- (5) 研修受講者の募集、申込受付、受講申込者との連絡調整、受講者決定、受講者名簿の作成及び委託者への状況報告・情報提供
（受講者募集に関しては受託者のウェブページ上で募集をすること。委託者のウェブページへのリンクを掲載する予定。）
- (6) 受講票の作成、受講者への発送
- (7) 研修に必要な設備や備品、教材の準備（オンデマンド研修・集合研修用）
- (8) 研修資料の作成、配布
- (9) eラーニングによる研修サービスの提供およびeラーニング教材（コンテンツ）の作成、管理、受講者の受講サポート
- (10) 研修受講者の修了評価の実施及び委託者への結果報告
- (11) 受講者アンケートの実施及び集計、委託者への結果報告
- (12) 受講者、修了者名簿（一部修了者名簿を含む）の作成、オンデマンド研修の受講状況管理及び管理表の作成及び集合研修の受講状況管理、委託者への状況報告・情報提供
※ 各種名簿はエクセルで作成し、電子データで納品すること。
- (13) 研修の修了証書、一部科目修了証書の作成及び受講者への送付
※ 修了証書等はすべて横浜市長名で交付
- (14) 研修に要する会計処理（講師等への旅費・謝金の支払い等）
- (15) その他運営に必要な事項

6 契約期間

契約締結日 から 令和8年3月31日（火）まで

7 実施方法及び研修内容

- (1) 各種通知等の確認

国要綱及び「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」（令和6年3月30日付こども家庭庁成育局成育環境課通知）（以下、「留意点についてのこども家庭庁通知」という。）に基づいた方法及び内容とすること。また、研修内容の企画にあたっては、次の通知を確認すること。

- ア 子育て支援員研修事業の実施について（こ成環第111号・こ支家第189号 令和6年3月30日 こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長）
- イ 保育所等における保育士配置に係る特例について（通知）（雇児発0218第2号 平成28年2月18日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）
- ウ 「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について（一部改正 子発0228第4号 令和5年2月28日 厚生労働省子ども家庭局長）
- エ 保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等につい

- て（令和4年11月30日 厚生労働省子ども家庭局保育課通知）
オ 多様な保育促進事業の実施について（こ成保第179号 令和6年3月30日 子ども家庭庁成育局長）
- (2) 全体計画及び事業実施体制表の作成
委託契約の締結後、研修を遅滞なく実施するための全体スケジュール・実施体制表の作成及び事業の統括責任者の選任を行い、委託者の了承を得ること。
- (3) 研修計画の作成
ア 「留意点についてのこども家庭庁通知」に基づき、委託者と十分に協議のうえで研修の期間及び各日のスケジュールを定めること。
イ 研修講師の選任に当たっては、研修講師の略歴、資格、実務経験、研修履歴等を踏まえて、「留意点についてのこども家庭庁通知」に記載されている研修の科目及び内容に照らして適切に選任し、事前に委託者の了解を得ること。決定後の講師への講義依頼、連絡調整等は受託者が行うこと。
- (4) オンデマンド研修について
ア 受講者の受講環境に配慮し、受講者のPC及びスマートフォン等から視聴しやすい研修内容とすること。また、顔認証システムを使用することで、なりすまし等の不正防止対策を十分に講じること。
イ 受講者の受講状況を把握するため、各受講者に個別のID・パスワードを割り振り、受託者のウェブページ等にアクセスすることで受講者のみが視聴できる等のシステムとすること。また、受講者のログイン状況把握や管理に努めること。
ウ 受講者が受託者のウェブページ等にアクセスする際には、受講者が安全に受講できるように、受託者は十分なセキュリティ体制を整えること。
エ 研修内容は「留意点についてのこども家庭庁通知」に記載されている研修の科目及び内容に照らして適切に選任した講師が講義する内容及び当該内容を補足する資料を表示する動画とすること。
オ 受講者の理解度の確認、集中力の維持や読み飛ばしの防止のため、オンデマンド研修で配信する動画の合間に試験（小テスト）を適度実施し、所定の点数を越えないと研修を進行できない等の工夫を凝らすこと。また、内容を理解せずに形式上のみ視聴終了とならないよう、工夫すること。
カ オンデマンド研修映像の会場配信による研修についても、試験（小テスト）を実施するなど工夫すること。
キ シラバス上で演習やグループ討議等が盛り込まれている科目については、オンデマンド研修において演習やグループ討議等の代替となる方法の実施に向けて工夫すること。
ク 受講者が受講内容に質問がある場合、システム上で質問対応ができる仕様とする等の配慮をすること。
- (5) 集合研修について
ア 指定日に受講できない受講者の代替日の調整等を行うこと。代替日においても受講できない者については、委託者と調整すること。
イ オンデマンド研修映像の会場配信による研修での集合研修の実施方法などは、別途委託者と協議すること。
- (6) 見学実習の代替研修
ア 映像による保育の1日の流れの確認、保護者対応等のロールプレイング、事例検討や実技等、見学実習を代替する内容となるように検討を行い、事前に委託者に確認したうえで実施すること。
イ まとめの時間やレポート記入の時間を確保すること。
ウ オンデマンド研修映像の会場配信による研修での集合研修の実施方法などは、別途委託者と協議すること。
エ アンケートを配布・回収し、集計結果を委託者に報告すること。

(7) 研修受講者の募集及び決定等

- ア 研修の開催通知、受講申請の受付、受講決定通知及び受講者名簿の作成、研修に係る実施要綱、受講申込書及び募集用リーフレットの原稿を作成し、委託者へ電子媒体で提供すること。
- イ 受託者は、委託者と連携したウェブページの構築・公表や、その他の手法等により受講者募集を行い、研修日程、受講申込状況等についてもタイムリーに発信できるように努めること。
- ウ 募集人数を超過する申し込みがあった場合は、可能な限り受入れ数の調整を行うこと。また、募集人数に達しないこと等が見込まれる場合は追加募集を行うなど、受講者数の確保に努めること。
- エ 受講申込にかかる問合せ、申込受付から、受講可否の決定、その他、受託事業の実施全般に係る専門事務局を設け、専用電話番号を設定し公表すること。
- オ 受託者が受講者の選定案を作成し、委託者の確認を経て、受講者の決定を行う。受託者は決定した受講者に対して受講決定通知の送付等を行い、受講申込者に結果を連絡すること。
- カ 受講決定者の研修受講者名簿を作成すること。

(8) 研修で使用する教材等の準備

- ア 研修で使用する教材及び資料（以下「教材等」という）については、「留意点についてのこども家庭庁通知」記載の「シラバス」の研修カリキュラムを適切に実施する上で適当なものを選定し、事前に委託者の了解を得た上で、決定し準備すること。
なお、教材等の購入やその他の実費相当分は、受講者から徴収することができる（**教材費等は委託金額には含めないこと。**）。ただし、事前に精算見積書を委託者へ提出し了承を得ること。
- イ 受講者から研修内容等に関する意見を聴取するためのアンケートを作成し、事前に委託者の了承を得たうえで印刷すること。

(9) 研修の運営

- ア 研修を円滑に実施するために、受託者が委託者と協議しながら会場を選定し、事前に会場及び各講師と連絡調整を行い、会場との契約及び会場使用料の支払い、各講師への依頼文の作成、送付及び報償費等の支払い等を行うこと。
- イ 会場との連絡調整、研修で使用する機器や教材等の準備・搬送・設置、会場の設営、受講者の出席受付（運転免許証、パスポート等の顔写真付きの公的機関の証明書の提示等により本人確認を行うこと）、司会進行、講師対応、アンケート配布・回収、片付けその他研修を運営するために必要な業務全般を行うこと。
- ウ 回収したアンケートの原本及び受託者が集計した集計結果を委託者に提出すること。なお、アンケートは原本を郵送し、集計結果は電子媒体の提出とする。
- エ 研修受講者名簿により、各受講者を全科目受講者、一部科目受講者、未受講者を区分して管理を行うこと。また研修終了後、速やかに名簿を作成し、委託者に電子媒体により提出すること。

(10) 研修修了に係るレポートのとりまとめ

- ア 受託者がレポート案を作成し、事前に委託者の了解を得た上で、内容を決定すること。
- イ レポートを受講者から提出させ、記載内容を確認するとともに、未記入等の明確な不備がある場合は、再提出をさせ、記載内容を確認すること。
- ウ 研修終了後、レポートを取りまとめ委託者あてに原本を郵送すること。

(11) 修了証の作成・送付

- ア 修了証の作成において、受託者は、記載事項に間違いがないか受講申込書等と修了証を複数人で**ダブルチェックすること。ダブルチェックにあたっては、ダブルチェックの実施記録などを作成すること。**
- イ その後、受託者は各修了証の電子データを、1月末までに委託者へ提出すること。その際、(11) アで作成したダブルチェックを行ったことが分かる実施記録などもあわせて委託者に提出すること。
- ウ 委託者は、提出された電子データを元に各種修了証を作成し、受託者へ送付すること。

エ 受託者は、送付された修了証を速やかに受講者宛てに送付すること。なお、送付にあたっては修了証を折り曲げず、また、破損することのないよう留意すること。さらに、**修了証の誤送付を防止するため、ダブルチェックの実施記録などを作成し、修了証発送前に、ダブルチェックをしていることを委託者が確認した後に、受託者が受講者に修了証を発送すること。**

(12) 研修に関する問合せ対応

受講者等からの本研修に関する問合せに適切に対応すること。

8 事業完了報告書の提出

事業完了後、事業委託期間中に実施した事業実績について、実績報告書を作成し、指定する期日までに遅滞なく1部を郵送すること。実績報告書には、実施日、実施内容、参加者数（オンデマンド研修の受講者数及び受講状況）、実施内容等について記載すること。

9 個人情報の取扱

- (1) 本事業によって知り得た個人情報については、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないようにすること。
- (2) 個人情報を含む電子媒体のデータをメールで委託者に送付する際には、パスワードの設定等取扱いには万全を期すこと。また、個人情報が記載されたものを郵送する際も、簡易書留郵便又は書留郵便等により、委託者に配達されたことが記録される方法によること。
- (3) その他、個人情報の取り扱いについては別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

10 再委託の禁止

受託者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

11 著作権等の取扱

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む）は、オンデマンド研修における講師の研修内容を除き、全て委託者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (3) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

12 業務遂行上の注意事項

- (1) 事業の実施に際しては、委託者の指示に従うこと。
- (2) 受託者は本事業の適切な実施のために、統括責任者を定めるとともに、委託者との連絡調整を行うことのできる体制を整え、あらかじめ委託者と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (3) 講師の選定・依頼及び講師謝金及び交通費の支払い、会場の契約及び会場費の支払い、その他研修の運営に関することは全て受託者が行うものとし、それらに要する一切の経費は委託料に含む。なお、受講者から受講料は徴収しないが、教材費やその他の実費相当分は受講者から徴収できるものとする。ただし、実費徴収にあたっては、事前に委託者に確認し了承を得ること。
- (4) 各研修で募集人数を上回る申込があった場合、委託者と協議の上、適切に研修を実施できる範囲内で、募集人数を上回る受講者の受入等に努めること。
- (5) 受託者は「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため必要な措置を講じなければならない。
- (6) 事業遂行にあたり、疑義等が生じた場合は、委託者と十分協議すること。

13 その他

- (1) 企画・運営の詳細については、委託者と協議の上、決定すること。
- (2) 横浜市人権施策基本指針を踏まえ、横浜市の人権施策を理解した上で、人権に配慮した講

習を実施すること。

- (3) 研修の運営状況を確認するため、委託者に各研修のID・パスワード等を提供すること。
- (4) 台風等の自然災害等、研修受講が難しいと委託者が判断した場合は、オンデマンド研修の配信期間の延長やオンライン研修の開催日の変更などを委託者と協議して決定すること。
- (5) この仕様書に明記されていない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。
- (6) 委託者とは、特に断りが無い限り横浜市とする。

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(第1号様式)

安全管理措置報告書

調 査 項 目	内 容
1 業者名	☐ 横浜市競争入札有資格者 ☐ その他() ☐ 横浜市出資法人 (条例第 条)
2 業務の作業担当部署名	
3 業務の現場責任者役職名	
4 業務の個人情報取扱者の人数	
5 個人情報保護関連資格等	☐ Pマーク ☐ I SMS ☐ その他の資格 () ☐ 個人情報関係の損害保険に加入
6 個人情報保護に関する社内規程等	☐ 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 ☐ 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 ☐ 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 ☐ その他の規程 () ☐ 規程なし
7 個人情報保護に関する研修・教育	☐ 個人情報保護に関する研修・教育を実施 (年__回／従業員1人につき) ☐ その他 ()
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等	
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名 称
	内 容
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

(1) 作業施設の入退室管理	作業期間中の入室可能人数 ☐ 上記4の作業者のみ ☐ 作業者以外入室可 (☐ 上記外____名 ☐ その他) 入退室者名及び時刻の記録 ☐ なし (施錠のみ、身分証提示のみ等) ☐ あり ☐ 用紙記入 ☐ ICカード等によりID等をシステムに記録 ☐ カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 ☐ その他 () ☐ その他 ()				
(2) 個人情報の保管場所	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 728 683 824">紙媒体</td><td data-bbox="683 728 1442 824"> ☐ 鍵付き書庫 ☐ 耐火金庫 ☐ 専用の保管室 ☐ その他 () </td></tr> <tr> <td data-bbox="544 824 683 918">電磁媒体</td><td data-bbox="683 824 1442 918"> ☐ 鍵付き書庫 ☐ 耐火金庫 ☐ 専用の保管室 ☐ その他 () </td></tr> </table>	紙媒体	☐ 鍵付き書庫 ☐ 耐火金庫 ☐ 専用の保管室 ☐ その他 ()	電磁媒体	☐ 鍵付き書庫 ☐ 耐火金庫 ☐ 専用の保管室 ☐ その他 ()
紙媒体	☐ 鍵付き書庫 ☐ 耐火金庫 ☐ 専用の保管室 ☐ その他 ()				
電磁媒体	☐ 鍵付き書庫 ☐ 耐火金庫 ☐ 専用の保管室 ☐ その他 ()				
(3) 作業施設の防災体制	☐ 常時監視 ☐ 巡回監視 ☐ 耐火構造 ☐ 免震・制震構造 ☐ その他 ()				
(4) 個人情報の運搬方法	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1010 683 1218">紙媒体</td><td data-bbox="683 1010 1442 1218"></td></tr> <tr> <td data-bbox="544 1218 683 1426">電磁媒体</td><td data-bbox="683 1218 1442 1426"></td></tr> </table>	紙媒体		電磁媒体	
紙媒体					
電磁媒体					
(5) 個人情報の廃棄方法	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1426 683 1626">紙媒体</td><td data-bbox="683 1426 1442 1626"></td></tr> <tr> <td data-bbox="544 1626 683 1834">電磁媒体</td><td data-bbox="683 1626 1442 1834"></td></tr> </table>	紙媒体		電磁媒体	
紙媒体					
電磁媒体					
(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)					

11 電算処理における個人情報保護対策 ※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。 ※実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。	
(1) 作業を行う機器	☐ 限定している（ノート型____台、デスクトップ型____台） ☐ 限定していない
(2) 外部との接続	☐ 作業機器は外部との接続をしていない ☐ 作業機器は外部と接続している 接続方法： ☐ インターネット ☐ 専用回線 ☐ その他（ ） 通信の暗号化： ☐ している ☐ していない
(3) アクセス制限	☐ ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（ ） パスワードの付け方（ ） ☐ ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	☐ あり（検知システムの概要： ） ☐ なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	☐ あり（検知システムの概要： ） ☐ なし
(6) ソフトウェアの更新	☐ 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている ☐ 上記以外（ ）
(7) アクセスログ	☐ アクセスログをとっている（ 年保存） ☐ アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	☐ 無停電電源装置 ☐ 電源の二重化 ☐ その他（ ） ☐ なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無 ※ 実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。	☐ あり ☐ 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上での個人情報の取扱いはない ☐ 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取り扱っている ☐ なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全枚)のとおり報告いたします。

個人情報保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

[illegible]

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製販その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。
- (2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。
- (3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件業務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)
- (3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。))を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ

め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。

2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和5年4月1日)

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 3 0 日

各 都道府県 子育て支援員研修担当者 殿

こども家庭庁成育局成育環境課

子育て支援員研修の研修内容等の留意点について

今般、令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 111 号、こ支家第 189 号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知「子育て支援員研修の実施について」が発出されたことから、本研修の留意点について別紙のとおりお知らせする。各ご担当者におかれては、その内容を十分御了知のうえ、その適切な実施に御配意いただくとともに貴管内の関係者に対して周知し、その運用に遺漏のないよう御留意願いたい。

子育て支援員研修の研修内容等の留意点について

子育て支援員研修は、子育て支援分野の仕事に関心を持ち、これらの各事業等に従事することを希望する者等を対象に実施するものであり、自らの子育て経験や職業経験などの多様な経験を有する地域の人材が研修を受講するものであるため、研修内容は基本研修及び各専門研修によって、子育て支援分野の各事業等に従事するために最低限必要な知識、技術及び倫理を修得するものとして構成されているところである。

子育て支援員研修の研修内容については、令和6年3月30日こ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表1及び別表2において基本研修及び各専門研修の研修科目、区分、時間数、内容、目的等を定め、子育て支援分野の各事業等に従事するうえで必要な知識や技術等の修得を図ることとしているところであるが、子育て支援員研修は全国共通の研修事業として実施されるものであることから、研修実施者間での研修内容等の一層の標準化を図ることを目的に今般、別添のとおり研修科目のシラバスを定めたことから、研修の実施にあたっては十分御了知のうえ適切な運用に努められたい。

なお、研修の実施に当たっては、地域性や事業等の特性等を考慮して時間数の増加や科目等の追加など地域の実情等に応じて研修を行われたい。特に基本研修については、子育て支援分野の人材確保の入口となるものであることから、研修の実施に当たっては、専門研修の受講に最低限必要となる知識、技術及び倫理が修得されるよう御留意願いたい。

また、子育て支援員は、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ及び地域子育て支援拠点等の地域のニーズに応じて実施される事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護などの地域での支援の担い手として期待されるものであり、いずれも一人一人のこどもが健やかに成長することを支援するものであることから、研修の実施に当たっては研修実施者及び研修受講者がこの点を十分に理解する必要がある。

子育て支援員研修（基本・専門）の修了については、子育て支援員研修事業実施要綱において、試験等の受講者の習熟度を判断する仕組みを設けていないが、修了の際には

レポート等の提出を求めるほか、研修実施者は演習や見学実習などにより受講者の習熟度を見極めるよう留意するとともに、地域の実情や研修受講者に応じたきめ細かな研修が行われるよう努められたい。

1. 基本研修（別添1）

基本研修については、履修内容が子ども・子育て支援に関する内容で構成されており、指定保育士養成課程において履修する内容に含まれることから、基本研修のシラバスについては、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙3の関連する部分を中心に構成したものである。研修の実施に当たっては、各研修科目の内容欄に示す項目の履修を通じて、目的欄に掲げる内容が達成されるよう留意すること。

2. 専門研修

（1）地域保育コース（別添2）

地域保育コースは、各事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業）で共通して学ぶ「共通科目」と、事業ごとに学ぶ「専門科目」で構成している。その上で、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業については、「地域型保育」として同じ研修カリキュラムとし、「一時預かり事業」「ファミリー・サポート・センター」とあわせて3つの研修カリキュラムを設けている。研修の実施に当たっては、各研修科目の内容欄に示す項目の履修を通じて、目的欄に掲げる内容が達成されるよう留意すること。

（2）地域子育て支援コース（別添3）

地域子育て支援コースは、利用者支援事業（基本型）、利用者支援事業（特定型）及び地域子育て支援拠点事業の3事業で構成され、事業の特性に応じた研修内容となっており、地域子育て支援拠点事業については、これまで地域での取り組み等により一定程度の蓄積があり、これを反映した研修内容となっている。

また、利用者支援事業については、子ども・子育て支援新制度を契機に事業化されたものであることから、研修の実施に当たっては、シラバスを十分了知して実施するとともに、「利用者支援事業ガイドラインについて」（令和6年3月30日こ成環第132号、こ支虐第141号、5文科初第2595号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）にも留意願いたい。

なお、利用者支援事業（特定型）については、地域により事業の実施内容が異なることも考えられることから、地域の実情に応じて研修科目を追加するなど、適切な研修の実施に努められたい。

（３）放課後児童コース（別添４）

放課後児童コースは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 10 条第 2 項に規定する補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）として従事するに当たっての基礎的な知識等を得ることを目的とした研修内容となっている。研修の実施に当たっては、各研修科目の主な内容欄に示す項目の履修を通じて、ねらい欄に掲げる内容が達成されるよう留意すること。

（４）社会的養護コース（別添５）

社会的養護コースは、「社会的養護の入り口」としての社会的養護の基本的知識等をもつ人材層（基本的知識をもっており、社会的養護の支援人材となり得る層）の充実を目的として、社会的養護に関する理念、知識、技術を習得する研修内容となっている。研修の実施に当たっては、社会的養護における補助的な支援者として従事するうえで必要となる基本的な理念、対象者の理解、支援技術等を習得することができるよう、シラバスの内容を十分了知し、各研修科目の内容欄に示す項目の履修を通じて、目的欄に掲げる内容が達成されるよう留意すること。

別添 1

基本研修シラバス

【研修の構造：子ども・子育てに関する制度や社会状況における子育て支援事業の役割を捉えるための科目】

<科目名>

- ① 子ども・子育て家庭の現状（講義・60分）

<目的>

1. 子育て家庭と家庭生活を取り巻く社会的状況について理解する。
2. 家庭の意義と多様な子育て家庭のニーズと子育て支援等の現状と課題について理解する。
3. 子育て家庭への支援について理解する。
4. 子どもの貧困や非行などの背景の概要について理解する。

<内容>

○子ども・子育て家庭（対人援助を行う対象）に対する理解

1. 子どもの育つ社会・環境

子どもや子育て家庭を取り巻く社会・環境がどのように変化しているのか、家庭・家族・地域の果たす役割について現状と課題についての理解する。

- (1) 都市化と地域社会
- (2) 少子化社会とその背景
- (3) 子どもの生活（家庭生活、学校生活、放課後生活）
- (4) 男女共同参画社会とワーク・ライフ・バランス

2. 子育て家庭の変容

家庭の意義や機能とは何かについて理解する。また、家族・家庭生活と人間関係がどのように変化しているのか、さまざまな課題を抱える子育て家庭に対する支援の意義について理解する。

- (1) 子育て家庭の変化（意義・機能、家族形態、子どもの数、離婚率の上昇）
- (2) 子育て不安とストレス（親準備性、相談相手、近所づきあい、悩み）
- (3) 保護者の就労と子育て
- (4) 父親の育児参加
- (5) ひとり親家庭

3. 子どもの貧困及び子どもの非行についての理解

子どもの貧困の要因や背景について理解するとともに、子どもの非行の現状と予防について理解する。

- (1) 子どもの貧困の増大とその影響
- (2) 子どもの非行の現状と予防

<研修に当たっての考え方>

子育て支援員の支援対象となる子育て家庭を取り巻く社会環境について、少子高齢化、地域コミュニティの変化及び男女共同参画社会の中でのワーク・ライフ・バランス等の観点から学ぶ。また、子育て家庭の変容にともなう家庭の意義と機能や家庭に対する支援の必要性について理解する。さらに子どもの貧困と子どもの非行について学ぶものとする。

基本研修シラバス

【研修の構造：子ども・子育てに関する制度や社会状況における子育て支援事業の役割を捉えるための科目】

<科目名>

② 子ども家庭福祉（講義・60分）

<目的>

1. 児童家庭福祉施策・制度の概要（子ども・子育て支援新制度の概要と子育て支援員が関わる事業の枠組みと位置付け等）について理解する。
2. 児童福祉施設等と専門職の役割について理解する。
3. 児童家庭福祉に関する地域資源の概要（地域人材の確保を含む）について理解する。

<内容>

○子育て支援制度の理解

1. 子ども・子育て支援新制度の概要

少子化の現状や少子化が及ぼす影響を概観し、児童家庭福祉施策の構造と体系の意義と理念について理解するとともに、子ども・子育て支援新制度の概要と子育て支援サービスの役割について理解する。

- (1) 児童家庭福祉の理念
- (2) 少子化と保育ニーズ・子育て支援ニーズ
- (3) 子ども・子育て支援新制度の概要

(2)、(3)において、多様な保育サービス、地域子育て支援、放課後児童健全育成事業の役割に触れる。

2. 児童福祉施設等の理解

児童福祉施設等の種類とその概要及び児童福祉施設等の利用の仕組みについて理解するとともに、児童の問題を解決するために必要となる児童福祉の専門職等の職務内容・専門性等について理解する。

- (1) 児童福祉施設等の概要
- (2) 児童福祉の専門職・実施者

3. 児童家庭福祉に係る資源の理解

子育て家庭の多様な保育ニーズに応じるための、子育て支援サービスの現状と子育て家庭を支える福祉に関する施策や社会資源を概観するとともに、各地域の保育や子育て支援に関する社会資源の整備状況等を理解する。

- (1) 地域における社会資源の状況（子育て支援員の働く場）

<研修に当たっての考え方>

子育て支援制度を理解するため、児童家庭福祉に関する理念及び児童家庭福祉の制度・施策の概要を学ぶとともに、子育て支援サービスと子ども・子育て支援新制度の概要について学ぶ。また、児童家庭福祉施策を支える児童福祉施設等やその担い手について学ぶ。「3. 児童家庭福祉に係る資源の理解」においては、多様な保育ニーズ等を支えるための社会資源について研修の実施地域の状況等も併せて学ぶものとする。

基本研修シラバス

【研修の構造：支援の意味や役割を理解するための科目】

＜科目名＞ ③ 子どもの発達（講義・60分）
＜目的＞ 1. 子どもの発達を捉える観点について理解する。 2. 子どもの発達（「発達・成長の保障」、「情緒の安定」、「生命の保持」の視点）の概要について理解する。 3. 生涯発達の概要について理解する。 4. 子どもの発達に応じた援助の基礎について理解する。 5. 「遊び」の意義と「遊び」の質について理解する。
＜内容＞ ○子ども・子育て家庭（対人援助を行う対象）に対する理解 1. 発達への理解 子どもの心と身体の発達の概要を学び、生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼児期の重要性を理解するとともに、能動的な存在である子どもの成長・発達過程における環境の果たす役割について理解する。 (1) 子どもの発達を理解することの意義 (2) 子どもの発達と環境 2. 胎児期から青年期までの発達 人間が生涯にわたり発達するものであること。胎児期から青年期までの発達について、各発達段階の特性や子どもの発達の特徴について理解する。 (1) 生涯発達と発達援助 (2) 胎児期及び新生児期の発達 (3) 乳児期の発達 (4) 学童期から青年期の発達 3. 発達への援助 乳幼児の健全な発達のための保育者のあり方と基本的生活習慣を獲得するための援助の発達過程に応じた対応を理解するとともに、発達の過程で生じる発達上の課題への援助や関わりについて、発達過程の特性を踏まえ理解する。また、保育者の発達援助に及ぼす影響についても理解する。 (1) 基本的生活習慣の獲得と発達援助 (2) 発達の課題に応じた援助や関わり 4. 子どもの遊び 子どもの「遊び」の意義や、自発的な「遊び」が生涯にわたって生きる力の基礎を培うこと及び保育者の「遊び」への援助のあり方などを理解する。 (1) 子どもの生活と遊び (2) 子どもの遊びと学び (3) 生涯にわたる生きる力の基礎を培う (4) 遊びによる総合的な保育

＜研修に当たっての考え方＞

子育て支援員の支援対象である子どもの発達を理解するため、心身の発育・発達が著しく、人格の基礎が形成される重要な時期である乳幼児期について学び、個人差の大きい乳幼児期の子どもたち一人一人の健やかな育ちを保障することが重要であることや胎児期から青年期までの発達過程での特徴や課題及び適切な援助について学ぶ。

また、「子どもの遊び」が生涯にわたって生きる力の基礎を培うものであること、保育を通した「遊び」への関わり方を学ぶものとする。

基本研修シラバス

【研修の構造：支援の意味や役割を理解するための科目】

＜科目名＞

④ 保育の原理（講義・60分）

＜目的＞

1. 発達・成長過程に応じた保育の基礎について理解する。
2. 情緒の安定と生命の保持に係る保育の基礎について理解する。
3. 子育て支援事業における安全対策や危機管理の必要性について発達との関連を踏まえて理解する。

＜内容＞

○子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解

1. 子どもという存在の理解

子どもは、一人一人の特性や発達が尊重される存在であること。また、子どもの能動的な活動としての遊びが学びの芽であることを理解する。

- (1) 権利主体としての子ども
- (2) 能動的な存在としての子ども
- (3) 保育における子どもとの協働

2. 情緒の安定・生命の保持

子どもの心身の健康のためには、安心・安定した環境が重要であり、情緒の安定は子どもの発達や成長にも影響することを理解するとともに、子どもの感情の変化と自我等の成長を踏まえた保育の意義を理解する。

- (1) 生命の保持と情緒の安定
- (2) 子どもの発達の特性と保育内容
- (3) 子どもの感情の発達と自我

3. 健康の保持と安全管理

子どもの安全を図るための健康状態の把握の意義や危機管理の必要性について理解するとともに、子どもの各成長段階等の特性に応じた事故事例やリスク等及び事故等の防止のための取組みの必要性について理解する。

- (1) 子どもの健康状態の把握
- (2) 子どもの事故の特性
- (3) 事故防止及び健康安全管理に関する取組み

＜研修に当たっての考え方＞

保育の原理として、子どもの発達と成長を保障するために、個人差や発達過程に応じた保育を行う必要と意味を学ぶ。また、「情緒の安定」と「生命の保持」が子どもの成長の基盤となることについて学ぶ。さらに、子どもが健康で安全・安心して生活を送るために必要となる健康状態の確認や、子どもに関する事故の特性について学ぶものとする。

なお、事業の特性に応じた対応等については、各専門研修において学ぶことから、基本研修では子どもが安全・安心して過ごすために必要となる事故の特性等について学ぶ必要性について理解する。

基本研修シラバス

【研修の構造：支援の意味や役割を理解するための科目】

＜科目名＞

⑤ 対人援助の価値と倫理（講義・60分）

＜目的＞

1. 対人援助の価値について理解する。
2. 子どもの最善の利益について理解する。
3. 対人援助の倫理について理解する。
4. 保護者・関係者・関係機関との連携・協力の必要性について理解する。
5. 子育て支援員の役割について理解する。

＜内容＞

○子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解

1. 利用者の尊厳の遵守と利用者主体
一人一人の利用者は権利主体であり、個々が価値ある存在として尊重され、その文化的・民族的多様性が保障されることを理解する。対人援助の基本である「受容」「自己決定の尊重」について学び、利用者の主体性を重視した支援を理解する。
2. 子どもの最善の利益
「子どもの最善の利益」の意味を理解し、子育て支援が子どもの人権と最善の利益を実現するために必要な支援について理解する。
(1) 子どもの人権と最善の利益の考慮
3. 守秘義務・個人情報の保護と苦情解決の仕組み
利用者のプライバシーに関わる情報の保護に留意した援助と守秘義務について理解するとともに、専門職と連携して支援することが必要な場合の情報共有のあり方について理解する。また、子育て支援分野のサービス利用における利用者の権利擁護や権利侵害への対応や仕組みについて理解する。
(1) プライバシーの保護と守秘義務
(2) 利用者の権利擁護と苦情解決
4. 保護者・職場内・関係機関・地域の人々との連携・協力
地域資源の活用と関係機関との連携・協力と保育士等の専門職の役割や意義を理解する。
(1) 他の専門機関・専門職や地域の住民等の活動との連携の必要性
(2) 子どもや子育てをともに支える専門機関や地域住民等の活動
5. 子育て支援員の役割
子育て支援員の各事業等における位置づけと役割について理解するとともに、保育士等の専門職との連携・協働について理解する。
(1) 子育て支援員に求められる役割
(2) 保育士等の専門職との連携

＜研修に当たっての考え方＞

利用者一人一人の状況等に応じた援助を行うために、対人援助の原理、価値を理解する。また、「子どもの最善の利益」及び「利用者主体」の考え方のほか、対象者の尊厳の遵守について学ぶ。さらに、子育て支援分野で従事する上で必要となる子育て支援員の役割及び保育の専門性の理解と保育士との協働について学ぶものとする。

基本研修シラバス

【研修の構造：特別な支援を必要とする家庭を理解するための科目】

＜科目名＞

⑥ 児童虐待と社会的養護（講義・60分）

＜目的＞

1. 児童虐待（家庭における配偶者に対するDVを含む）とその影響（虐待を受けた子どもに見られる行動など）について理解する。
2. 虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の基本的な対応の概要について理解する。
3. 子どもの権利擁護の基本的視点について理解する。
4. 社会的養護の意義と現状について概要を理解する。
5. 社会的養護を必要とする子どもや家庭の状況について理解する。

＜内容＞

○子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解

1. 児童虐待と影響

児童虐待の定義や虐待が子どもに及ぼす影響について理解し、児童虐待の基本的な考え方（家庭の特質及び虐待を受けている子どもの特質）や児童虐待対応の原則について学ぶ。

- （1）児童虐待とは（児童虐待の定義、しつけと虐待の違い、種別、実態、配偶者間暴力（DV））
- （2）虐待の子どもに及ぼす影響

2. 虐待の発見と通告

虐待が疑われる事案を発見した際の留意点及び対応の原則を理解する。

- （1）児童虐待の発見のポイント
- （2）児童虐待の通告

3. 虐待を受けた子どもに見られる行動

「1. 児童虐待と影響」の学びから、具体的な事例をもとに理解を深める。

- （1）虐待が疑われる子どもに見られる行動

4. 子どもの権利を守る関わり

虐待が不当な権利侵害であることを理解するとともに、保育等に携わる職員の虐待（被措置児虐待）など不適切な対応について理解する。

- （1）子育て支援員が不適切な関わりを行わないための注意事項

5. 社会的養護の現状

児童家庭福祉における社会的養護の意義について理解し、家庭での養育が困難となった児童の状況及び社会的養護の現状について理解する。

- （1）社会的養護の理念
- （2）社会的養護の実態
- （3）施設養護と家庭的養護

＜研修に当たっての考え方＞

児童虐待が子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与える子どもに対する最も重大な権利侵害であることを理解し、児童虐待の定義や及ぼす影響、発見時の通告等の対応方法・留意点について学ぶ。また、一人一人の子どもの人権を守る支援のあり方についても学ぶ。また、「社会的養護の現状」においては、様々な事情により家庭での養育が困難な子どもを公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に大きな困難を抱える子育て家庭を支援する社会的養護の基礎的な事項について学ぶものとする。

基本研修シラバス

【研修の構造：特別な支援を必要とする家庭を理解するための科目】

＜科目名＞

⑦ 子どもの障害（講義・60分）

＜目的＞

1. 障害特性の概要について理解する。
2. 障害児支援制度の概要について理解する。
3. 障害特性に応じた関わり方や専門機関との連携の概要について理解する。
4. 障害児支援等の現状について理解する。

＜内容＞

○子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解

1. 障害の特性についての理解

様々な障害の特性について理解する。

- （1）発達障害児（注意欠陥多動障害（ADHD）、学習障害（LD）等）の理解
- （2）肢体不自由児、視覚・聴覚障害児、知的障害児の理解

2. 障害の特性に応じた関わり方・専門機関との連携

障害の特性に応じた障害児への支援や援助方法の基本について理解し、地域の専門機関の概要及び連携のあり方について概観する。

- （1）障害の特性に応じた保育等の支援と発達援助の理解
- （2）特別な支援を必要とする子どもの発達を促す生活や遊びの環境
- （3）子ども同士の関わり合いと育ち合い（共生とインクルージョン）
- （4）地域の専門機関との連携

3. 障害児支援等の理解

障害のある子どもの成長や発達を支援する障害児支援制度について、各種制度・施策の概要及び最近の動向について理解するとともに、障害児支援のあり方について理解する。

- （1）障害児支援制度の概要
- （2）障害児支援サービスの実情と最近の動向
- （3）障害のある子どもの保護者への支援

＜研修に当たっての考え方＞

対人援助を行うための援助原理の理解として、子どもの障害についての特性や支援制度について学ぶ。障害児に対する保育等の支援については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、その子どもの発達や日々の状態に対応した柔軟な保育について学ぶとともに、保護者や地域、専門機関等との連携のあり方について学ぶ。

基本研修シラバス

【総合演習】

<科目名>

⑧ 総合演習（演習・60分）

<目的>

1. 履修した内容についての振り返りを図るためのグループ討議
2. 子育て支援員に求められる資質についての理解の確認
3. 履修した内容の総括と今後の課題認識の確認

<内容>

総合演習は、次の1～5の項目のいずれかについて、課題の確認と履修内容の理解を目的にグループ討議や事例検討、などの手法により研修効果の定着を図る。

1. 子ども・子育て家庭の現状の考察・検討
・多様な子ども・子育て家庭の状況やニーズ及びその背景について など
2. 子ども・子育て家庭への支援と役割の考察・検討
・支援の対象となる子どもの発達や成長について
・子ども・子育て家庭への支援の意味と役割について など
3. 特別な支援を必要とする家庭の考察・検討
・特別な支援を必要とする家庭の理解について
・「子どもの最善の利益」の意義について など
4. 子育て支援員に求められる資質の考察・検討
・社会性、公平性、子どもや家庭の特性への対応について など
5. 専門研修の選択など今後の研修にむけての考察・検討
・基本研修の履修後の子育て支援に対する理解について
・専門研修の履修に向けた基本研修の意義について など

※ 総合演習については、レポートの提出により代替することができる。代替する場合には研修効果の定着が図られるよう研修を実施するよう留意すること。

<研修に当たっての考え方>

基本研修において履修した内容について、演習形式での振り返りやアウトプットにより履修内容の確認・定着を図ることを目的とするものであり、双方向での研修により聴くだけの研修に終わることがないように研修を実施する。

また、子育て支援員研修においては、試験を課して研修の理解度などを評価することを求めているところであるが、受講者がこの基本研修を踏まえて、更なる学びと職務実践への意欲・姿勢が確かなものになるよう履修内容の定着に留意する。

別添 2

地域保育コース＜共通科目＞シラバス

【研修の構造：地域保育の基礎を理解するための科目】

＜科目＞

- ① 乳幼児の生活と遊び（講義・60分）

＜目的＞

1. 発達・成長過程に応じた子どもの生活への援助方法について理解する。
2. 発達にふさわしい子どもの遊びとその環境のあり方について理解する。
3. 子ども同士の関わりあいが、発達を促すことについて理解する。
4. 子どもの一日の生活の流れの中での保育者（※）の役割について理解する。

（※）「共通科目」において、保育者とは、家庭的保育補助者、保育従事者及び提供会員をいう。

＜内容＞

1. 子どもの発達と生活
子どもが安心して過ごせるよう、生活の場の移行に伴う子どもの家庭生活との連続性や発達段階に応じた保育に対する配慮について理解する。
(1) 生活や発達の連続性に考慮した保育
2. 子どもの遊びと環境
子どもは遊びを通して発達することを学び、遊びとその環境の重要性について理解する。
(1) 遊びによる総合的な保育
(2) 遊びを豊かにする環境のあり方
3. 人との関係と保育のねらい・内容
それぞれの発達段階において、子どもが経験しておきたいことを学び、発達段階に応じて行われる具体的な保育内容を理解する。
(1) 発達段階に応じた保育のねらいと保育内容
4. 子どもの一日の生活の流れと役割
それぞれの発達段階に応じた一日の過ごし方と子どもの発達段階に応じて見られる子どもの具体的な姿、保育者の役割を理解する。
(1) 発達段階に応じた一日の流れと子どもの姿

＜研修に当たっての考え方＞

実践する保育の内容に対する具体的なイメージを持ち、対象となる乳幼児の生活と遊びの重要性を理解するため、子どもの発達段階に応じた生活への援助方法、子どもが楽しく過ごせるような関わり方と環境の構成、一日の流れ、生活や遊びの中での保育者の役割を学ぶものとする。

地域保育コース＜共通科目＞シラバス

【研修の構造：地域保育の基礎を理解するための科目】

＜科目＞

② 乳幼児の発達と心理（講義・90分）

＜目的＞

1. 0歳から3歳くらいまでの乳幼児期の発達のポイントを学び、発達に応じた遊びやその安全性について理解する。
2. 子どもの発達を支える保育者の役割について理解する。

＜内容＞

1. 発達とは
「保育所保育指針」に記載されている子どもの発達についてのとらえ方を理解する。
2. 発達時期の区分と特徴
「保育所保育指針」に記載されている発達時期の区分と特徴について理解する。
3. ことばとコミュニケーション
発達段階に応じたコミュニケーションの方法（泣き、喃語、手さし・指さし、二語文等）について理解する。
4. 自分と他者
発達段階に応じて乳幼児が行う行動の意味について理解する。（アタッチメント（愛着）、指しゃぶり、後追いと人見知り、友だちとのかかわり、保護者から離れて遊ぶ等）
5. 手のはたらきと探索
発達段階に応じた手の使い方や動き、手を使った遊びについて理解する。
 - （1）手の使い方と動き
 - （2）手先の器用さ
 - （3）さかんになる探索活動 ～実体験から学ぶ～
 - （4）発達に伴う遊びの変化
6. 移動する力
自力での移動を行うことができる時期のかかわり方のポイント、事故について注意すべき事項について理解する。
 - （1）移動運動
7. こころと行動の発達を支える保育者の役割
乳幼児期の遊びと保育者の役割について理解する。
 - （1）乳幼児期の発達を支える保育者の役割
 - （2）乳児期の遊びの重要性
 - （3）日常生活の経験と遊びへのつながり

＜研修に当たっての考え方＞

発達段階に応じて、子どもと適切に関わることや応答的に関わることを理解するため、発達段階に応じた子どもの特徴（コミュニケーションの仕方、手の動き、移動する力、保育者の役割等）を学ぶものとする。

地域保育コース＜共通科目＞シラバス

【研修の構造：地域保育の基礎を理解するための科目】

＜科目＞

③ 乳幼児の食事と栄養（講義・60分）

＜目的＞

1. 離乳の進め方に関する最近の動向について理解する。
2. 幼児期の昼食作りに役立つ栄養バランスのポイント、食品衛生の基礎知識について理解する。
3. 食物アレルギーについて理解する。
4. 保育者がおさえる食育のポイントについて理解する。

＜内容＞

1. 離乳の進め方に関する最近の動向
「授乳・離乳の支援ガイド」のねらいと、「授乳・離乳の支援ガイド」を活用した育児支援について理解する。
(1) 「授乳・離乳の支援ガイド」について
(2) 「授乳・離乳の支援ガイド」を活用した育児支援
2. 栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント
幼児期の食事作りの配慮事項（栄養、食品構成、衛生管理等）について理解する。
(1) 幼児期の栄養・食生活の特性
(2) 食事摂取基準と食品構成
(3) 幼児期の食事作りで配慮すべき点
(4) 幼児期の献立の立て方
(5) 衛生管理
3. 食物アレルギー
食物アレルギーに関する基本的考え方や配慮事項について理解する。
4. 保育者が押さえる食育のポイント
発達段階に応じて「食べる意欲」を支援する食育のポイントについて理解する。
(1) 食育の目標と内容
(2) 手づかみ食について
(3) 乳幼児期の食育のめざすもの
(4) 食育の実例

＜研修に当たっての考え方＞

乳幼児の食事について、提供する際の留意事項や保護者に対する助言のポイントについて理解するため、最近の離乳の進め方、幼児期の食事作りのポイント、食物アレルギー、食育に関するポイントを学ぶものとする。

地域保育コース＜共通科目＞シラバス

【研修の構造：地域保育の基礎を理解するための科目】

＜科目＞

④ 小児保健Ⅰ（講義・60分）

＜目的＞

1. 保育を行う上で必要となる健康管理のポイントや疾病の予防と感染防止への対応、保育中の発症への対応などの基礎知識について理解する。
2. 現場に生かせる、より具体的な対応について理解する。

＜内容＞

1. 乳幼児の健康観察のポイント
乳幼児の健康観察における留意事項について理解する。
 - (1) バイタルサインの観察
 - (2) 子どもの健康状態の変化の特徴
 - (3) 日々の観察
※乳幼児突然死症候群の予防、留意事項について説明
2. 発育と発達について
乳幼児の発育・発達や健康状態の把握、健康診断及び母子健康手帳の記載内容の活用。
 - (1) 入所前における子どもの健康状態の把握
 - (2) 嘱託医や関係機関との連携
3. 衛生管理・消毒について
「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に定める衛生管理等、実際に行う衛生管理の具体的な方法について理解する。
 - (1) 保育室の環境整備（室温、換気、採光等）
 - (2) 施設整備の衛生管理
 - (3) 手指の衛生
 - (4) その他の衛生管理
4. 薬の預かりについて
与薬に当たっての配慮事項について理解する。
 - (1) 与薬に際しての注意点

＜研修に当たっての考え方＞

乳幼児の疾病の予防及び感染の防止への対応について理解するため、乳幼児の健康観察のポイント、健康診断、衛生管理、薬の管理等、より具体的な対応について学ぶものとする。

地域保育コース＜共通科目＞シラバス

【研修の構造：地域保育の基礎を理解するための科目】

＜科目＞

⑤ 小児保健Ⅱ（講義・60分）

＜目的＞

1. 子どもに多い症状・病気を学び、その対応について理解する。
2. 小児に多い事故を学び、その予防と対応について理解する。
3. 異物除去法、心肺蘇生法を学び、緊急時の対応について理解する。

＜内容＞

1. 子どもに多い症例とその対応
子どもに多い症状（発熱、けいれん、腹痛・嘔吐・下痢、脱水）とこの対応方法について理解する。
2. 子どもに多い病気（SIDS等を含む）とその対応
子どもに多い病気（具体的な感染症とその特徴）やその対応、アレルギー（特徴と対処方法）について理解する。
(1) 主な感染症とその予防
 - 1) 感染の基本
 - 2) 流行性疾患（予防接種のあるもの）
 - 3) 予防接種のない感染症
 - 4) 登園（保育）許可について
 - 5) 感染予防
(2) アレルギー（アナフィラキシー、食物アレルギー、気管支喘息）について

※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「保育所における感染症対策ガイドライン」を周知する。
3. 事故予防と対応
子どもに多い事故（転倒・転落、誤飲・誤嚥、やけど、溺水等）、事故予防、救急処置の方法について理解する。
(1) 子どもに多い事故
(2) 事故予防と対応
(3) 救急処理（異物除去法、一次救命処置）

＜研修に当たっての考え方＞

子どもに多い病気の予防とその対応について理解するため、乳幼児に多い感染症・アレルギーの症状や事故とその対応方法について学ぶものとする。

地域保育コース＜共通科目＞シラバス

【研修の構造：地域保育の基礎を理解するための科目】

＜科目＞

⑥ 心肺蘇生法（実技・１２０分）

＜目的＞

- １．乳幼児を対象とした救急救命が行えるように、その技術を身につける。

＜内容＞

- １．心肺蘇生法、ＡＥＤ、異物除去法等

乳幼児に対応した心肺蘇生法の実技研修となるよう、講習実施機関等と事前に講習内容について調整するとともに、参加人数が多すぎるなどにより、見学だけの科目にならないよう配慮が必要。

＜研修に当たっての考え方＞

乳幼児を対象とした救急救命を行うことができるようその方法を習得するため、乳児、幼児人形を使用した救命救急の実技講習となるようにするとともに、必ず参加者が実技訓練をできるように、参加者数に対する人形、ＡＥＤの数や講師数に配慮することにより、具体的な心肺蘇生法、異物除去法等の救急救命の技術について学ぶものとする。

地域保育コース＜共通科目＞シラバス

【研修の構造：地域保育の実際を理解するための科目】

＜科目＞

⑦ 地域保育の環境整備（講義・60分）

＜目的＞

1. 保育環境の整備にあたり、基本的な考え方と配慮事項について理解する。
2. 保育を行うために作られた場所ではないところを保育の場として利用する上での工夫や配慮について理解する。
3. 保育に必要な設備・備品とその配置について、具体的事例およびチェックポイントを示し、自己点検を行えるようにする。

＜内容＞

1. 保育環境を整える前に
「家庭的保育等に関する設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）にある基準や保育環境に関する基本的な考え方を理解する。
(1) 「家庭的保育等に関する設備及び運営に関する基準」等の規定について
(2) 保育に必要な環境の構成要素
(3) 保育環境に関する留意点
(4) 保育者の居宅で保育を行う場合
2. 保育に必要な環境とは
子どもを保育するにあたり、安全性が保障されており、子どもにとって1日を居心地の良く過ごせるために必要な環境について理解する。
(1) 安全に、安心して生活できること
1) 子どもの発達と事故
2) 事故を未然に防ぐための環境整備
①進入防止、②転倒などによる事故防止、③ドアへの挟まれ防止、④乗り越え（転落）防止、
⑤物の取り出しによる事故防止、危険物取り出し防止、⑥落下や家具の転倒防止、⑦誤飲防止、⑧溺水防止
3) 居心地のよい環境づくり
(2) 日常的なケアを行う
(3) 子どもの豊かな遊びを保障する
(4) 効率的な空間の利用
(5) 清潔を保つ ― 衛生管理
(6) 保育環境を整える際に検討すべきこと
3. 環境のチェックポイント
具体的に必要となる設備や備品に関するチェックポイントについて理解する。

＜研修に当たっての考え方＞

子どもにとって居心地のよい保育環境、保育者の居宅で行う家庭的保育における保育環境整備における留意点について理解するため、保育環境整備に当たっての基本的考え方、子どもが安全に安心して過ごすことができるために必要となる環境、このために必要となる設備や備品とこの配置について具体的な事例及びチェックポイントについて学ぶものとする。

地域保育コース＜共通科目＞シラバス

【研修の構造：地域保育の実際を理解するための科目】

＜科目＞

⑧ 安全の確保とリスクマネジメント（講義・60分）

＜目的＞

1. 保育環境上起こりうる危険について学び、事故を未然に防ぐための予防策や安全確保の留意点について理解する。
2. 万一事故が起こった場合の対応や報告について理解する。

＜内容＞

1. 子どもの事故
発達段階に応じて子どもに起こりやすい事故の内容が異なっていることについて理解する。
2. 子どもの事故の予防 保育上の留意点
子どもの事故について、具体的な点検事項を確認し、事故防止の方法について理解する。
 - (1) 毎日の点検
 - 1) 健康観察（視診） 2) 子どもの受け渡し 3) 保育室内での事故防止 4) 散歩 5) 戸外での活動
 - 6) 不審者対応
 - (2) 定期的な点検
 - 1) 保育室内での事故防止 2) 散歩 3) 火事・地震 4) いざという時の応援
3. 緊急時の連絡・対策・対応
緊急時に備えて連絡先や連絡手段の確認を行うこと、定期的な避難訓練を実施すること、事故後の報告などについて予め準備することが必要な内容について理解する。
 - (1) 連絡網の準備
 - (2) 避難訓練の実施
 - (3) 災害時・事件への対策・対応
 - 1) 保育室内での事故 2) 散歩中の交通事故 3) 不審者侵入 4) 保育中の地震 5) 保育中の火事
 - (4) 事故後の報告
4. リスクマネジメントと賠償責任
万一、事故が起こった場合の適切な対応と賠償責任保険への加入など、リスクマネジメントの必要性について理解する。
 - (1) リスクマネジメントとは
 - (2) 保育中の事故と法的責任

＜研修に当たっての考え方＞

保育環境上起こりうる事故の予防策や安全確保における留意点について理解するため、事故防止のための点検事項の確認、緊急時の対応のために予め準備することが必要な事項、事故に対するリスクマネジメントの必要性について学ぶものとする。

地域保育コース＜共通科目＞シラバス

【研修の構造：地域保育の実際を理解するための科目】

＜科目＞

⑨ 保育者の職業倫理と配慮事項（講義・演習・90分）

＜目的＞

1. 保育者としての職業倫理について理解する。
2. 保育者の自己管理について理解する。
3. 地域住民との関係づくりについて理解する。（家庭的保育における家庭的保育者の家族との関係にも留意する。）
4. 保育所や様々な保育関係者との関係づくり、行政との関係などについて理解する。
5. 児童虐待が疑われた場合の保育者としての対応について理解する。

＜内容＞

1. 保育者の職業倫理
「全国保育士会倫理綱領」を参考にしながら、保育者としての職業倫理について理解する。
2. 保育者の自己管理
質の高い保育を行うために、生活のリズムを整え、食事・睡眠・運動・ストレスマネジメントなど健康管理を心がけること、研修会への参加などを通して人間性や保育の質の向上を図ることの必要性について理解する。
(1) 健康面について
(2) 研鑽面について
3. 地域等との関係
地域住民の理解と協力の必要性和、地域住民との関係づくりについて理解する。また、家庭的保育における家庭的保育者の家族との協力関係について理解する。
4. 保育所や様々な保育関係者との関係
保育所等の連携施設と連携することの意義、他の保育関係者との交流の必要性について理解する。
(1) 連携施設との関係
(2) 様々な保育関係者との関係
5. 行政との関係
行政との協力関係の構築の必要性について理解する。
6. 地域型保育の保育者の役割の検討（演習）
地域型保育に従事する保育者はどういう役割を果たすべきか、KJ法を用いて、グループで定義づくりをする。

＜研修に当たっての考え方＞

保育者として必要となる基本姿勢や果たすべき役割について理解するため、保育者としての職業倫理、自己管理の必要性、地域や周辺の保育所等との関係、行政との協力関係の必要性について学ぶものとする。

地域保育コース＜共通科目＞シラバス

【研修の構造：地域保育の実際を理解するための科目】

＜科目＞

⑩ 特別に配慮を要する子どもへの対応（0～2歳児）（講義・90分）

＜目的＞

1. 0～2歳の気になる行動をどのように考え、どう関わっていけばよいかを行動特徴の把握などを通して理解する。
2. 特別に配慮を要する子どもへの対応における保育者の役割について理解する。
※ 発達の遅れが疑われる場合、保護者の思いを踏まえた上での対応の必要性について理解する。（専門機関との連携を含む。）
3. 遊びを通して、子どもの発達を促す方法について理解する。

＜内容＞

1. 気になる行動
保育者が気になる「子どもの行動」とはどういうものか、思い起こす。
2. 気になる行動をする子どもの行動特徴
特別に配慮を要する子どもの気になる行動の特徴、子どもが気持ちを訴える際の具体的な表現の仕方について理解する。
(1) 行動特徴
(2) 子どもの心の訴え方
3. 気になる行動への対応の考え方
保育者が気になる行動に対して行う対応によって、子どもの発達に影響することについて理解する。
4. 気になる行動の原因とその対応
気になる行動には様々な原因が考えられることについて理解し、適切な対応について理解する。
(1) 原因
(2) 障害とその対応
(3) 環境要因とその対応
5. 保育者の役割
子どもの気になる行動に対して、保育者がとるべき行動、モデルとしての役割について理解する。
(1) 発達課題達成のための援助者
(2) 行動モデルとしての保育者…親子にかかわる大人として
(3) 楽しさを共有する保育者
6. 遊びを通して、子どもの発達を促す方法
日本に伝承されてきたあやし方や遊びなどによるコミュニケーションを学び、子どもを楽しませながら心身を育てる効果があることについて理解する。

＜研修に当たっての考え方＞

0～2歳児の気になる行動どのように受け止め、どう関わっていけばよいかを理解するため、特に配慮を要する子どもの行動の事例、特徴、気になる行動への対応の方法、保育者としての役割について学ぶものとする。

地域保育コース＜共通科目＞シラバス

【研修の構造：研修を進める上で必要な科目】

＜科目＞

⑪ グループ討議（演習・90分）

＜目的＞

1. 研修参加者が討議のテーマにそって話し合うための方法やマナーについて理解する。
2. テーマについて、自分の意見を述べたり、他の参加者の意見を聞く相互作用を通して、考えをまとめ、問題点を整理し、解決方法を検討する。
3. 今後学びたい内容あるいは助言者に質問したいことなどを、グループ内で話し合う。
4. 研修で学んだこと等についてグループ討議を行い、理解を深める。

＜内容＞

1. 討議の目的
グループ討議により、地域型保育コースで行う保育への理解を深め、不安や問題点について話し合い、その解決策を見いだすというグループ討議の目的を理解する。
2. 討議の原則
グループ討議を行う際には、マナーを守って行う必要があることについて理解する。
3. 討議の効果
グループ討議により問題整理や情報収集・提供などの効果があることについて理解する。
4. 討議のすすめ方
グループ討議の進め方（流れ）とマナーについて理解する。
 - （1）自己紹介
 - （2）司会係と記録係、全体討議での発表係を選ぶ
 - （3）個人の考えの明確化
 - （4）個人カードの発表
 - （5）問題点のグルーピング
 - （6）討議課題の決定
 - （7）解決策の討議
 - （8）記録
 - （9）まとめ
 - （10）全体討議での発表
5. グループ討議（演習）
実際にグループ討議を行い、グループ討議の進め方、効果について講義で学んだ内容についての理解を深める。

＜研修に当たっての考え方＞

グループ討議の方法を学び、実際にグループ討議を行うことにより、講義や演習により学んだ内容について、理解を深める機会とする。

地域保育コース＜共通科目＞シラバス

【研修の構造：自治体の制度や地域の保育事情等を理解するための科目】

＜科目＞

⑫ 実施自治体の制度について（任意）（講義・60～90分）

＜目的＞

○実施自治体の保育関係施策や関係機関について理解する。

※ 一時預かり事業を含めた地域子ども・子育て支援事業について理解する。

＜内容＞

1. 関係機関

2. 地域資源

※ 研修が実施される地域にある関係機関や保育資源について説明し、研修終了後の従事先についてイメージを持ちながら研修を受講できるようにする。

※ 一時預かり事業を含めた地域資源についても情報提供する。

＜研修に当たっての考え方＞

地域の保育資源を学び、この研修を受講することにより、どのような保育現場に従事できるかを理解できるようにする。

また、一時預かり事業については、地域型保育の分類の研修を受講することによって従事可能となるが、実際に一時預かり事業に従事する際には、一時預かり事業の分類の研修を受講することが適当であることを理解する。

※ この科目を行うときは、基本的には自治体の方が講師となる。

地域保育コース＜選択科目：地域型保育＞シラバス

＜科目＞

① 地域型保育の概要（講義・60分）

＜目的＞

1. 地域型保育の各事業の概要や位置づけについて理解する。
2. 地域型保育の特徴を学び、保育所保育との共通点、相違点について理解する。
3. 規模の小さい地域型保育の意義及びリスクについて学び、リスクを回避するための課題について理解する。
（注）一時預かり事業の研修受講を促す。

＜内容＞

1. 地域型保育の事業概要

子ども・子育て支援新制度の概要を学び、地域型保育事業の制度について理解する。

（注）研修を修了した者は、一時預かり事業に従事が可能であるが、実際に一時預かり事業に従事する際には、一時預かり事業の分類の研修を受講することが望ましい旨を説明。

（1）子ども・子育て支援新制度の概要

- 1) 保育所の状況
- 2) 子ども・子育て支援新制度の目的
- 3) 子ども・子育て支援新制度の仕組み

（2）地域型保育事業の概要

- 1) 事業類型

2. 地域型保育の特徴

地域型保育の特徴、意義、連携施設の役割について理解する。

- （1）地域型保育の定義
- （2）地域型保育の特徴
- （3）地域型保育の理念
- （4）連携施設の役割

- 1) 集団保育の経験
- 2) 情報提供・相談支援
- 3) 代替保育
- 4) 満3歳以上の保育の受け入れ

（5）地域型保育の意義

- 1) 家庭的な環境での保育
- 2) 小集団を対象とするきめ細やかな保育
- 3) 同じ保育者が対応
- 4) 子どもの生活リズムの尊重
- 5) 家庭生活から集団保育に移行する間のきょうだい体験
- 6) 保護者への緊密な子育て支援
- 7) 地域の子育て支援

3. 地域型保育のリスクを回避するための課題

少人数であるため、密室性が高くなることによるリスクを回避するために必要な対応について理解する。

- （1）開かれた保育
- （2）チームワークで行う保育
- （3）さまざまな地域資源の活用
- （4）自己研鑽と健康管理
- （5）保育ネットワークの活用

＜研修に当たっての考え方＞

地域型保育事業の概要を理解するため、研修終了後に従事可能となる事業の特徴に、地域型保育に生じるリスクを回避するための課題について学ぶ。

地域保育コース＜選択科目：地域型保育＞シラバス

＜科目＞

② 地域型保育の保育内容（講義・演習・１２０分）

＜目的＞

1. 地域型保育における基本的な１日の流れや保育内容について理解する。
2. 少人数の異年齢児を保育する際の方法、工夫、留意事項などについて理解する。
3. 新しく子どもを受け入れる際の留意点について理解する。
4. 計画や記録の必要性を学び、子どもの育ちの見通しをもって保育することの重要性について理解する。

＜内容＞

1. 地域型保育における保育内容

地域型保育で行う保育の特徴、保育に当たっての基本的な考え方、１日の流れについて理解する。

- (1) 地域型保育の特徴
- (2) 地域型保育の基本方針
- (3) 地域型保育の１日

2. 地域型保育の１日の流れ

子どもを迎え入れる準備から、帰宅までの１日の流れの中で留意する事項についてを理解する。

- (1) 子どもを迎え入れるまでの準備
- (2) 子どもの登園・受入
- (3) 自由遊び
- (4) おやつ・水分補給
- (5) 散歩・外遊び
- (6) 手洗い・うがい
- (7) 昼食
- (8) 歯磨き
- (9) 午睡
- (10) 目覚め・検温
- (11) おやつ
- (12) 自由遊びまたは散歩
- (13) 帰宅の準備
- (14) 保育終了後

3. 異年齢保育

様々な年齢の子どもを同時に保育する場合の留意点について理解する。

- (1) それぞれの発達過程の特徴
- (2) 異年齢保育の遊びの工夫
- (3) 異年齢保育による効果

4. 新しく子どもを受け入れる際の留意点

新しく子どもを受け入れる際に行うならし保育、発達段階に応じて必要となる配慮事項について理解する。

- (1) ならし保育の進め方
- (2) 0歳児の配慮事項
- (3) 1. 2歳児の配慮事項
- (4) ならし保育中の在園児の保育

5. 地域の社会資源の活用

保育所などの連携施設や地域にある様々な資源を活用し、開かれた保育と保育の質の向上を図ることについて理解する。

- (1) 連携施設の活用
- (2) 地域資源の活用

6. 保育の計画と記録

子どもをより深く理解し、子どもの育ちの見通しを持つこと、四季を感じる保育を行うこと、自らの実践を振り返るために

計画や記録が重要であることを理解する。また、連絡帳、保育日誌、健康観察記録、年間行事等の記録などの書き方について理解する。

- (1) 記録の種類
- (2) 連絡帳の書き方

7. 保育の体制

複数の保育者で行う保育における保育者の役割分担、チームワークの必要性、組織としての責任体制について理解する。

- (1) 家庭的保育における保育補助者の役割
- (2) 複数保育体制のチームワーク

*講義の合間に、遊び、手作りおもちゃ、グループ討議などを入れる。

＜研修に当たっての考え方＞

地域型保育で行う保育内容の特徴を理解するため、１日の保育の流れ、異年齢児で行う保育の特徴、新しく子どもを受け入れる場合の配慮事項、計画や記録の重要性等について学ぶ。

地域保育コース＜選択科目：地域型保育＞シラバス

＜科目＞

③ 地域型保育の運営（講義・60分）

＜目的＞

1. 設備及び運営の基準の内容について理解する。
2. 情報提供の方法、受託前の利用者との面接、記録や報告の管理などについて理解する。

＜内容＞

1. 設備及び運営の基準の遵守

地域型保育に関する設備及び運営の基準（「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）に規定されている内容について理解する。

2. 情報提供

利用者が適切に選択することができ、地域住民の理解と協力を得ることができるよう情報提供が必要であること、情報提供の方法、個人情報への配慮の重要性について理解する。

（1）情報提供の目的

（2）さまざまな情報提供

- 1) 行政による情報提供
- 2) 関係団体等による情報提供
- 3) 事業者による情報提供

（3）情報の種類

（4）個人情報への配慮

3. 受託までの流れ

子どもの受入までの流れを確認し、受入に関する留意事項について理解する。

（1）問い合わせへの対応

（2）見学の受け入れ

（3）保護者との面接

- 1) 子どもの状態について
- 2) 保育について

（4）保育を始めるにあたって

4. 地域型保育の運営上必要な記録と報告

運営上記録することの必要性、記録の種類について理解する。

＜研修に当たっての考え方＞

地域型保育の運営に必要な内容について理解するため、設備及び運営の基準において遵守すべき事項、情報提供の必要性とその方法、子どもの受入までの流れ、運営上の必要な記録や報告について学ぶ。

地域保育コース＜選択科目：地域型保育＞シラバス

＜科目＞

④ 地域型保育における保護者への対応（講義・演習・90分）

＜目的＞

1. 保護者と協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者の子育てを支援する役割についての意義を学び、このために必要な知識と技術について理解する。
2. 地域型保育における保護者への対応において、保護者との信頼関係づくりや保護者への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。

＜内容＞

1. 保護者との関わりと対応
子育て支援として行う保護者支援の必要性、保護者支援の際の視点について理解する。
(1) 保育者に求められる役割
 - 1) 子育て支援の必要性
 - 2) ソーシャルワーク的機能の必要性(2) 地域型保育における保護者への対応
 - 1) 保護者の理解と協力
 - 2) 保護者への個別支援と対応
 - 3) 保護者相互の協力・連携
 - 4) 地域資源との連携・地域交流の活用
2. 保護者への対応の基本
「保育所保育指針」の第6章に掲げられている「保育所における保護者に対する支援の基本」の7つの事項について理解する。
3. 子育て支援における保護者への相談・助言の原則
望ましい対応をするため、保護者への相談・助言における原則を身につけることの必要性について学ぶ。
(1) 傾聴・受容・共感的理解
(2) 利用者・相談者のありのままの感情表出の促進
(3) 自らの感情のコントロール
(4) 1人ひとりの個別性の尊重
(5) 非審判的態度
(6) 利用者の自己決定の尊重
(7) 保護者のエンパワメント
(8) 秘密保持
4. 保護者への対応 ～事例を通して考える～
具体的な事例に基づき、保護者への対応の方法について検討し、理解を深める（演習）。

＜研修に当たっての考え方＞

地域型保育における保護者への対応について理解するため、保育者に求められる保護者支援の役割、保護者への対応の基本姿勢、保護者へ相談・助言をする場合の留意事項について学ぶ。また、具体的な事例に基づき、保育者がとるべき保護者への対応方法を検討し、保護者対応への理解を深める。

地域保育コース＜選択科目：地域型保育＞シラバス

＜科目＞

⑤ 見学実習オリエンテーション（演習・30分～60分）

＜目的＞

1. 見学実習を行うに当たって必要な配慮事項や見学のポイントについて理解する。
2. 見学実習でどのようなことを学びたいか、あらかじめ考える機会とする。

＜内容＞

1. 見学実習の目的

講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保に関する事項などについて、実際に保育現場を見学することで具体的なイメージを持ち理解を深めるとともに、今後実践する保育において具体的に参考とするという見学実習の目的について理解する。

2. 見学実習のポイントと配慮事項

見学先の事業者と子どもに対する配慮事項、見学する際に確認すべき具体的なポイントについて理解する。また、見学実習に当たって、感染症に罹患させないよう留意するとともに、見学先の子どもや保育者に関する個人情報等の取扱いに留意することを理解する。

- (1) 見学先と子どもたちへの配慮
- (2) 環境～安全で安心できる環境づくり
- (3) 一日の生活の流れと保育者・子どもの様子
- (4) 異年齢・小集団保育を生かす遊び
- (5) 地域資源の利用
- (6) 保護者とのかかわり
- (7) 複数の保育者体制、保育者間の役割分担、引継ぎ等
- (8) 保育者の保育観や保育方針
- (9) 見学の記録

※見学実習を講義・演習に代える場合は省略。

＜研修に当たっての考え方＞

見学実習において留意すべき事項について予め理解するため、見学実習の目的、見学先とその子どもへの配慮事項、見学の際に確認するポイントについて学ぶこととする。

地域保育コース＜選択科目：地域型保育＞シラバス

＜科目＞

⑥ 見学実習（実習・2日以上）

※講義・演習に代える場合：（講義・演習：実習と同程度の内容を担保（1日以上））

＜目的＞

1. 地域型保育の現場に出向き、講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保など、実際に見学・観察を通して理解する。
2. 保育に取り組むに際して、具体的に参考になることについて理解する機会とする。（家庭的保育は、家庭的保育者個人の自宅であり、異なる地域の環境の中でそれぞれ独自の工夫をして、保育を展開していることに留意する。）
3. （見学実習を講義・演習に代える場合）子どものおむつ交換、食事の介助など、子どもの生活援助について演習を通して理解する。ミルクやほ乳瓶などの実物を知る。

＜内容＞

1日目 保育の1日の流れを見る

実践する保育について、受入から帰宅まで1日の流れを実際に観察し、理解する。

2日目 保育の記録・計画、受付等の書類や環境構成、保護者対応の実際等について学ぶ

実際の記録や計画と書類を見て、どのような記録をするのかを理解する。

※ 従事を予定している事業を見学先とすることが望ましいが、難しい場合には、認可保育所での0～2歳児の保育に関する見学実習も可能とする。

※ 可能な限り見学実習を実施することが望ましいが、地域の実情等に応じ、DVDの視聴等と講義・演習などによる実施も可能とする。この場合に、子どものおむつ交換や食事の介助等を学び、ミルクやほ乳瓶等の実物を知る機会を設けることが必要。

※見学実習を行う際には、研修実施機関が見学実習先との連絡調整等を行う。

＜研修に当たっての考え方＞

保育者として実践する保育の具体的なイメージを理解するため、実際の保育の場面を見学し、1日の流れ、記録や計画等の書類、保護者対応の実際等について学ぶ。

地域保育コース＜選択科目：一時預かり事業＞シラバス

＜科目＞

① 一時預かり事業の概要（講義・60分）

＜目的＞

1. 一時預かり事業の子育て支援としての意義、継続的な保育との相違について理解する。
2. 一時預かり事業の特徴を学び、従事者として、子どもや保護者との関わり方における基本姿勢について理解する。

＜内容＞

1. 一時預かり事業とは
一時預かり事業が創設された背景と子ども・子育て支援新制度における事業のあり方などについて理解する。
 - (1) 一時保育事業の創設の背景
 - (2) 子育て支援事業の法定化
 - (3) 一時預かり事業の展開
 - (4) 子ども・子育て支援新制度における一時預かり事業
2. 一時預かり事業の意義
一時預かり事業の目的や役割について理解する。
 - (1) 一時預かり事業の目的
 - (2) 一時預かり事業の機能・役割
 - (3) 一時預かり事業に期待される役割
3. 一時預かり事業の特徴
一時預かり事業を利用する子どもの特徴や保護者の利用形態などについて理解する。
 - (1) 一時預かり事業を利用する子どもの特徴
 - (2) 一時預かり事業を利用する保護者の特徴
 - (3) 子どもや保護者との関係性
4. 一時預かり事業従事者の基本姿勢
一時預かり事業に従事する際に必要となる基本的な姿勢について理解する。
 - (1) 一時預かり事業の従事者に求められる役割

＜研修に当たっての考え方＞

一時預かり事業の概要を理解するため、一時預かり事業の意義、特徴、従事する際に必要となる保育者の基本姿勢について学ぶ。

地域保育コース＜選択科目：一時預かり事業＞シラバス

＜科目＞

② 一時預かり事業の保育内容（講義・演習・１２０分）

＜目的＞

- １．初めて会う子どもとの信頼関係を形成する具体的な関わり方について理解する。
- ２．一時預かり事業は子どもの家庭生活の延長にあるため、一人ひとりの状態に対応し、子どもが安心して過ごせるようにすることについて理解する。
- ３．子どもの不安を安心に変える具体的な関わり方について理解する。

＜内容＞

- １．初めて会う子どもとの関係づくり
毎日利用する子どもが異なる一時預かり事業において子どもとの関係作りの重要性、不適切な対応をとらないための配慮事項について理解する。
(１) 関係を作る
(２) 不安を安心に変える心遣い
(３) 子どもに対して行いがちな不適切な対応（人権の侵害）
- ２．一人ひとりの発達に応じた生活・遊びの援助
初めて一時預かり事業を利用する子どもは、家庭とは異なる様子を見せることが多いため、一人ひとりの状態や特徴を把握し、発達段階に応じた生活の援助を行うことについて理解する。
(１) 一時預かり事業における配慮事項
①一時預かり事業を利用する子どもの特徴
②一時預かり事業を利用する子どもへの配慮事項
(２) 年齢別の保育のポイント
- ３．子どもが安心して過ごせる環境づくり
一時預かり事業を利用する子どもが安心して過ごせるための環境作りについて理解する。
(１) 安心感のある環境
①親と離れることの不安 ②空間の表情を作る ③家庭的な雰囲気づくり
(２) 遊びが楽しめる環境
①物や人に影響を受けやすい乳幼児 ②おもちゃをきっかけとした居場所作り
③体全体を使った動きの大きな遊び ④異年齢の子どもが集まる場合の工夫
(３) 安全な環境
①子ども同士のトラブルが起こりやすい環境
②視覚・聴覚への刺激を抑えることにより、落ち着いて遊べる環境

※講義の合間に、遊びの事例、演習などを入れる。一時預かり事業に適したおもちゃや絵本などを紹介する。

＜研修に当たっての考え方＞

一時預かり事業を利用する子どもが安心して過ごせる環境を理解するため、初めて会う子どもとの関係作り、発達に応じた生活援助や遊びの工夫、子どもの心身への負担に配慮した環境作りについて学ぶ。

地域保育コース＜選択科目：一時預かり事業＞シラバス

＜科目＞

③ 一時預かり事業の運営（講義・60分）

＜目的＞

1. 一時預かり事業の業務の流れについて理解する。
2. 記録や保護者への報告の記載の仕方、保護者のプライバシーの遵守、職員間の連携の必要性について理解する。

＜内容＞

1. 一時預かり事業の業務の流れ
一時預かり事業の運営に必要となる業務の流れと留意事項について理解する。
 - (1) 利用者ニーズの把握
 - (2) 利用手続き
 - (4) 利用当日の対応
2. 情報提供、受付、登録
一時預かり事業の利用者や地域住民に対する情報提供、一時預かり事業の体験の機会、利用に当たり事前説明する際に留意する事項について理解する。
 - (1) 利用促進を図るための情報提供や体験の機会
 - (2) 利用に当たっての説明
3. 記録、保護者への報告
一時預かり事業の運営にあたり記録の必要性、保護者との信頼関係を築くなど保護者に対する報告の意義について理解する。
 - (1) 記録の意義
 - (2) 保護者への報告の意義
4. 職場倫理・チームワーク、職員間の共通理解
一時預かり事業に従事する保育者の職場倫理、保育者間の情報の共有など、事業を円滑に運営するために必要な留意事項について理解する。
 - (1) 職場倫理
 - (2) 適切な引き継ぎと情報の共有

＜研修に当たっての考え方＞

一時預かり事業の運営に当たり必要となる留意事項について理解するため、業務の流れ、情報提供の必要性、事業の記録、保護者への報告の意義、職場内の情報共有の重要性について学ぶ。

地域保育コース＜選択科目：一時預かり事業＞シラバス

＜科目＞

④ 一時預かり事業における保護者への対応（講義・演習・90分）

＜目的＞

1. 保護者と協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者の子育てを支援する役割についての意義を学び、このために必要な知識と技術について理解する。
2. 一時預かり事業における保護者への対応において、信頼関係づくりや保護者への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。

＜内容＞

1. 保護者との関わりと対応
一時預かり事業を利用する保護者の状況、保護者支援として行われる一時預かり事業の役割について理解する。
(1) 乳幼児を育てる家族の状況
(2) 「保護者支援」が必要となる社会的背景
(3) 保育の専門性を生かした保護者支援
2. 保護者への対応の基本
保育所保育指針を参考に保護者対応の基本、一時預かり事業の保育者について理解する。
(1) 子どもの最善の利益
(2) 保護者と共に子どもの成長を喜びあう
～「共感」を超えた「同感」～
(3) 保護者の養育力の向上に資する
3. 子育て支援における保護者への相談・助言の原則
保護者支援の役割を果たす一時預かり事業の保育者に求められる基本姿勢、具体的な場面について理解する。
(1) 保護者支援における基本姿勢
1) 傾聴・受容・共感的理解
2) 利用者の自己決定の尊重
3) 信頼関係の構築
(2) 一時預かり事業における保護者支援の実際
1) 一時預かり事業における保護者支援の特性と留意点
2) 一時預かり事業における保護者支援の展開場面と手段
4. 保護者への対応 ～事例を通して考える～
具体的な事例に基づき、保護者への対応の方法について検討し、理解を深める（演習）。

＜研修に当たっての考え方＞

一時預かり事業における保護者への対応について理解するため、保育者に求められる保護者支援の役割、保護者への対応の基本姿勢、保護者へ相談・助言をする場合の留意事項について学ぶ。また、具体的な事例に基づき、保育者がとるべき保護者への対応方法を検討し、保護者対応への理解を深める。

地域保育コース＜選択科目：一時預かり事業＞シラバス

＜科目＞

⑤ 見学実習オリエンテーション（演習・３０～６０分）

＜目的＞

- 見学実習を行うに当たって必要な配慮事項や見学のポイントについて理解する。
- 見学実習でどのようなことを学びたいか、あらかじめ考える機会とする。

＜内容＞

１．見学実習の目的

講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保など、実際に一時預かりの現場を見学することで具体的なイメージを持ち理解を深めるとともに、今後実践する保育において具体的に参考とするという見学実習の目的について理解する。

２．見学実習のポイントと配慮事項

見学先の事業者と子どもに対する配慮事項、見学する際に確認すべき具体的なポイントについて理解する。また、見学実習に当たって、感染症に罹患させないよう留意するとともに、見学先の子どもや保育者に関する個人情報等の取扱いに留意することを理解する。

- （１）見学先と子どもたちへの配慮
- （２）環境～安全で安心できる環境づくり
- （３）一日の生活の流れと保育者・子どもの様子
- （４）異年齢・小集団保育を生かす遊び
- （５）地域資源の利用
- （６）保護者とのかかわり
- （７）家庭的保育における複数の保育体制、保育補助者の役割
- （８）保育者の保育観や保育方針
- （９）見学の記録

※見学実習を講義・演習に代える場合は省略。

＜研修に当たっての考え方＞

見学実習において留意すべき事項について予め理解するため、見学実習の目的、見学先とその子どもへの配慮事項、見学の際に確認するポイントについて学ぶこととする。

地域保育コース＜選択科目：一時預かり事業＞シラバス

＜科目＞

⑥ 見学実習（実習・2日以上）

※講義・演習に代える場合：（講義・演習：実習と同程度の内容を担保（1日以上））

＜目的＞

1. 一時預かり事業の現場に出向き、講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保など、実際に見学・観察を通して理解する。
2. 保育に取り組むに際して、具体的に参考になることについて理解する機会とする。
3. （見学実習を講義・演習に代える場合）子どものおむつ交換、食事の介助など、子どもの生活援助について演習を通して理解する。ミルクやほ乳瓶などの実物を知る。

＜内容＞

1日目 保育の1日の流れを見る

実践する保育について、受入から帰宅まで1日の流れを実際に観察し、理解する。

2日目 保育の記録・計画、受付等の書類や環境構成、保護者対応の実際等について学ぶ

実際の記録や計画と書類を見て、どのような記録をするのかを理解する。

※ 従事を予定している事業を見学先とすることが望ましいが、難しい場合には、認可保育所での保育に関する見学実習も可能とする。

※ 可能な限り見学実習を実施することが望ましいが、地域の実情等に応じ、DVDの視聴等と講義・演習などによる実施も可能とする。この場合に、子どものおむつ交換や食事の介助等を学び、ミルクやほ乳瓶等の実物を知る機会を設けることが必要。

※見学実習を行う際には、研修実施機関が見学実習先との連絡調整等を行う。

＜研修に当たっての考え方＞

保育者として実践する保育の具体的なイメージを理解するため、実際の保育の場面を見学し、1日の流れ、記録や計画等の書類、保護者対応の実際等について学ぶ。

地域保育コース＜選択科目：ファミリー・サポートセンター＞シラバス

＜科目＞

- ① ファミリー・サポート・センターの概要（講義・60分）

＜目的＞

1. 地域における相互援助活動としてのファミリー・サポート・センターの活動の内容や意義について理解する。

＜内容＞

1. ファミリー・サポート・センターとは
ファミリー・サポート・センター事業の仕組み、活動理念を理解する。
 - (1) ファミリー・サポート・センター事業の仕組み
 - (2) ファミリー・サポート・センター事業の活動の理念
 - (3) 保育者（提供会員）と保護者（依頼会員）との関係
2. ファミリー・サポート・センターの意義
ファミリー・サポート・センター事業の役割、相互援助活動の意義を理解する。
 - (1) ファミリー・サポート・センターの役割
 - (2) 相互援助活動の意義
3. ファミリー・サポート・センターの特徴
ファミリー・サポート・センター事業の子育て支援としての役割について理解する。
 - (1) 地域の子育て支援活動としての役割

＜研修に当たっての考え方＞

ファミリー・サポート・センター事業の相互援助活動の意義を理解するため、ファミリー・サポート・センター事業の仕組み、活動内容、役割、特徴を学ぶものとする。

地域保育コース＜選択科目：ファミリー・サポートセンター＞シラバス

＜科目＞

② ファミリー・サポート・センターの援助内容（講義・演習・１２０分）

＜目的＞

1. 保育者（提供会員）として子どもや保護者（依頼会員）に対する心構え、配慮しなければならない点について理解する。
2. 援助活動の流れについて理解する。
3. 年齢や発達に応じた保育内容・生活援助をする際の方法や工夫、留意事項などについて理解する。

＜内容＞

1. ファミリー・サポート・センターの援助活動における基本姿勢
ファミリー・サポート・センター事業の保育者（提供会員）として行う援助活動の範囲と心構えを理解する。
(1) 保育者（提供会員）として行う援助活動の範囲
(2) 保育者（提供会員）としての心構え
2. 援助活動の流れ
ファミリー・サポート・センター事業の登録から援助活動までの流れ、援助活動の内容による違いを理解する。
(1) 登録から援助活動までの流れ
(2) 提供する援助内容に応じた活動の流れ
(3) 保護者（依頼会員）への報告の意義
3. 活動を行う上での配慮事項
ファミリー・サポート・センター事業の保育者（提供会員）として、子どもや保護者（依頼会員）に対する配慮事項、役割について理解する。
(1) 子どもに対する配慮事項
(2) 保護者（依頼会員）に対する配慮事項
(3) 援助活動の事例を通して配慮事項や保育者（提供会員）としての役割について考える（演習）
4. 発達に応じた保育内容・生活援助
発達に応じた援助内容・環境整備について理解する。
(1) 年齢や発達に応じた提供する援助内容
(2) 年齢や発達に応じた保育環境の整備
(3) 年齢や発達に応じた遊びの工夫

＜研修に当たっての考え方＞

ファミリー・サポート・センター事業の保育者（提供会員）としての活動内容を理解するため、保育者（提供会員）としての基本姿勢、活動の流れ、活動をする上で配慮が必要な事項を学ぶものとする。

地域保育コース＜選択科目：ファミリー・サポートセンター＞シラバス

＜科目＞

③ ファミリー・サポート・センターにおける保護者（依頼会員）への対応（講義・演習・90分）

＜目的＞

1. 保護者（依頼会員）と保育者（提供会員）が協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者（依頼会員）の子育てを支援する役割の意義について理解する。また、このために必要な知識と技術について理解する。
2. 保護者（依頼会員）との対応において、保護者（依頼会員）との信頼関係づくりや保護者（依頼会員）への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。

＜内容＞

1. 保護者（依頼会員）との関わりと対応
保護者（依頼会員）との関わりを踏まえ、保育者（提供会員）に求められる子育て支援の役割について理解する。
(1) 保育者（提供会員）に求められる子育て支援の役割
2. 保護者（依頼会員）への対応の基本
保護者（依頼会員）に対する理解、信頼関係の構築、連携について理解する。
(1) 保護者（依頼会員）の理解
(2) 保育者（提供会員）と保護者（依頼会員）との信頼関係の構築
(3) 保護者（依頼会員）との協力・連携
3. 保護者（依頼会員）への対応 ～事例を通して考える～
保護者（依頼会員）への対応について理解する。
(1) 具体的な保護者（依頼会員）とのやりとりの事例を示して、保育者（提供会員）に求められる対応を考える（演習）

＜研修に当たっての考え方＞

ファミリー・サポート・センター事業の保育者（提供会員）として求められる保護者への対応を理解するため、保育者（提供会員）が行う子育て支援の役割、保護者（依頼会員）との関係作りの必要性を学ぶとともに、具体的な事例を通して、保育者（提供会員）としてどのような行動を取るべきかを学ぶものとする。

地域保育コース＜選択科目：ファミリー・サポートセンター＞シラバス

＜科目＞

④ 援助活動の実際（講義・演習・１２０分）

＜目的＞

- １．先輩保育者（提供会員）から直接話を聞き、講義で学んだ環境整備、援助内容、安全確保などについて理解する。
- ２．援助活動に取り組むに際して、具体的に参考になることについて理解する機会とする。

＜内容＞

- １．実際の活動について学ぶ
 - 活動経験者に援助活動の実際を聞く
 - 活動に関する疑問・不安等についての質疑応答
- （１）保育者（提供会員）として行う援助活動の内容と援助範囲
- （２）保護者（依頼会員）への望ましい対応
- （３）子どもの安全確保のための対応

＜研修に当たっての考え方＞

実際に行われる援助活動の内容に対する具体的なイメージを持ち、保育者（提供会員）として行う援助範囲を理解するため、実際に活動を行う中で注意が必要なこと（保護者（依頼会員）との関係、子どもとの関係、保育所等との関係）、子どもの発達段階に応じた生活への援助方法、子どもが楽しく過ごせるような関わり方、援助活動の流れ、安全確保のための対応等を通じて保育者（提供会員）の役割を学ぶものとする。

別添 3

地域子育て支援コース＜利用者支援事業（基本型）＞シラバス

＜科目名＞

- ① 地域資源の把握（事前学習）（演習・480分相当）

＜目的＞

1. 事前に周りにある地域資源の情報を把握し意識することにより、地域資源のイメージをもち講義や演習を実践的に理解する態勢を整える。

＜内容＞

1. 地域資源の把握

「③地域資源の概要」において、それぞれが事前に学習してきた資料をもとに講義等を進めるための資料となる地域資源について把握を行う。「地域資源」の把握にあたっては、自身が従事する市町村（地域）の地域資源を自ら調べ、どのような支援が可能かを把握する。

2. 受講者の周りの地域資源の情報収集と整理の実施

地域資源の把握にあたっては、地域で行われているインフォーマルなサービスについても調査対象とし、どのようなサービスが行われているのか、サービス類型やサービスの提供能力などについても調査するとともに、収集した情報について、分類整理する。

＜実施手法＞

講義・演習を行う前の事前学習（宿題形式）として実施する。資料の作成にあたっては、地域の実情に応じて、調査対象とする地域や資源の項目を提示しておく。提示する項目には、インフォーマルな資源や他領域の資源の項目も挿入し、受講者が資源を広く捉えて、効果的な事前学習となるよう留意する。また、実際の研修においては、各受講者が把握した地域資源をもとに進めるなど、より実践的な内容となるようにする。

地域子育て支援コース＜利用者支援事業（基本型）＞シラバス

＜科目名＞

② 利用者支援事業の概要（講義・60分）

＜目的＞

1. 利用者支援事業の意義、内容、機能等について理解する。

＜内容＞

1. 事業成立の背景と目的

子育て支援に関する事業が、フォーマル・インフォーマルを問わず多様化し選択肢が広がる中で、利用者が自らに適した施設や事業を選択し利用することを支援する必要性が生じ、利用者支援事業が制度化されたことを理解するとともに、利用者支援事業の支援の目的や意義について理解する。

2. 事業の内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するための「利用者支援」と「地域連携」について具体的な内容や役割を理解する。加えて、利用者支援事業の対象となる子育て家庭が多様であること、及び地域連携の役割などについて理解する。

3. 当該地域における実施状況

当該地域（研修実施主体の管内等）における、利用者支援事業の実施状況について把握し、当該地域の特性や課題などを理解する。

＜実施手法＞

事業概要についての説明資料を使用するほか、必要に応じて、各自治体で実施されている利用者支援事業の参考事例を含む資料を配付し、理解を促す。また、各自治体の子育て支援施策等についても資料を配布し、地域の特性について理解を深める。

地域子育て支援コース＜利用者支援事業（基本型）＞シラバス

＜科目名＞

③ 地域資源の概要（講義・60分）

＜目的＞

1. ニーズに応じた情報提供や支援体制の構築のために、社会資源の概要と地域にある社会資源の種類、内容について把握し、その提供方法等について理解する。

＜内容＞

1. 社会資源とは

利用者支援事業の実施に必要となる情報提供や支援体制の構築のために、利用者支援専門員は地域の資源を把握することが必要であることを理解し、各種社会資源の位置付けや機能及び社会資源が整備されてきた政策的背景についても理解する。

2. 地域における社会資源の把握と連携

利用者への情報提供や支援には、子育て家庭の生活全般にかかわる要因が複合的に影響を及ぼしていることがあるため、社会資源の把握にあたっては、子ども・子育て支援だけでなく幅広い社会資源を把握する必要があることを理解する。また社会資源の把握にあたっては、インフォーマルな資源の状況を把握する必要性についても理解する。

＜実施手法＞

子ども・子育て支援法や児童福祉法等の関連する児童福祉制度に基づいて各種の社会資源の位置付けや機能等を理解できるよう、資料配付等も行いながら説明する。その上で、対象区域の社会資源に関する資料は、受講者が事前に作成し持参した地域資源の資料に加えて、参考資料として研修の区域の社会資源に関する資料を配布し、高齢者領域等他領域の地域資源の整備状況やその課題などを含む地域理解を促進する。また、地域のインフォーマルな資源の把握については、経験者に情報提供を求めたり情報交換により、地域に応じた方法を模索するきっかけを提供する。

地域子育て支援コース＜利用者支援事業（基本型）＞シラバス

＜科目名＞

④ 利用者支援専門員に求められる基本姿勢と倫理（講義・90分）

＜目的＞

1. 支援にあたっての利用者支援専門員としての役割と基本的な心構えについて理解する。
2. 特別な配慮が必要となる利用者を支援する際、配慮すべき点について理解する。
3. 守秘義務と情報共有の重要性について理解する。

＜内容＞

1. 利用者支援専門員の役割

現代の子育て家庭の置かれた一般的な状況について、家族の孤立化、地域社会関係の希薄化、共働き家庭の増加、その他ジェンダーの視点なども踏まえ子育て当事者からの視点の理解を深める。加えて、個別の支援に際しても、利用者の立場にたって問題やニーズを捉え、利用者を支援する重要性を理解する。

また、利用者支援専門員としてのスキル向上のため、研修や自己研鑽を通じた自らの専門性の向上に努めることの重要性について理解する。

2. 支援における基本原則 ～受容と自己決定の尊重、信頼関係の構築～

支援における基本原則を学ぶ。特に利用者の受容と自己決定を尊重し、信頼関係の構築を目指すことが基本姿勢になることを理解する。

3. 特別な配慮が必要となる利用者への配慮事項

特別な配慮を要する子どもや保護者を対象とする際には、その特有な心理状態や特性を踏まえるとともにより意識的に受容や自己決定に努める必要があることを理解する。

4. 個人情報と守秘義務

守秘義務と情報共有の重要性を理解するため、個別の家庭の生活上の悩みやプライバシーに関する情報の取り扱いについて理解するとともに、同様に守秘義務が課せられている他の専門職や要保護児童対策地域協議会等での情報交換・情報共有の方法について検討し、効果的な連携・協力のあり方について理解する。

＜実施手法＞

受容、自己決定の尊重、信頼関係の構築に関しては、講義形式により解説を行うほか、簡単な演習等を用いて具体的な方法に関する理解を深める。また、守秘義務や情報共有に関しては、本事業の実施要綱やガイドラインの他、「個人情報保護法」、「児童虐待の防止に関する法律」「要保護児童対策地域協議会設置・運営方針」等の関連か所を紹介し、内容の解説により理解を促す。さらに、守秘義務と情報共有を両立させるための方法について、ディスカッション等の簡単な演習を用いて検討する。

地域子育て支援コース＜利用者支援事業（基本型）＞シラバス

＜科目名＞

⑤ 記録の取扱い（講義又は演習・60分）

＜目的＞

1. 事業の適切かつ円滑な実施のために、記録の目的、種類、手法（管理方法含む）や重要性について理解する。

＜内容＞

1. 記録の目的

記録の目的について理解する。利用者支援事業において記録は、適切な情報提供等支援活動の保障、連携機関や対象家庭との情報共有及び蓄積等を支えるために重要であることを理解する。また、記録は、対象家庭の支援を目的として作成するものであり、対象者の尊厳を尊重する姿勢で記述する重要性を理解する。

2. 記録の種類、項目、記述の方法

記録の種類・項目について理解する。記録の種類は、各自治体により異なるが、一般的には、対象家庭の属性、状況を記載した相談記録票、支援経過を記載した経過報告書、事例検討会の記録等があることを知る。さらにそれらの記録の各項目に何をどのように記載するか理解する。

3. 記録の管理

記録の管理方法について理解する。情報の保護の観点から記録の作成者や閲覧者、保管場所の限定、管理の徹底が必要であることを理解する。さらに対象家庭からの記録の開示要求に応じる可能性があることも知る。

＜実施手法＞

記録の目的、記録の種類、項目、管理方法について講義形式により解説を行う。その後、各自治体で用いる記録の形式に沿ってモデル事例の記録を作成する。記述方法とポイントについても解説を行う。

地域子育て支援コース＜利用者支援事業（基本型）＞シラバス

＜科目名＞

⑥ 事例分析Ⅰ ～ジェノグラムとエコマップを活用したアセスメント～（演習・90分）

＜目的＞

1. ジェノグラムとエコマップの書き方を学び、家族関係やその家族と社会資源の関係を俯瞰しながら適切に調整できるよう、モデル事例を検討しその視点と思考過程を理解する。

＜内容＞

1. ジェノグラムとエコマップの書き方

ジェノグラム（genogram）は、家族構造や婚姻関係、家族関係を図式化した世代関係図であり、エコマップ（ecomap）は、家族と社会資源の関係を図式化した社会関係図であることを知る。ジェノグラムとエコマップには、それぞれの表記法があることを知り、基本的な書き方について理解する。

2. 事例に基づくジェノグラムとエコマップの作成と支援方法の検討

演習用のモデル事例に基づきジェノグラムとエコマップを作成し、事例の家庭に対する支援内容や方法を検討することで、事例検討におけるジェノグラムとエコマップの効用を理解する。その上で作成されたエコマップを確認し、家族と地域資源の関係を相対的に捉える視点が必要であることを理解する。

＜実施手法＞

モデル事例として、利用者支援事業の利用を希望する家庭の支援事例を用意する。用意する事例は、利用者のニーズに沿ってある程度の期間を経て支援を展開した事例とする。基本的な描き方を学んだ上で個別に、もしくはグループでモデル事業に沿ったジェノグラムとエコマップを作成する。また、ジェノグラムとエコマップを参考にモデル事例への支援内容をグループで検討する。

地域子育て支援コース＜利用者支援事業（基本型）＞シラバス

＜科目名＞

⑦ 事例分析Ⅱ ～社会資源の活用とコーディネーション～（演習・90分）

＜目的＞

1. 利用者ニーズに応じた資源の選定と紹介、仲介までを学ぶ
2. 地域の社会資源のメリット・デメリットを理解し、他機関と連携した支援について具体的方法を検討する。

＜内容＞

1. 事例による地域における社会資源の活用と連携の検討
 - 利用者のニーズに応じた資源の選定と紹介、仲介までの具体的な手順を理解する。モデル事例を用い、社会資源と家族の仲介の方法、その手法のメリットと限界、効果的な支援のタイミングの検討を通じ、アセスメント、支援の実施、モニタリングといった利用者支援の一連のプロセスについて理解する。
 - 地域における社会資源との連携の有効性と限界について理解する。モデル事例で連携可能な社会資源を列挙し、それらの社会資源を活用した際の家族にとってのメリット、デメリットを検討し比較することで、社会資源の特性とコーディネートのあり方をより深く理解する。
 - 他機関との連携による支援について具体的な方法を検討する。モデル事例に関連すると予想される社会資源間での連携によりどのような支援が可能かについて検討する。また、社会資源間における連携や協力で課題になることを予想し、対応方法について具体的に検討する。

＜実施手法＞

モデル事例として、利用者支援事業の利用を希望する家庭の支援事例を用意する。用意する事例は、ある利用者の相談初期の事例とし、グループでその後の援助内容を検討する。参加者が広域から参加している場合は、地域により資源が異なることをこの事例検討を通して再確認したり、地域にある資源の違いにより支援の展開が異なることも理解できるように参加者が事前学習で作成した資料を活用する。

地域子育て支援コース＜利用者支援事業（基本型）＞シラバス

＜科目名＞

⑧ まとめ（講義・30分）

＜目的＞

1. 履修した内容と今後の課題認識を確認し、利用者支援専門員としての役割や心構えを再確認する。

＜内容＞

1. 利用者支援事業で求められる姿勢についての再確認

履修内容の理解を深め、定着を図るため、利用者支援事業の目的と課題について講義・演習を踏まえ、どのように認識したかについて確認する。その上で、多様な子育て家庭への対応、受容と自己決定の尊重を基本姿勢とする利用者支援専門員の役割や心構えについて理解を深める。

＜実施手法＞

履修内容の再確認のために、講義形式により利用者支援事業及び利用者支援専門員の意義や役割について理解を深めるための解説を行い、知識の定着を図るため現状認識や課題についてディスカッション等の簡単な演習を用いて理解を深める。

地域子育て支援コース＜利用者支援事業（基本型）＞シラバス

＜科目名＞

⑨ 地域資源の見学（見学実習４８０分）

＜目的＞

- １．実際の現場を体験し、業務の円滑な実施につなげる。

＜内容＞

- １．地域資源の実際を見学により学ぶとともに、担当者との面識をもつ
 - 認定こども園、幼稚園、保育所・保育施設や地域でおこなわれている子育て支援などに係る事業を見学し、その実際について把握する。特に、各施設や事業の利用者の特性、対象の機関の他資源との連携状況等、具体的な取り組みを聴取し参考とする。
 - 各社会資源の立地状況、交通手段、サービス利用のために必要な事項、利用方法（持参するものを含む）等について、利用者の視点から確認する。
 - 利用者にサービスや施設を紹介する際の窓口担当者と対面し、連絡先、対応範囲等の確認を行う。
 - 各自治体が作成するサービス一覧等を活用し、窓口担当者の名前や連絡先を記入しておくなど、情報提供や連携を適切かつ円滑に行うための資料を整備する。

＜実施手法＞

各自治体が作成するサービス一覧や事前学習で作成した地域資源の一覧等を参考に、利用者支援専門員（候補者）が自ら先方の機関に連絡を取り、見学実習の依頼から実習後の報告までを行う。この取り組みが連携先の窓口担当者との関係づくりになることを伝え、単なる施設見学に止まることがないように意識付けを行う。ただし、利用者支援事業の子育て支援員研修の一環としての実習であることを各自治体の事業担当者より各施設に事前に依頼しておく。

地域子育て支援コース＜利用者支援事業（特定型）＞シラバス

＜科目名＞

① 利用者支援事業の概要（講義・60分）

＜目的＞

1. 利用者支援事業の意義、内容、機能等について理解する。

＜内容＞

1. 事業成立の背景と目的

子育て支援に関する事業が、フォーマル・インフォーマルを問わず多様化し選択肢が広がる中で、利用者が自らに適した施設や事業を選択し利用することを支援する必要性が生じ、利用者支援事業が制度化されたことを理解するとともに、利用者支援事業の支援の目的や意義について理解する。

2. 事業の内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するための「利用者支援」と「地域連携」について具体的な内容や役割を理解する。加えて、利用者支援事業の対象となる子育て家庭が多様であること、及び地域連携の役割などについて理解する。

3. 当該地域における実施状況

当該地域（研修実施主体の管内等）における、利用者支援事業の実施状況について把握し、当該地域の特性や課題などを理解する。

＜実施手法＞

事業概要についての説明資料を使用するほか、必要に応じて、各自治体で実施されている利用者支援事業の参考事例を含む資料を配付し、理解を促す。また、各自治体の子育て支援施策等についても資料を配布し、地域の特性について理解を深める。

地域子育て支援コース＜利用者支援事業（特定型）＞シラバス

＜科目名＞

② 利用者支援専門員に求められる基本姿勢と倫理（講義・60分）

＜目的＞

1. 支援に当たっての利用者支援専門員としての役割と基本的な心構えについて理解する。
2. 特別な配慮が必要となる利用者を支援する際、配慮すべき点について理解する。
3. 守秘義務と情報共有の重要性について理解する。

＜内容＞

1. 利用者支援専門員の役割

現代の子育て家庭の置かれた一般的な状況について、家族の孤立化、地域社会関係の希薄化、共働き家庭の増加、その他ジェンダーの視点なども踏まえ子育て当事者からの視点の理解を深める。加えて、個別の支援に際しても、利用者の立場にたって問題やニーズを捉え、利用者を支援する重要性を理解する。

また、利用者支援専門員としてのスキル向上のため、研修や自己研鑽を通じた自らの専門性の向上に努めることの重要性について理解する。

2. 支援における基本原則 ～受容と自己決定の尊重、信頼関係の構築～

支援における基本原則を学ぶ。特に利用者の受容と自己決定を尊重し、信頼関係の構築を目指すことが基本姿勢になることを理解する。

3. 特別な配慮が必要となる利用者への配慮事項

特別な配慮を要する子どもや保護者を対象とする際には、その特有な心理状態や特性を踏まえるとともにより意識的に受容や自己決定に努める必要があることを理解する。

4. 個人情報と守秘義務

守秘義務と情報共有の重要性を理解するため、個別の家庭の生活上の悩みやプライバシーに関する情報の取り扱いについて理解するとともに、同様に守秘義務が課せられている他の専門職や要保護児童対策地域協議会等での情報交換・情報共有の方法について検討し、効果的な連携・協力のあり方について理解する。

＜実施手法＞

受容、自己決定の尊重、信頼関係の構築に関しては、講義形式により解説を行うほか、簡単な演習等を用いて具体的な方法に関する理解を深める。また、守秘義務や情報共有に関しては、本事業の実施要綱やガイドラインの他、「個人情報保護法」、「児童虐待の防止に関する法律」「要保護児童対策地域協議会設置・運営方針」等の関連か所を紹介し、内容の解説により理解を促す。さらに、守秘義務と情報共有を両立させるための方法について、ディスカッション等の簡単な演習を用いて検討する。

地域子育て支援コース＜利用者支援事業（特定型）＞シラバス

＜科目名＞

③ 保育資源の概要（講義又は演習 90分）

＜目的＞

1. ニーズに応じた情報提供や支援体制の構築ために、保育制度の概要と地域にある保育資源の種類、内容について把握し、その提供方法等について理解する。

＜内容＞

1. 保育制度の概要

利用者支援事業（特定型）の実施に必要となる保育制度について理解する。保育制度の理解にあたっては、ニーズに応じた情報提供や支援体制の構築に繋がるよう保育制度を体系的に理解する。

2. 保育資源の種類と内容

利用者支援事業（特定型）における情報提供・支援の対象となる保育に関連する資源について理解する。保育資源の理解にあたっては、保育所などの全国的な制度の理解のほか、当該地域の自治体における単独事業としての保育資源についても理解するとともに、インフォーマルなサービスの状況についても理解する。

3. ニーズに応じた保育資源・サービス提供の方法

利用者への情報提供や支援には、子育て家庭の生活全般にかかわる要因が複合的に影響を及ぼしていることがあるため、保育資源・サービスの利用支援にあたっては、利用者のニーズに応じた情報提供や支援がおこなわれよう留意する必要があることを理解する。

＜実施手法＞

子ども・子育て支援法や児童福祉法等の関連する児童福祉制度に基づいて各種の保育資源の位置付けや機能等の理解を促進するため、資料配付等も行いながら説明する。その上で、当該研修の対象区域の保育資源に関する資料を作成し、地域の保育資源の整備状況や課題などを含む地域の状況を理解する。

地域子育て支援コース＜利用者支援事業（特定型）＞シラバス

＜科目名＞

④ 記録の取扱い（講義又は演習・60分）

＜目的＞

1. 事業の適切かつ円滑な実施のために、記録の目的、種類、手法（管理方法含む）や重要性について理解する。

＜内容＞

1. 記録の目的

記録の目的について理解する。利用者支援事業において記録は、適切な情報提供等支援活動の保障、連携機関や対象家庭との情報共有及び蓄積等を支えるために重要であることを理解する。また、記録は、対象家庭の支援を目的として作成するものであり、対象者の尊厳を尊重する姿勢で記述する重要性を理解する。

2. 記録の種類、項目、記述の方法

記録の種類・項目について理解する。記録の種類は、各自治体により異なるが、一般的には、対象家庭の属性、状況を記載した相談記録票、支援経過を記載した経過報告書、事例検討会の記録等があることを知る。さらにそれらの記録の各項目に何をどのように記載するか理解する。

3. 記録の管理

記録の管理方法について理解する。情報の保護の観点から記録の作成者や閲覧者、保管場所の限定、管理の徹底が必要であることを理解する。さらに対象家庭からの記録の開示要求に応じる可能性があることも知る。

＜実施手法＞

記録の目的、記録の種類、項目、管理方法について講義形式により解説を行う。その後、各自治体で用いる記録の形式に沿ってモデル事例の記録を作成する。記述方法とポイントについても解説を行う。

地域子育て支援コース＜利用者支援事業（特定型）＞シラバス

＜科目名＞

⑤ まとめ（講義・60分）

＜目的＞

1. 履修した内容の総括と今後の課題認識を確認する。

＜内容＞

1. 振り返りとグループ討議

履修内容の理解を深め、定着を図るため、利用者支援事業（特定型）の目的と課題について講義・演習を踏まえ、どのように認識したかについて確認する。その上で、多様な子育て家庭への対応、受容と自己決定の尊重を基本姿勢を理解するとともに、今後の課題について認識する。

＜実施手法＞

履修内容の再確認のために、講義形式により利用者支援事業の意義や役割について理解を深めるための解説を行い、知識の定着を図るために、現状認識や課題についてディスカッション等の簡単な演習を用いて理解を深める。

地域子育て支援コース＜地域子育て支援拠点事業＞シラバス

＜科目名＞

- ① 地域子育て支援拠点事業の全体像の理解（講義・60分）

＜目的＞

1. 関連制度、地域子育て支援拠点事業の経緯を理解する
2. 基本4事業の内容、予防型支援の必要性について理解する
3. 支援者の役割について理解する

＜内容＞

1. 地域子育て支援拠点事業の制度上の位置付けと成り立ち
子育て家庭の孤立化や地域社会の変容など、子ども・子育て家庭を取り巻く社会的状況等をふまえ、子育て家庭に関連する制度・施策の概要、及び関連制度における地域子育て支援拠点事業の位置付けと成り立ちを理解する。
2. 地域子育て支援拠点に求められる機能
親の子育てを支え、子どもの健やかな育ちを促し、子育て家庭を取り巻く社会的課題に対処する観点から、子育て支援の基本的な機能を理解するとともに、地域子育て支援拠点の基本4事業の内容と予防型支援の必要性を理解する。
3. 地域子育て支援拠点における支援者の役割
地域子育て支援拠点の支援者は、子育て親子にとって身近な場所での「話し相手」「遊び相手」であり、親からの相談に応じ、利用者の相互の交流を図り、地域の資源を紹介するなどにより、子育ての不安を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する役割を担うことを理解する。

地域子育て支援コース＜地域子育て支援拠点事業＞シラバス

＜科目名＞

② 利用者の理解（演習・60分）

＜目的＞

1. 利用者の立場になって、支援のあり方について検討・理解する。

＜内容＞

1. 利用者の理解を深める演習

乳幼児期は人格形成の基礎を築く最初の段階であり、親として戸惑いや不安を経験しやすいことに加え、親族や近隣などの周囲の支えを十分に得られないために、孤立感を深める親の心理について理解する。また、そのような利用者を地域子育て支援拠点において温かく迎え入れ、受容的・共感的に関わる支援者の態度について、演習を通して実践的に理解する。

地域子育て支援コース＜地域子育て支援拠点事業＞シラバス

＜科目名＞

③ 地域子育て支援拠点の活動（講義・60分）

＜目的＞

1. 発達の基本、子どもの遊び、他者との関わりについて理解する。
2. 具体的な環境づくりについて理解する。
3. 利用者のニーズに配慮した講習等（プログラム）の実際について理解する。

＜内容＞

1. 子どもの発達を意識した環境づくり

地域子育て支援拠点において、乳幼児期の発達の基本をふまえ、ふさわしい遊びや活動を提供するとともに、同年齢・異年齢の子ども同士の交流や、親以外の地域の人々とふれあう機会を設定することも、発達を促す上で重要であることを理解する。

2. 子どもの発達を促す環境づくりの工夫

子どもの興味・関心に沿った遊具の配置、子どもが遊びに集中するための設備や空間の設定など、子ども視点に立った環境づくりの工夫について学ぶ。また、乳児に配慮した空間の設定や、保護者にとっても居心地の良い環境づくりなどの工夫についても理解する。

3. 利用者のニーズに配慮した講習等（プログラム）

地域子育て支援拠点を利用する子ども・保護者のニーズに配慮しつつ、子どもの情操や社会性を豊かに育むための活動や、子育てにおける親の課題や関心事に沿った講習等（プログラム）を意図的に実施する方法、及びその多様な講習等（プログラム）の実際について学ぶ。

地域子育て支援コース＜地域子育て支援拠点事業＞シラバス

＜科目名＞

④ 講習等の企画づくり（演習・60分）

＜目的＞

1. 利用者に共通するニーズから、講習等（プログラム）を企画・実施する意味と方法を理解し、実際の現場での支援のあり方を検討する。

＜内容＞

1. 具体的な講習等やプログラムづくり

具体的な利用者のニーズから、どのような講習等（プログラム）を企画するのか。利用者のニーズを把握し、意図的に講習等（プログラム）を計画し、実行する方法について理解するとともに、現場において、多様な講習等（プログラム）を通じてどのような支援が行われているのか事例等をもとに検討する。

地域子育て支援コース＜地域子育て支援拠点事業＞シラバス

＜科目名＞

⑤ 事例検討（演習・60分）

＜目的＞

1. 実際の事例を基に、具体的な対応方法について理解する。

＜内容＞

1. 事例に基づく検討

地域で子育てを支える身近な相談相手として、個別の相談事例に基づいて利用者の問題や心理状態を把握し、対応方法（相談・援助・情報提供）について検討する。

事例検討にあたっては、相談者の抱える様々な事情への配慮や地域資源へのつながりなどにも留意すること。また、支援を通じて得た個人情報の保護の重要性についても理解する。

地域子育て支援コース＜地域子育て支援拠点事業＞シラバス

＜科目名＞

⑥ 地域資源の連携づくりと促進（講義・60分）

＜目的＞

1. 情報提供や支援体制の構築のために、地域資源や連携づくりの重要性について理解する。

＜内容＞

1. 多様な地域資源の理解、連携づくりの促進

利用者のニーズを把握し、適切な情報提供や支援を行うために地域の子育て支援に関する資源や支援の内容などについて理解するとともに、必要に応じて関係機関や地域住民などを含む支援体制を構築することの重要性についても理解する。

別添 4

放課後児童コースシラバス

＜項目名＞ 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解
＜科目名＞ ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容（講義・90分）
＜ねらい＞ ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的を理解する。 ○放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割を理解する。 ○放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等の内容を理解する。
＜主な内容＞ ○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的 ・児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童健全育成事業の目的 ○放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針における放課後児童健全育成事業の一般原則の内容及びその役割 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針の内容 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成と事業運営に関する基本的な事項 ・放課後児童クラブ運営指針の構成と主な内容
＜講師要件＞ 放課後児童健全育成事業の事務を担当している行政担当職員 など

放課後児童コースシラバス

<科目名>

② 放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等（講義・90分）

<ねらい>

- 放課後児童クラブにおける子どもの権利についての基礎を理解する。
- 放課後児童クラブにおける社会的責任の基本を理解する。
- 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性を理解する。

<主な内容>

- 放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識
 - ・子どもの権利に関する法令等（児童の権利に関する条約など）の基礎
- 放課後児童クラブの社会的責任
 - ・子どもや保護者の人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重することの大切さ
 - ・子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持の必要性
- 利用者への虐待等の禁止と予防
 - ・子どもへの虐待等の禁止と予防の理解
 - ・子どもの「心身に有害な影響を及ぼす行為」の具体的内容の理解
- 放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携
 - ・保護者と密接な連絡をとり、育成支援の内容を伝えて理解を得ることの大切さ
 - ・学校等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行うことの大切さ

<講師要件>

- ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員
- イ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

放課後児童コースシラバス

＜項目名＞ 2. 子どもを理解するための基礎知識
＜科目名＞ ③ 子どもの発達理解と児童期（6歳～12歳）の生活と発達（講義・90分）
＜ねらい＞ ○子どもの育成支援のために子どもの発達の基礎を理解する。 ○発達からみた児童期の一般的な特徴を理解する。 ○児童期の生活と遊びを理解するために必要な発達の基礎を理解する。
＜主な内容＞ ○子どもの発達理解の基礎 ・発達とは何か ・発達の時期区分と特徴 ○発達面からみた児童期（6歳～12歳）の一般的特徴 ・子どもの発達から見た児童期の位置（幼児期、思春期・青年期との関わり等） ・児童期の発達の主な特徴 ○子どもの遊びや生活と発達 ・子どもの社会性の発達の理解 ・子どもの発達における遊びの役割
＜講師要件＞ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

放課後児童コースシラバス

<項目名>

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援

<科目名>

④ 子どもの生活と遊びの理解と支援（講義・90分）

<ねらい>

- 放課後児童クラブに通う子どもについて理解する。
- 子どもの生活における遊びの大切さを理解する。
- 子どもの自主性、創造性を大切にする遊びへの関わり方を理解する。

<主な内容>

- 放課後児童クラブにおける育成支援の基本
 - ・放課後児童クラブ運営指針に示されている育成支援の基本的な考え方と主な内容
- 子どもの遊びと発達
 - ・子どもの生活の中での遊びの大切さ
 - ・児童期の遊びの特徴
- 子どもの遊びと仲間関係及び環境
 - ・子どもの自発的な遊びが大切であることの理解
 - ・遊びには子どもが安心できる環境が必要であることの理解
- 子どもの遊びと大人の関わり
 - ・子どもの遊びには発達や状況に応じた柔軟な関わりが必要であることの理解

<講師要件>

- ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員
- イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者
- ウ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 など

放課後児童コースシラバス

<項目名> 4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応
<科目名> ⑤ 子どもの生活面における対応等（講義・90分）
<ねらい> ○子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性を理解する。 ○子どもの健康維持のための衛生管理について理解する。 ○食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を理解する。 ○安全対策及び緊急時対応の必要性を理解する。
<主な内容> ○子どもの健康管理及び情緒の安定 ・出席確認及び来所時の健康状態や心身の状況の把握の大切さ ○子どもの健康管理に関する保護者との連絡 ・保護者との子どもの健康状態等に関する情報の共有と緊急時の連絡の大切さ ○衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応 ・日常の衛生管理の大切さとおやつ提供時の衛生管理の徹底の必要性 ・食物アレルギーのある子どもの保護者からの情報提供の確認とその対応 ・救急時（アナフィラキシー、誤飲事故等）対応の基礎知識 ○子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容 ・育成支援の際に求められる子どもの安全の考え方 ・事故やけがの防止と発生時の対応
<講師要件> - ア 養護教諭 - イ 従事期間が5年以上の栄養士又は管理栄養士 - ウ 医師 - エ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員 - オ 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 - カ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者など

放課後児童コースシラバス

<項目名> 5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能
<科目名> ⑥ 放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理（講義・90分）
<ねらい> ○放課後児童クラブの仕事内容を理解する。 ○放課後児童クラブにおける職員集団と職場倫理を理解する。 ○人権の尊重と法令の遵守の必要性を理解する。
<主な内容> ○放課後児童クラブの仕事内容 ・子どもの育成支援と共に育成支援を支える職務があることの理解 ○放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理 ・社会的信頼を得て育成支援に取り組み、仕事を進める上での職場倫理を自覚して職務に当たることの大切さ ○放課後児童クラブにおける職員集団 ・情報交換や情報共有を図り、適切な分担と協力のもとで育成支援を行う職場づくり ・職場集団が事例検討や自己研鑽を通して事業内容の向上を目指すことの大切さ ○運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等） ・子どもや保護者の人権を尊重し、守秘義務を遵守する等の組織的な取り組みの必要性と個人情報保護法等に基づく法令の遵守の徹底
<講師要件> ア 放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童指導員 イ 児童厚生施設（児童館）の長又は児童厚生施設（児童館）に5年以上従事している児童の遊びを指導する者など

別添 5

社会的養護コースシラバス

【1. 社会的養護の理念】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

<科目名>

1－（１）社会的養護の理解（講義 60分）

<目的>

- ① 社会的養護の概要について、その背景となる社会の課題とともに理解する。
- ② 社会的養護の基本理念を理解する。
- ③ 社会的養護の体系を理解する。
- ④ 社会的養護の課題と将来像を理解する。
- ⑤ 社会的養護における子どもの自立支援について、アセスメントや自立支援計画の意義を含めて理解する。

<内容>

1. 社会的養護とは
 - （１）社会的養護とはなにか
 - （２）社会的養護の歴史的背景と社会問題との関連【特】背景となる少子化、子ども虐待、子どもの貧困、家庭における配偶者等からの暴力（DV）などを含める。
2. 子ども家庭福祉、社会的養護の理念
 - （１）子ども家庭福祉、社会的養護の理念
 - （２）養護原理の基礎【特】「子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育む」という基本理念を明確に伝える。
3. 社会的養護体系について
 - （１）社会的養護体系について
 - （２）児童相談所と措置制度
 - （３）社会的養護関係施設と里親制度
4. 社会的養護の課題と将来像
 - （１）社会的養護の課題と将来像
 - （２）実施自治体における社会的養護の状況【特】「家庭の養護推進計画」や「都道府県推進計画」など実施自治体における状況も盛り込み、具体的に説明することが望ましい。
5. 社会的養護と自立支援
【特】リービングケアの重要性について伝える。

<講師等要件>

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
- イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験3年以上の児童福祉司等
- ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
- エ その他、実施自治体の長が認める者

社会的養護コースシラバス

【１．社会的養護の理念】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

<科目名>

１－（２） 子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理 （講義 60分）

<目的>

- ① 「児童の権利に関する条約」、国連「児童の代替的養護に関する指針」を踏まえ、そこに掲げられた子どもの最善の利益を尊重した支援の提供のため、「子どもの最善の利益」について理解する。
- ② 子ども・保護者の意見表明と苦情解決の仕組みを理解する。
- ③ 被措置児童等虐待及び防止に向けた取組について理解する。
- ④ 養育者・支援者の心身の健康が子ども等の心身の健康に結びついていることを理解する。

<内容>

１．子どもの最善の利益

【特】「児童の権利に関する条約」、国連「児童の代替的養護に関する指針」の概要について伝える。

２．子ども・保護者の意見表明、苦情解決の仕組み

- （１）子ども・保護者の意見表明
- （２）苦情解決の仕組み

【特】意見表明等の仕組みだけでなく、対象者の尊厳を守るために、子ども・保護者をいかに尊重しながら支援するのかを伝える。

３．被措置児童等虐待の防止

- （１）被措置児童等虐待とは何か
- （２）被措置児童等虐待の防止に向けた取組

【特】「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に示された被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨及び実際の対応について、具体的な場면을例示しながら伝える。 ※チェックリストなどを活用することが望ましい。

４．養育者・支援者の資質、メンタルヘルス

- （１）養育者・支援者の資質
- （２）養育者・支援者のメンタルヘルス

【特】養育者・支援者として子ども・保護者の権利を尊重できること、また、同時に自らの権利も遵守されるべきこと、養育補助者として適切な助言等を主たる養育者、専門職員から受けながら協力して養育支援に携わることの重要性を伝える。

<講師等要件>

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
- イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験３年以上の児童福祉司等
- ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
- エ その他、実施自治体の長が認める者

社会的養護コースシラバス

【２．対象者の理解】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

＜科目名＞

２－（３） 社会的養護を必要とする子どもの理解 （講義・演習 ９０分）

＜目的＞

- ① 子どもの発達段階について理解する。
- ② 発達支援を必要とする子どもの特性を理解する。
- ③ 虐待（家庭における配偶者等からの暴力（DV）を含む）が子ども・家族に及ぼす影響について理解する。
- ④ 保護者からの分離を体験した子どもの特性や愛着障害を理解する。
- ⑤ 支援者からの二次被害について理解する。

＜内容＞

１．発達段階ごとの理解

【特】思春期の問題行動の受け止め方と基本的な対応、子どもの性問題への対応について伝える。

２．発達支援を必要とする子どもの理解

３．虐待（家庭における配偶者等からの暴力（DV）を含む）が子どもに及ぼす影響

４．保護者からの分離を体験した子どもの理解

【特】保護者からの分離が子どもに及ぼす影響だけでなく、生い立ちの整理などを通じて、自立に向けて取り組む専門的支援についても伝える。

５．支援者からの二次被害

【特】支援者の発言や行動が傷ついた子ども等にどのように受け止められるのかを理解し、二次被害を引き起こさない対応について具体的に伝える。また、上記の専門的支援に対し、補助的職員は深入りしないこと等、補助的職員として配慮すべきことや注意すべきことについて伝える。

＜講師等要件＞

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
- イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験３年以上の児童福祉司等
- ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
- エ その他、実施自治体の長が認める者

社会的養護コースシラバス

【２．対象者の理解】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

<科目名>

２－（４） 家族との連携 （講義 ６０分）

<目的>

- ① 子どもの自立の過程において必要不可欠な子どもと家族との関係の意義を理解する。
- ② 保護者の抱える困難（障害・傷病、DV、貧困等）を理解する。
- ③ 家族再構築支援の実際を学ぶ。

<内容>

１．家族との連携の意義

【特】保護者だけでなく、親族やきょうだいとの連携など、子どもの自立の過程において必要不可欠な家族との連携について伝える。

２．支援を必要とする保護者との連携

【特】一方の保護者が加害者である場合など、保護者の適切な養育等を阻害する要因について伝える。

３．家族再構築支援の実際

【特】ペアレントトレーニング等の保護者の養育スキルを高める支援、関係機関と連携した就労支援等保護者の抱える困難を解決する支援などがあることを伝える。

<講師等要件>

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
- イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験３年以上の児童福祉司等
- ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
- エ その他、実施自治体の長が認める者

社会的養護コースシラバス

【２．対象者の理解】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

<科目名>

２－（５） 地域との連携 （講義 ６０分）

<目的>

- ① 子どもを支援する関係機関、保護者を支援する関係機関の名称や役割を理解する。
- ② 地域に開かれた養育のため、地域との連携の意義を理解する。
- ③ より専門的な支援を必要とする子どもに対する関係機関との連携について理解する。

<内容>

１．関係機関の理解

【特】支援者と連携・協力して支援に携わる関係機関について、自治体で作成した支援マップなどを用いて、具体的に理解できるように伝える。

２．地域との連携の意義

【特】関係機関との連携に際して配慮すべきことや、互いの役割を理解し、チーム対応することの意義を伝える。

３．より専門的な支援を必要とする場合の関係機関（医療機関等）との連携について

【特】支援対象者である子どもが医療的なケアを必要とするなど、特に配慮が必要な場合の緊急対応や連絡体制などを主たる養育者や専門的職員と確認しておく必要性などを伝える。

<講師等要件>

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
- イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験３年以上の児童福祉司等
- ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
- エ その他、実施自治体の長が認める者

社会的養護コースシラバス

【3. 支援技術】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

＜科目名＞

3－（6） 社会的養護を必要とする子どもの遊びの理解と実際 （講義・演習 90分）

＜目的＞

- ① 社会的養護を必要とする子どもの「遊び」の意義を理解し、乳幼児期から児童期までの遊びの実際を体験する。
- ② 年齢に応じた「遊び」について理解する。
- ③ 「遊び」を支援する際の基本的原則と配慮すべきことを理解する。

＜内容＞

1. 「遊び」の意義
 - （1）社会的養護を必要とする子どもの「遊び」の特徴
【特】特に、虐待を受けた子どもは、遊びが断片的になりやすい、固執するなどの傾向があることを伝える。
 - （2）社会的養護を必要とする子どもの「遊び」の意義
2. 年齢に応じた遊びの内容
【特】支援者として「遊び」を体験しながら、子どもの支援につながる「遊び」について伝える。
3. 配慮すべきこと
【特】子どもの年齢に応じた性の発達を理解し、適切な身体接触など、「遊び」の中でも配慮が必要であることを伝える。例として、楽しいこと、身体を使うこと、自発的に参加でき、自分の意思で拒否できること、誰かとつながった感覚をもてるような遊び、状況が自分でコントロールできるように、子どもの状況に応じ難易度も考慮すること、などについて伝える。

＜講師等要件＞

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
- イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験3年以上の児童福祉司等
- ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
- エ その他、実施自治体の長が認める者

社会的養護コースシラバス

【3. 支援技術】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

<科目名>

3－（7） 支援技術 （演習 60分）

<目的>

- ① 対人援助の基本である傾聴と共感・メッセージの伝え方について理解する。
- ② 生活場面での関わり方（ほめ方、しかり方等）について理解する。
- ③ 日誌を含む記録の書き方として、客観的事実と評価情報を区別することを理解する。
- ④ 個人情報の保護と情報開示について理解する。

<内容>

1. 子どものニーズに応じたコミュニケーションスキル

【特】子どもへの傾聴と共感・メッセージの伝え方、子どもが生い立ちや虐待の話を始めたときにどう対応するのかなど、具体的な場面を想定した演習を行う。

2. 生活における支援

【特】個々の子どもの強みを理解し、生活場面におけるほめ方、しかり方など、ペアレンティング・プログラム等の支援技術を踏まえた言葉かけ、年齢や発達段階に応じた1日の生活の流れと支援について伝える。

3. 記録（日誌を含む）の書き方

【特】日誌を含めた記録の意義について理解し、主たる養育者や専門的職員等と状況が共有できる書き方、子ども等の理解につながる記録の書き方について伝える。

4. 個人情報の保護

【特】見聞きしたこと、経験したこと、またそれらを記録したことに含まれる個人情報の保護について徹底する。特に、社会的養護を必要とする子ども等の安全を守る観点から十分に伝える。

<講師等要件>

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
- イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験3年以上の児童福祉司等
- ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
- エ その他、実施自治体の長が認める者

社会的養護コースシラバス

【3. 支援技術】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

<科目名>

3－（8） 緊急時の対応 （講義 60分）

<目的>

- ① 事故を未然に防ぐ予防策や緊急時の対応について理解する。
- ② 緊急時の連絡・対応について理解する。
- ③ 配慮を要する対応について理解する。
- ④ 子ども間の暴力等の危機場面の対応について理解する。

<内容>

1. 子どもの発達段階における事故防止

【特】子どもの発達段階における事故防止のための環境整備（安心安全な生活環境）について伝える。

2. 緊急時の連絡・対応について

3. 配慮を要する対応について

【特】例えば、食物アレルギーや持病等への対応、被虐待児やDV被害者に対する加害親・加害配偶者等の追跡や連れ去り等への対応、子どもの怪我等を発見したときの対応など、専門職員が配慮している対応について、共通認識を持てるよう具体的に伝える。

4. 現場で起こりうる危機場面について

- （1）現場で起こりうる危機場面（子ども間の暴力、大人への暴力、無断外出、喫煙や危険な遊びなど）の理解
- （2）現場で起こりうる危機場面における対応

【特】危機場面に直面した場合に最低限取らなければならない行動や、予防的な対応について伝える。

<講師等要件>

ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員

イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験3年以上の児童福祉司等

ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員

エ その他、実施自治体の長が認める者

社会的養護コースシラバス

【４．演習】

【特】：講義・演習の実施に係る特記事項等

＜科目名＞ ４－（９） 施設等演習 （演習 １２０分）
＜目的＞ ①施設の概要を理解する。 ②施設職員等とのグループワーク等により実際の業務について理解する。
＜内容＞ １．社会的養護の現場の理解（３０分） 【特】画像資料等を使って伝える。地域の状況、実習先としての施設等の受け入れ状況、措置（委託）されている子どもへの配慮などを考慮し、映像や写真などを用いる場合や、施設等を見学する場合なども考えられる。いずれも子ども等の生活の場であることを理解できる内容とする。 養育補助者として期待される領域を考慮し、里親、ファミリーホーム、施設の小規模グループケア等を中心に、また、社会的養護の入り口としての人材という観点から、さまざまな社会的養護の状況がわかるような教材を用いることが望ましい。 ２．演習（９０分） 【特】施設職員等が社会的養護の支援者として関わる中で体験したうれしかったこと、難しいと思ったこと、悲しいこと、苦労したことなどを伝えながら、研修受講者とグループワークする等により、社会的養護の支援者としてのやりがい、補助的支援者に期待することなどを伝える内容が期待される。

＜講師等要件＞

- ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
 - イ 児童相談所長又は児童相談所における実務経験３年以上の児童福祉司等
 - ウ 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長または基幹的職員
 - エ 里親、ファミリーホームの養育者
 - オ その他、実施自治体の長が認める者
- 【特】ウ、エなどの社会的養護の養育に携わる者が講師又は演習参加することが望ましい。

こ成環第 1 1 1 号
こ支家第 1 8 9 号
令和 6 年 3 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

子育て支援員研修事業の実施について

標記の件について、今般、別紙のとおり「子育て支援員研修事業実施要綱」を定め、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の適用に伴い、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。旧通知に基づき過去実施された研修を受講及び修了した者については、本通知による研修を受講、修了したものとみなすこととする。

子育て支援員研修事業実施要綱

1. 趣旨・目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく給付又は事業として実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、仕事・子育て両立支援等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、こどもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要である。

このため、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための全国共通の子育て支援員研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とする。

2. 子育て支援員

子育て支援員とは、本要綱に基づき、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）により実施される 5 の（3）で定める基本研修及び専門研修（5 の（3）のイの（イ）に定める 4 コース（「地域保育コース」及び「地域子育て支援コース」については各分類）のいずれか 1 つ。）又は子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項で定める仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育助成事業（「企業主導型保育事業等の実施について」（平成 29 年 4 月 27 日府子本第 370 号・雇児発 0427 第 2 号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 2 に定める企業主導型保育助成事業をいう。）の実施主体により過去実施された、5 の（3）で定める基本研修及び専門研修（4 の（12）を対象とした「地域保育コース」のうちの「地域型保育」に限る。）（以下「子育て支援員研修」という。）の全科目を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者である。

3. 実施主体

実施主体は、都道府県等又は都道府県知事若しくは市町村長（以下「都道府県知事等」という。）の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

都道府県知事等は子育て支援員研修事業を適切に実施できると認める指定保育士養成施設や社会福祉協議会、民間団体等（以下「委託研修事業者」という。）に委託できるものとする。

なお、5 の（3）のイの（イ）に定める「放課後児童コース」の実施主体は、原則として都道府県又は都道府県知事の指定した研修事業者とし、都道府県知事が子育て

支援員研修事業を適切に実施できると認める市町村や民間団体等に委託できるものとする。

4. 対象者

本事業の対象者は、育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、以下の子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する者及び現に従事する者とする。（（１）～（４）は「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）、（８）は「児童福祉法施行規則」（昭和 23 年厚生省令第 11 号）において研修の修了が従事要件となっている職種）

- （１）家庭的保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項）の家庭的保育補助者
- （２）小規模保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項）B 型の保育士以外の保育従事者
- （３）小規模保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項）C 型の家庭的保育補助者
- （４）事業所内保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項）（利用定員 19 人以下）の保育士以外の保育従事者
- （５）利用者支援事業（子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号）の専任職員（令和 6 年 3 月 30 日こ成環第 131 号、こ支虐第 122 号、5 文科初第 2594 号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知「利用者支援事業の実施について」別紙「利用者支援事業実施要綱」4（３）に定めるこども家庭センター型に従事する者を除く。）
- （６）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項）の補助員
- （７）地域子育て支援拠点事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項）の専任職員
- （８）一時預かり事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項）の一般型（令和 6 年 3 月 30 日 5 文科初第 2592 号、こ成保第 191 号文部科学省初等中等教育局長、こども家庭庁成育局長通知「一時預かり事業の実施について」別紙「一時預かり事業実施要綱」（以下「一時預かり事業実施要綱」という。）4（１））の保育士以外の保育従事者
- （９）一時預かり事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項）の幼稚園型（一時預かり事業実施要綱 4（２）④ア）の保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者
- （10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（児童福祉法第 6 条の 3 第 14 項）の提供会員
- （11）社会的養護関係施設等（児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項、第 3 項及び第 8 項、第 6 条の 4 並びに第 7 条第 1 項（助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く））の補助的職員等

- (12) 仕事・子育て両立支援事業（子ども・子育て支援法第59条の2第1項）のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業の保育士以外の保育従事者
- (13) 「多様な保育促進事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第179号こども家庭庁成育局長通知）の別添9に定める「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱」3（6）①アの保育従事者等

5. 研修の実施方法及び内容

（1）研修日程等

研修の開催日、時間帯等については、都道府県等、指定研修事業者又は委託研修事業者（以下「研修実施者」という。）が、地域の実情に応じて、受講者が受講しやすいよう適宜配慮して設定すること。

また、子育て支援分野の各事業等の従事者の充足状況や養成必要人数等を考慮して、適切な時期・回数の実施に努めること。

（2）講師

講師については、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らして選定し、各科目の研修を適切に実施するために必要な体制を確保すること。

（3）研修内容

子育て支援員研修は以下のア及びイに掲げる研修とする。

ア 基本研修

（ア） 子育て支援員として、子育て支援分野の各事業等に共通して最低限度必要とされる子育て支援に関する基礎的な知識、原理、技術及び倫理などを修得するものとし、子育て支援員としての役割やこどもへの関わり方等を理解するとともに、子育て支援員としての自覚を持たせることを目的とする。

（イ） 研修の科目、区分、時間数、内容、目的等については、原則、別表1のとおりとする。

（ウ） 6の（2）に定める修了証書の交付を受けた者が、新たに、他のコース等の専門研修を受講する場合には、基本研修を再度受講することを要さない。

（エ） 以下に掲げる者については、基本研修を免除しても差し支えないこととする。

① 保育士

② 社会福祉士

③ その他国家資格（幼稚園教諭、看護師等）を有し、かつ日々こどもと関わる業務に携わるなど、実務経験により、基本研修で学ぶべき知識等が習得されていると都道府県知事等が認める者

イ 専門研修

（ア） アの基本研修を修了した者（以下「基本研修修了者」という。）が、子育て支援員として、子育て支援分野の各事業等に従事するために必要なこどもの年齢や

発達、特性等に応じた分野毎の専門的な知識・原理・技術・倫理などの修得を行うことを目的とする。

(イ) 専門研修は、「地域保育コース」、「地域子育て支援コース」、「放課後児童コース」、「社会的養護コース」の別とする。

また、「地域保育コース」については、「地域型保育」、「一時預かり事業」、「ファミリー・サポート・センター」の分類を、また、「地域子育て支援コース」については、「利用者支援事業（基本型）」、「利用者支援事業（特定型）」「地域子育て支援拠点事業」の分類をそれぞれ設けることとする。なお、「地域保育コース」の各分類には、「地域保育コース」の「共通科目」を含むものとする。

(ウ) 専門研修の受講については、基本研修の修了を条件とする。ただし、「利用者支援事業（基本型）」の受講に当たっては、相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市町村長が認めた事業や業務（例：地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務等）に1年以上の実務経験を予め有していることも併せて条件とする。

(エ) 研修の科目、区分、時間数、内容、目的等については、原則、別表2のとおりとする。

ウ 留意事項

(ア) 研修内容については、地域性、事業等の特性、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。

(イ) 受講者がやむを得ない理由により、研修の一部を欠席した場合等には、研修実施者は受講者に対して未履修科目のみを受講させることも可能とすること。

(ウ) 研修を実施する際には、研修内容を鑑みて、適切な定員を設定すること。

(エ) 基本研修及び専門研修の詳細については、別に定める「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」を参考に行うものとする。

6. 修了証書等の交付

(1) 基本研修に係る修了証明書の交付

ア 都道府県知事等は、基本研修修了者からの申請があった場合には、別紙様式例1により、子育て支援員研修（基本研修）修了証明書を交付するものとする。

イ 指定研修事業者は、基本研修修了者からの申請があった場合には、別紙様式例2により、子育て支援員研修（基本研修）修了証明書を交付するものとする。

(2) 修了証書の交付

ア 都道府県知事等は、基本研修及び専門研修（5の（3）のイの（イ）に定める4コース（「地域保育コース」及び「地域子育て支援コース」については各分類のいずれか1つ）について、研修の全科目を修了した者（以下「研修修了者」という。）に対して、別紙様式例3により、修了証書を交付するものとする。

イ 指定研修事業者は、研修修了者に対して、別紙様式例4により、修了証書を交付するものとする。

ウ 都道府県知事等又は指定研修事業者は、修了証書を交付された者が、他のコース等の専門研修の受講を修了した場合にあっては、新たに、当該コース等の修了証書を交付するものとする。

エ 修了証書の交付については、当該研修修了者が受講した専門研修の実施主体である都道府県知事等又は指定研修事業者が交付するものとする。

(3) 一部科目修了者の取扱い

ア 都道府県知事等は、研修受講中に、他の都道府県等に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により、研修の一部を欠席し、研修科目の一部のみを履修した者（以下「一部科目修了者」という。）から申請があった場合には、別紙様式例 5 による子育て支援員研修一部科目修了証書を交付するものとする。

イ 指定研修事業者は、一部科目修了者から申請があった場合には、別紙様式例 6 による子育て支援員研修一部科目修了証書を交付するものとする。

(4) 修了証書等の効果

(1) から (3) に定める各種証書（以下「修了証書等」という。）は、修了証書等を交付した都道府県等以外の全国の自治体においても効力をもつものであることとする。

7. 研修修了者名簿等の作成・管理等

(1) 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、修了コース等、氏名、連絡先等必要事項（以下「必要記載事項」という。）を記載した名簿（以下「研修修了者名簿」という。）を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく指定を受けた都道府県知事等に提出するものとする。

また、基本研修修了者について、必要記載事項を記載した名簿（以下「基本研修修了者名簿」という。）を作成し、上記と同様に取り扱うものとする。

なお、研修修了者名簿及び基本研修修了者名簿（以下「研修修了者名簿等」という。）の作成に当たっては、一部科目修了者の必要記載事項についても整理すること。

(2) 委託研修事業者は、研修修了者及び基本研修修了者について、研修修了者名簿等を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく委託を受けた都道府県知事等に提出するものとする。

なお、研修修了者名簿等の作成に当たっては、一部科目修了者の必要記載事項についても整理すること。

(3) 都道府県知事等は、研修修了者及び基本研修修了者について、研修修了者名簿等を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、指定研修事業者及び委託研修事業者から提出された研修修了者名簿等とあわせて個人情報として十分な注意を払った上で、都道府県知事等の責任において一元的に管理するものとする。

なお、研修修了者名簿等の作成に当たっては、一部科目修了者の必要記載事項についても整理すること。

(4) 修了証書等の再交付等

ア 指定研修事業者及び委託研修事業者は、修了証書等の交付を受けた者が、研修修了者名簿等に記載された内容（氏名又は連絡先等）に変更が生じたこと、又は修了証書等を紛失・汚損したことの申し出があった際には、速やかに必要な確認を行った上で、修了証書等の再交付や更新の手続きを行い、再交付等の後遅滞なくその旨を都道府県知事等に報告するものとする。

イ 都道府県知事等は、修了証書等の交付を受けた者が、研修修了者名簿等に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先等）に変更が生じたこと、又は修了証書等を紛失・汚損したことの申し出があった際には、速やかに必要な確認を行った上で、修了証書等の再交付や更新の手続き及び研修修了者名簿等の更新を行うとともに、指定研修事業者及び委託研修事業者から報告のあった再交付等の内容について研修修了者名簿等の更新を行い、あわせて個人情報として十分な注意を払った上で、都道府県知事等の責任において一元的に管理するものとする。

8. 研修参加費用

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については、受講者等が負担するものとする。

9. 研修事業者の指定

都道府県知事等による研修事業者の指定は、都道府県等の区域毎に、その指定を受けようとする者の申請により、別添1に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事等が行うものとする。

10. 研修事業者の指定申請手続等

(1) 本事業の指定を受けようとする者は、別添2に掲げる必要事項を記載した指定申請書を事業実施場所又は指定を受けようとする都道府県知事等に提出するものとする。

(2) 申請者が法人であるときは、申請者に定款、寄付行為その他の規約を添付するものとする。

(3) 本事業の指定を受けた者は、指定を行った都道府県知事等に対し、毎年度、あらかじめ事業計画を提出するとともに、事業修了後速やかに事業実績報告書を提出するものとする。

(4) 本事業の指定を受けた者は、申請の内容に変更を加える場合には、指定を行った都道府県知事等に対し、あらかじめ変更の内容、変更時期及び理由を届出るものとし、別添2のイからキまでの事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けるものとする。

- (5) 本事業の指定を受けた者は、事業を廃止しようとする場合には、指定を行った都道府県知事等に対し、あらかじめ廃止の時期及び理由を届け出、指定の取消しを受けるものとする。

11. 研修事業の委託

本事業の委託に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 委託研修事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 委託研修事業者において、研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 委託研修事業者は、研修を担当する講師について、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目の研修を適切に実施するために必要な体制を確保していること。
- (4) 委託研修事業者が、本要綱に定める内容に従って、適切に研修を実施することが見込まれること。
- (5) 本事業の委託に当たっては、指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人や子育て支援団体等、子育て支援分野の研修に関する実績や知見等を有する機関、団体等に委託することが望ましい。

12. フォローアップ研修及び現任研修

都道府県等及び指定研修事業者は、子育て支援員研修を修了し、各種事業等に従事している者等を対象に、事業の特性や必要性等に応じて、フォローアップ研修や現任研修を実施することが望ましい。

また、以下の(1)及び(2)に定めるもののほか同等の効果が期待できる場合には、地域の実情等に応じた方法や内容等により、研修を実施することも可能とする。

(1) フォローアップ研修

子育て支援員研修において修得した内容や各事業に従事し、実践を通じて生じた問題等への解決を図ること等を目的としたフォローアップ研修について、概ね従事経験年数2年未満の者を対象として実施する。

研修の科目、区分、時間数、内容、目的等については、別表3のとおりとする。

(2) 現任研修

各事業の従事者として必要となる基礎的分野から専門的分野にわたる知識・技能を修得し、資質の向上を図ることを目的とした現任研修について、全ての従事者を対象として実施する。

研修の科目、区分、時間数、内容、目的等については、別表4のとおりとする。

13. 留意事項

- (1) 都道府県等は、本事業の実施に当たって、管内の関係機関や施設、関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努めるものとする。
- (2) 研修実施者は、事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。
- (3) 研修実施者は、研修受講者が演習及び実習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。
- (4) 都道府県知事等は、指定研修事業者に対し、管内における研修の実施内容等について適切な水準が保たれるよう定期的に指導すること。
- (5) 子ども・子育て支援新制度では、人材の確保、養成及び資質の向上について都道府県が中心的な役割を担っていることから、子育て支援員研修事業の実施に当たっては、都道府県において、管内市町村の子育て支援分野の各事業等の提供体制や管内市町村における研修の実施状況等を勘案し、各種調整や子育て支援員の養成数の把握を行うなど、適切に子育て支援員研修事業が実施されるよう努められたい。
- (6) 都道府県等においては、子育て支援員は子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得した者と認められる者であり、保育所等における保育補助者等として広く子育て支援関連分野への参加が期待できることから、積極的な研修の実施に努められたい。
- (7) 4の(5)及び(7)に掲げる職員については、当該事業に主要な職員として従事することとなるため、研修の実施する際には、4に掲げる他の従事者との役割や体制の違いに特に留意して実施すること。

14. 費用の補助

国は、都道府県等が研修を実施する場合に、当該都道府県等に対し、本事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙様式例 1)

第 号

子育て支援員研修（基本研修）
修了証明書

氏 名

生年月日

あなたは、こども家庭庁の定める子育て支援員研修（基本研修）を
修了したことを証します。

(元号) 年 月 日

〇〇〇知事・長
〇〇〇〇〇〇

(別紙様式例 2)

第 号

子育て支援員研修（基本研修）
修了証明書

氏 名

生年月日

あなたは、こども家庭庁の定める子育て支援員研修（基本研修）を
修了したことを証します。

(元号) 年 月 日

(指定された事業者名)
代 表 ○ ○ ○ ○

(別紙様式例 3)

第 号

子育て支援員研修修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、こども家庭庁の定める子育て支援員研修を修了したことを証します。

修了コース等：

(元号) 年 月 日

〇〇〇知事・長
〇〇〇〇〇〇

(別紙様式例 4)

第 号

子育て支援員研修修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、こども家庭庁の定める子育て支援員研修を修了したことを証します。

修了コース等：

(元号) 年 月 日

(指定された事業者名)

代 表 ○ ○ ○ ○

(別紙様式例 5)

第 号

子育て支援員研修一部科目修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、こども家庭庁の定める子育て支援員研修（基本研修・専門研修）の一部の科目を修了したことを証します。

受講コース等名
一部修了科目名

(元号) 年 月 日

〇〇〇知事・長
〇〇〇〇〇〇

(別紙様式例 6)

第 号

子育て支援員研修一部科目修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、こども家庭庁の定める子育て支援員研修（基本研修・専門研修）の一部の科目を修了したことを証します。

受講コース等名
一部修了科目名

(元号) 年 月 日

(指定された事業者名)
代 表 ○ ○ ○ ○

(別添 1)

指定事業者が学則等に定める項目

(1) 事業実施者に関する要件

- ア 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ウ 子育て支援分野の研修に関する実績や知見等があること。

(2) 事業内容に関する要件

- ア 研修事業が、本要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。
- イ 研修カリキュラムが、別表1及び別表2に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。
- ウ 研修を担当する講師について、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適切な人数確保されていること。

(3) 研修受講者に関する要件

- ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

- (ア) 開講目的
- (イ) 研修事業の名称
- (ウ) 実施場所
- (エ) 研修期間
- (オ) 研修カリキュラム
- (カ) 講師氏名
- (キ) 研修修了の認定方法
- (ク) 開講時期
- (ケ) 受講資格
- (コ) 受講手続き（募集要領等）
- (サ) 受講料等

- イ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保持すること。

(別添 2)

指定申請書の記載事項

- ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）
- イ 研修事業の名称及び実施場所
- ウ 事業開始予定年月日
- エ 学則等
- オ 研修カリキュラム
- カ 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別並びに受諾書
- キ 研修修了の認定方法
- ク 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
- ケ 申請者の資産状況
- コ 子育て支援分野に関する研修の実績や知見等

(別表 1) 子育て支援員基本研修

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
1. 子ども・子育てに関する制度や社会状況における子育て支援事業の役割を捉えるための科目				
①子ども・子育て家庭の現状	講義	60分	<子ども・子育て家庭（対人援助を行う対象）に対する理解> ①子どもの育つ社会・環境 ②子育て家庭の変容 ③子どもの貧困及び子どもの非行についての理解	①子育て家庭と家庭生活を取り巻く社会的状況について理解する。 ②家庭の意義と多様な子育て家庭のニーズと子育て支援等の現状と課題について理解する。 ③子育て家庭への支援について理解する。 ④子どもの貧困や非行などの背景の概要について理解する。
②子ども家庭福祉	講義	60分	<子育て支援制度の理解> ①子ども・子育て支援新制度の概要 ②児童家庭福祉施策等の理解 ③児童家庭福祉に係る資源の理解	①児童家庭福祉施策・制度の概要（子ども・子育て支援新制度の概要と子育て支援員が関わる事業の枠組みと位置付け等）について理解する。 ②児童福祉施設等と専門職の役割について理解する。 ③児童家庭福祉に関する地域資源の概要（地域人材の確保を含む）について理解する。
2. 支援の意味や役割を理解するための科目				
③子どもの発達	講義	60分	<子ども・子育て家庭（対人援助を行う対象）に対する理解> ①発達への理解 ②胎児期から青年期までの発達 ③発達への援助 ④子どもの遊び	①子どもの発達を捉える観点について理解する。 ②子どもの発達（「発達・成長の保障」、「情緒の安定」、「生命の保持」）の概要について理解する。 ③生涯発達の概要について理解する。 ④子どもの発達に応じた援助の基礎について理解する。 ⑤「遊び」の意義と「遊び」の質について理解する。
④保育の原理	講義	60分	<子育て支援（対人援助）>	①発達・成長過程に応じた保

			助)を行うための援助 原理の理解> ①子どもという存在 の理解 ②情緒の安定・生命の 保持 ③健康の保持と安全 管理	育の基礎について理解す る。 ②情緒の安定と生命の保持に 係る保育の基礎について理 解する。 ③子育て支援事業における安 全対策や危機管理の必要性 について発達との関連を踏 まえて理解する。
⑤対人援助の価 値と倫理	講義	60分	<子育て支援(対人援 助)を行うための援助 原理の理解> ①利用者の尊厳の遵 守と利用者主体 ②子どもの最善の利 益 ③守秘義務・個人情報 の保護と苦情解決 の仕組み ④保護者・職場内・関 係機関・地域の人々 との連携・協力 ⑤子育て支援員の役 割	①対人援助の価値について理 解する。 ②子どもの最善の利益につい て理解する。 ③対人援助の倫理について理 解する。 ④保護者・関係者・関係機関 との連携・協力の必要性に ついて理解する。 ⑤子育て支援員の役割につい て理解する。
3. 特別な支援を必要とする家庭を理解するための科目				
⑥児童虐待と社 会的養護	講義	60分	<子育て支援(対人援 助)を行うための援助 原理の理解> ①児童虐待と影響 ②虐待の発見と通告 ③虐待を受けた子ど もに見られる行動 ④子どもの権利を守 る関わり ⑤社会的養護の現状	①児童虐待(家庭における配 偶者等からの暴力(DV) を含む)とその影響(虐待 を受けた子どもに見られる 行動など)について理解す る。 ②虐待を受けたと思われる子 どもを発見した際の基本的 な対応の概要について理解 する。 ③子どもの権利擁護の基本的 視点について理解する。 ④社会的養護の意義と現状の 概要について理解する。 ⑤社会的養護を必要とする子 どもや家庭の状況について 理解する。
⑦子どもの障害	講義	60分	<子育て支援(対人援	①障害特性の概要について理

			助)を行うための援助 原理の理解＞ ①障害の特性について の理解 ②障害の特性に応じ た関わり方・専門機 関との連携 ③障害児支援等の理 解	解する。 ②障害児支援制度の概要につ いて理解する。 ③障害特性に応じた関わり方 や専門機関との連携の概要 について理解する。 ④障害児支援等の現状につい て理解する。
4. 総合演習				
⑧総合演習	演習	60分	①子ども・子育て家庭 の現状の考察・検討 ②子ども・子育て家庭 への支援と役割の 考察・検討 ③特別な支援を必要 とする家庭の考 察・検討 ④子育て支援員に求 められる資質の考 察・検討 ⑤専門研修の選択な ど今後の研修に向 けての考察・検討	①履修した内容についての振 り返りを図るためのグルー プ討議。 ②子育て支援員に求められる 資質についての理解の確 認。 ③履修した内容の総括と今後 の課題認識の確認。 ※内容欄のテーマをもとに、 研修効果の定着を図るため に上記①～③のいずれかの 振り返りを行う。

(別表 2-1) 子育て支援員専門研修 (地域保育コース)

1. 共通科目

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
1. 地域保育の基礎を理解するための科目				
①乳幼児の生活と遊び	講義	60分	①子どもの発達と生活 ②子どもの遊びと環境 ③人との関係と保育のねらい・内容 ④子どもの一日の生活の流れと役割	①発達・成長過程に応じた子どもの生活への援助方法について理解する。 ②発達にふさわしい子どもの遊びとその環境のあり方について理解する。 ③子ども同士の関わりあい、発達を促すことについて理解する。 ④子どもの一日の生活の流れの中での保育者(※)の役割について理解する。 ※【共通科目】において、保育者とは、家庭的保育補助者、保育従事者及び提供会員をいう。
②乳幼児の発達と心理	講義	90分	①発達とは ②発達時期の区分と特徴 ③ことばとコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦こころと行動の発達を支える保育者の役割	①0歳から3歳くらいまでの乳幼児期の発達のポイントを学び、発達に応じた遊びやその安全性について理解する。 ②子どもの発達を支える保育者の役割について理解する。
③乳幼児の食事と栄養	講義	60分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④保育者が押さえる食育のポイント	①離乳の進め方に関する最近の動向について理解する。 ②幼児期の昼食作りに役立つ栄養バランスのポイント、食品衛生の基礎知識について理解する。 ③食物アレルギーについて理解する。 ④保育者がおさえる食育のポイントについて理解する。

④小児保健Ⅰ	講義	60分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて	①保育を行う上で必要となる健康管理のポイントや疾病の予防と感染防止への対応、保育中の発症への対応などの基礎知識について理解する。 ②現場に生かせる、より具体的な対応について理解する。
⑤小児保健Ⅱ	講義	60分	①子どもに多い症例とその対応 ②子どもに多い病気（SIDS等を含む）とその対応 ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「保育所における感染症対策ガイドライン」を周知する。 ③事故予防と対応	①子どもに多い症状・病気を学び、その対応について理解する。 ②小児に多い事故を学び、その予防と対応について理解する。 ③異物除去法、心肺蘇生法を学び、緊急時の対応について理解する。
⑥心肺蘇生法	実技	120分	①心肺蘇生法、AED、異物除去法等 ※見学だけの科目にならないよう参加人数等の配慮が必要。	①乳幼児を対象とした救急救命が行えるように、その技術を身につける。
2. 地域保育の実際を理解するための科目				
⑦地域保育の環境整備	講義	60分	①保育環境を整える前に ②保育に必要な環境とは ③環境のチェックポイント	①保育環境の整備に当たり、基本的な考え方と配慮事項について理解する。 ②保育を行うために作られた場所ではないところを保育の場として利用する上での工夫や配慮について理解する。 ③保育に必要な設備・備品とその配置について、具体的事例およびチェックポイントを示し、自己点検を行えるようにする。
⑧安全の確保とリスクマネジ	講義	60分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予	①保育環境上起こりうる危険について学び、事故を未然

メント			防保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任	に防ぐための予防策や安全確保の留意点について理解する。 ②万一事故が起こった場合の対応や報告について理解する。
⑨保育者の職業倫理と配慮事項	講義・演習	90分	①保育者の職業倫理 ②保育者の自己管理 ③地域等との関係 ④保育所や様々な保育関係者との関係 ⑤行政との関係 ⑥地域型保育の保育者の役割の検討（演習）	①保育者としての職業倫理について理解する。 ②保育者の自己管理について理解する。 ③地域住民との関係づくりについて理解する。（家庭的保育における家庭的保育者の家族との関係にも留意する。） ④保育所や様々な保育関係者との関係づくり、行政との関係などについて理解する。 ⑤児童虐待が疑われた場合の保育者としての対応について理解する。
⑩特別に配慮を要する子どもへの対応（0～2歳児）	講義	90分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊びを通して、子どもの発達を促す方法	①0～2歳の気になる行動をどのように考え、どう関わっていけばよいかを行動特徴の把握などを通して理解する。 ②特別に配慮を要する子どもへの対応における保育者の役割について理解する。 ※ 発達の遅れが疑われる場合、保護者の思いを踏まえた上での対応の必要性について理解する。 （専門機関との連携を含む。） ③遊びを通して、子どもの発達を促す方法について理解する。
3. 研修を進める上で必要な科目				
⑪グループ討議	演習	90分	①討議の目的 ②討議の原則 ③討議の効果	①研修参加者が討議のテーマにそって話し合うための方法やマナーについて理解する。

			④討議のすすめ方 ⑤グループ討議（演習）	る。 ②テーマについて、自分の意見を述べたり、他の参加者の意見を聞く相互作用を通して、考えをまとめ、問題点を整理し、解決方法を検討する。 ③今後学びたい内容あるいは助言者に質問したいことなどを、グループ内で話し合う。 ④研修で学んだこと等についてグループ討議を行い、理解を深める。
4. 自治体の制度や地域の保育事情等を理解するための科目				
⑫実施自治体の制度について（任意）	講義	60分 ～ 90分	①関係機関 ②地域資源	①実施自治体の保育関係施策や関係機関について理解する。 ※ 一時預かり事業を含めた地域子ども・子育て支援事業について理解する。

2. 選択科目（地域型保育）

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
①地域型保育の概要	講義	60分	①地域型保育の事業概要 ②地域型保育の特徴 ③地域型保育のリスクを回避するための課題	①地域型保育の各事業の概要や位置づけについて理解する。 ②地域型保育の特徴を学び、保育所保育との共通点、相違点について理解する。 ③規模の小さい地域型保育の意義及びリスクについて学び、リスクを回避するための課題について理解する。 (注) 一時預かり事業の研修受講を促す。
②地域型保育の保育内容	講義・演習	120分	①地域型保育における保育内容 ②地域型保育の1日の流れ ③異年齢保育 ④新しく子どもを受け入れる際の留意点 ⑤地域の社会資源の活用 ⑥保育の計画と記録 ⑦保育の体制	①地域型保育における基本的な1日の流れや保育内容について理解する。 ②少人数の異年齢児を保育する際の方法、工夫、留意事項などについて理解する。 ③新しく子どもを受け入れる際の留意点について理解する。 ④計画や記録の必要性を学び、子どもの育ちの見通しをもって保育することの重要性について理解する。
③地域型保育の運営	講義	60分	①設備及び運営の基準の遵守 ②情報提供 ③受託までの流れ ④地域型保育の運営上必要な記録と報告	①設備及び運営の基準の内容について理解する。 ②情報提供の方法、受託前の利用者との面接、記録や報告の管理などについて理解する。
④地域型保育における保護者への対応	講義・演習	90分	①保護者との関わりと対応 ②保護者への対応の基本 ③子育て支援における保護者への相談・助言の原則 ④保護者への対応～事例を通して考	①保護者と協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者の子育てを支援する役割についての意義を学び、このために必要な知識と技術について理解する。 ②地域型保育における保護者への対応において、保護者との信頼関係づくりや保護

			える～	者への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。
⑤見学実習オリエンテーション	演習	30分～60分	①見学実習の目的 ②見学実習のポイントと配慮事項 ※見学実習を講義・演習に代える場合は省略。	①見学実習を行うに当たって必要な配慮事項や見学のポイントについて理解する。 ②見学実習でどのようなことを学びたいか、あらかじめ考える機会とする。
⑥見学実習	実習	2日以上	1日目 保育の1日の流れを見る 2日目 保育の記録・計画、受付等の書類や環境構成、保護者対応の実際等について学ぶ ※認可保育所での0～2歳児の保育に関する見学実習も可能とする。	①地域型保育の現場に出向き、講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保など、実際に見学・観察を通して理解する。 ②保育に取り組むに際して、具体的に参考になることについて理解する機会とする。（家庭的保育は、家庭的保育者個人の自宅であり、異なる地域の環境の中でそれぞれ独自の工夫をして、保育を展開していることに留意する。） ③（見学実習を講義・演習に代える場合）子どものおむつ交換、食事の介助など、子どもの生活援助について演習を通して理解する。ミルクやほ乳瓶などの実物を知る。

3. 選択科目（一時預かり事業）

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
①一時預かり事業の概要	講義	60分	①一時預かり事業とは ②一時預かり事業の意義 ③一時預かり事業の特徴 ④一時預かり事業従事者の基本姿勢	①一時預かり事業の子育て支援としての意義、継続的な保育との相違について理解する。 ②一時預かり事業の特徴を学び、従事者として、子どもや保護者との関わり方における基本姿勢について理解する。
②一時預かり事業の保育内容	講義・演習	120分	①初めて会う子どもとの関係づくり ②一人ひとりの発達に応じた生活・遊びの援助 ③子どもが安心して過ごせる環境づくり	①初めて会う子どもとの信頼関係を形成する具体的な関わり方について理解する。 ②一時預かり事業は子どもの家庭生活の延長にあるため、一人ひとりの状態に対応し、子どもが安心して過ごせるようにすることについて理解する。 ③子どもの不安を安心に変える具体的な関わり方について理解する。
③一時預かり事業の運営	講義	60分	①一時預かり事業の業務の流れ ②情報提供、受付、登録 ③記録、保護者への報告 ④職場倫理・チームワーク、職員間の共通理解	①一時預かり事業の業務の流れについて理解する。 ②記録や保護者への報告の記載の仕方、保護者のプライバシーの遵守、職員間の連携の必要性について理解する。
④一時預かり事業における保護者への対応	講義・演習	90分	①保護者との関わりと対応 ②保護者への対応の基本 ③子育て支援における保護者への相談・助言の原則 ④保護者への対応～事例を通して考える～	①保護者と協力して子どもの発達を支えとともに、保護者の子育てを支援する役割についての意義を学び、このために必要な知識と技術について理解する。 ②一時預かり事業における保護者への対応において、信頼関係づくりや保護者への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイント

				を学び、事例検討などを通して考え、理解する。
⑤見学実習オリエンテーション	演習	30分 ～ 60分	①見学実習の目的 ②見学実習のポイントと配慮事項 ※見学実習を講義・演習に代える場合は省略。	①見学実習を行うに当たって必要な配慮事項や見学のポイントについて理解する。 ②見学実習でどのようなことを学びたいか、あらかじめ考える機会とする。
⑥見学実習	実習	2日以上	1日目 保育の1日の流れを見る 2日目 保育の記録・計画、受付等の書類や環境構成、保護者対応の実際等について学ぶ ※認可保育所での保育に関する見学実習も可能とする。	①一時預かり事業の現場に向き、講義で学んだ環境整備や保育内容、安全確保など、実際に見学・観察を通して理解する。 ②保育に取り組むに際して、具体的に参考になることについて理解する機会とする。 ③（見学実習を講義・演習に代える場合）子どものおむつ交換、食事の介助など、子どもの生活援助について演習を通して理解する。ミルクやほ乳瓶などの実物を知る。
	講義・演習	実習と同程度の内容を担保（1日以上）	※可能な限り見学実習を実施することが望ましいが、地域の実情等に応じ、DVDの視聴等と講義・演習などによる実施も可能とする。	

4. 選択科目（ファミリー・サポート・センター）

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
①ファミリー・サポート・センターの概要	講義	60分	①ファミリー・サポート・センターとは ②ファミリー・サポート・センターの意義 ③ファミリー・サポート・センターの特徴	①地域における相互援助活動としてのファミリー・サポート・センターの活動の内容や意義について理解する。
②ファミリー・サポート・センターの援助内容	講義・演習	120分	①ファミリー・サポート・センターの援助活動における基本姿勢 ②援助活動の流れ ③活動を行う上での配慮事項 ④発達に応じた保育内容・生活援助	①保育者（提供会員）として子どもや保護者（依頼会員）に対する心構え、配慮しなければならない点について理解する。 ②援助活動の流れについて理解する。 ③年齢や発達に応じた保育内容・生活援助をする際の方法や工夫、留意事項などについて理解する。
③ファミリー・サポート・センターにおける保護者（依頼会員）への対応	講義・演習	90分	①保護者（依頼会員）との関わりと対応 ②保護者（依頼会員）への対応の基本 ③保護者（依頼会員）への対応～事例を通して考える～	①保護者（依頼会員）と保育者（提供会員）が協力して子どもの発達を支えるとともに、保護者（依頼会員）の子育てを支援する役割の意義について理解する。 また、このために必要な知識と技術について理解する。 ②保護者（依頼会員）との対応において、保護者（依頼会員）との信頼関係づくりや保護者（依頼会員）への支援が必要な際の関わり方について、重要なポイントを学び、事例検討などを通して考え、理解する。
④援助活動の実際	講義・演習	120分	①実際の活動について学ぶ 活動経験者に援助活動の実際を聞く 活動に関する疑問・不安等についての質疑応答	①先輩保育者（提供会員）から直接話を聞き、講義で学んだ環境整備、援助内容、安全確保などについて理解する。 ②援助活動に取り組むに際して、具体的に参考になるこ

				とについて理解する機会とする。
--	--	--	--	-----------------

(別表 2-2) 子育て支援員専門研修 (地域子育て支援コース)

1. 利用者支援事業 (基本型)

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
1. 事前学習				
①地域資源の把握	演習	480分(8時間相当)	①地域資源の把握 ②受講者の周りの地域資源の情報収集と整理の実施	①事前に周りにある地域資源について、意識することにより、実際の研修(特に演習)の際に、イメージを持たせることで、より実践的な研修となることを目指す。
2. 講義・演習 (8時間)				
②利用者支援事業の概要	講義	60分	①事業成立の背景と目的 ②事業の内容 ③当該地域における実施状況	①利用者支援事業の意義、内容、機能等について理解する。
③地域資源の概要	講義	60分	①社会資源とは ②地域における社会資源の把握と連携	①ニーズに応じた情報提供や支援体制の構築のために、社会資源の概要と地域にある社会資源の種類、内容について把握し、その提供方法等について理解する。
④利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理	講義	90分	①利用者支援専門員の役割 ②支援における基本原則～受容と自己決定の尊重、信頼関係の構築～ ③特別な配慮が必要となる利用者への配慮事項 ④個人情報と守秘義務	①支援に当たっての利用者支援専門員としての役割と基本的な心構えについて理解する。 ②特別な配慮が必要となる利用者を支援する際、配慮すべき点について理解する。 ③守秘義務と情報共有の重要性について理解する。
⑤記録の取扱い	講義・演習	60分	①記録の目的 ②記録の種類、項目、記述の方法 ③記録の管理	①事業の適切かつ円滑な実施のために、記録の目的、種類、手法(管理方法含む)や重要性について、理解する。
⑥事例分析Ⅰ～ジェノグラムとエコマップ	演習	90分	①ジェノグラムとエコマップの書き方 ②事例に基づくジェ	①ジェノグラムとエコマップの書き方を学び、家族関係やその家族と社会資源の関

プを活用した アセスメント ～			ノグラムとエコマ ップの作成と支援 方法の検討	係について適切に把握でき るよう、事例を踏まえて実 践する。
⑦事例分析Ⅱ ～社会資源の 活用とコーデ ィネーション ～	演習	90分	①事例による地域に おける社会資源の 活用と連携の検討	①利用者のニーズに応じた資 源の選定と紹介、仲介まで を学ぶ。 ②地域の社会資源のメリッ ト・デメリットを理解し、 他機関と連携した支援につ いて具体的方法を検討す る。
⑧まとめ	講義	30分	①利用者支援事業で 求められる姿勢に ついての再確認	①履修した内容と今後の課題 認識を確認し、利用者支援 専門員としての役割や心構 えを再確認する。
3. 見学実習 (8時間)				
⑨地域資源の見 学	実習	480 分(8 時間)	①地域資源の実際を 見学により学ぶと ともに、担当者との 面識をもつ	①実際の現場を体験し、業務 の円滑な実施につなげる。

2. 利用者支援事業（特定型）

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
①利用者支援事業の概要	講義	60分	①事業成立の背景と目的・事業内容 ②当該地域における実施状況	①利用者支援事業の意義、内容、機能等について理解する。
②利用者支援専門員に求められる基本的姿勢と倫理	講義	60分	①利用者支援専門員の役割 ②支援における基本原則～受容と自己決定の尊重信頼関係の構築～ ③特別な配慮が必要となる利用者への配慮事項 ④個人情報と守秘義務	①支援に当たっての利用者支援専門員としての役割と基本的な心構えについて理解する。 ②特別な配慮が必要となる利用者を支援する際、配慮すべき点について理解する。 ③守秘義務と情報共有の重要性について理解する。
③保育資源の概要	講義・演習	90分	①保育制度の概要 ②保育資源の種類と内容 ③ニーズに応じた保育資源・サービスの提供の方法	①ニーズに応じた情報提供や支援体制の構築のために、保育制度の概要と地域にある保育資源の種類、内容について把握し、その提供方法等について理解する。
④記録の取扱い	講義・演習	60分	①記録の目的 ②記録の種類、項目 ③記録の書き方 ④記録の管理	①事業の適切かつ円滑な実施のために、記録の目的、種類、手法（管理方法含む）や重要性について理解する。
⑤まとめ	講義	60分	①振り返りとグループ討議	①履修した内容の総括と今後の課題認識を確認する。

3. 地域子育て支援拠点事業

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
①地域子育て支援拠点事業の全体像の理解	講義	60分	①地域子育て支援拠点事業の制度上の位置づけと成り立ち ②地域子育て支援拠点に求められる機能 ③地域子育て支援拠点における支援者の役割	①関連制度、地域子育て支援拠点事業の経緯を理解する。 ②基本4事業の内容、予防型支援の必要性について理解する。 ③支援者の役割について理解する。
②利用者の理解	演習	60分	①利用者の理解を深める演習	①利用者の立場になって、支援のあり方について検討・理解する。
③地域子育て支援拠点の活動	講義	60分	①子どもの発達を意識した環境づくり ②子どもの発達を促す環境づくりの工夫 ③利用者のニーズに配慮した講習等（プログラム）	①発達の基本、子どもの遊び、他者との関わりについて理解する。 ②具体的な環境づくりについて理解する。 ③利用者のニーズに配慮した講習等（プログラム）の実践について理解する。
④講習等の企画づくり	演習	60分	①具体的な講習等やプログラムづくり	①利用者に共通するニーズから、講習等（プログラム）を企画・実施する意味と方法を理解し、実際の現場での支援の在り方を検討する。
⑤事例検討	演習	60分	①事例に基づく検討	①実際の事例を基に、具体的な対応方法について理解する。
⑥地域資源の連携づくりと促進	講義	60分	①多様な地域資源の理解、連携づくりの促進	①情報提供や支援体制の構築のために、地域資源や連携づくりの重要性について理解する。

(別表 2-3) 子育て支援員専門研修（放課後児童コース）

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解				
①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	講義	90分	①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的 ②放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割 ③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針の内容	①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的を理解する。 ②放課後児童健全育成事業の一般原則とその役割を理解する。 ③放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等の内容を理解する。
②放課後児童クラブにおける権利擁護とその機能・役割等	講義	90分	①放課後児童クラブにおける子どもの権利に関する基礎知識 ②放課後児童クラブの社会的責任 ③利用者への虐待等の禁止と予防 ④放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携	①放課後児童クラブにおける子どもの権利についての基礎を理解する。 ②放課後児童クラブにおける社会的責任の基本を理解する。 ③放課後児童クラブにおける保護者との関わり方や学校、保育所・幼稚園等及び地域との連携の必要性を理解する。
2. 子どもを理解するための基礎知識				
③子どもの発達理解と児童期（6歳～12歳）の生活と発達	講義	90分	①子どもの発達理解の基礎 ②発達面からみた児童期（6歳～12歳）の一般的特徴 ③子どもの遊びや生活と発達	①子どもの育成支援のために子どもの発達の基礎を理解する。 ②発達からみた児童期の一般的な特徴を理解する。 ③児童期の生活と遊びを理解するために必要な発達の基礎を理解する。
3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援				
④子どもの生活と遊びの理解と支援	講義	90分	①放課後児童クラブにおける育成支援の基本 ②子どもの遊びと発達	①放課後児童クラブに通う子どもについて理解する。 ②子どもの生活における遊びの大切さを理解する。 ③子どもの自主性、創造性を

			③子どもの遊びと仲間関係及び環境 ④子どもの遊びと大人の関わり	大切にする遊びへの関わり方を理解する。
4. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応				
⑤子どもの生活面における対応等	講義	90分	①子どもの健康管理及び情緒の安定 ②子どもの健康管理に関する保護者との連絡 ③衛生管理、食物アレルギーのある子ども等への対応 ④子どもの安全と安全対策及び緊急時対応の内容	①子どもの健康管理及び情緒の安定を確保することの必要性を理解する。 ②子どもの健康維持のための衛生管理について理解する。 ③食物アレルギー等への対応に関する必要な知識を理解する。 ④安全対策及び緊急時対応の必要性を理解する。
5. 放課後児童クラブに従事する者として求められる役割・機能				
⑥放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理	講義	90分	①放課後児童クラブの仕事内容 ②放課後児童クラブに従事する者の社会的責任と職場倫理 ③放課後児童クラブにおける職員集団 ④運営主体の人権の尊重と法令の遵守（個人情報保護等）	①放課後児童クラブの仕事内容を理解する。 ②放課後児童クラブにおける職員集団と職場倫理を理解する。 ③人権の尊重と法令の遵守の必要性を理解する。

(別表 2-4) 子育て支援員専門研修(社会的養護コース)

科目名	区分	時間数	内 容	目 的
1. 社会的養護の理念				
①社会的養護の理解	講義	60分	①社会的養護とは ②子ども家庭福祉、社会的養護の理念 ③社会的養護体系について ④社会的養護の課題と将来像 ⑤社会的養護と自立支援	①社会的養護の概要について、その背景となる社会の課題とともに理解する。 ②社会的養護の基本理念を理解する。 ③社会的養護の体系を理解する。 ④社会的養護の課題と将来像を理解する。 ⑤社会的養護における子どもの自立支援について、アセスメントや自立支援計画の意義を含めて理解する。
②子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理	講義	60分	①子どもの最善の利益 ②子ども・保護者の意見表明、苦情解決の仕組み ③被措置児童等虐待の防止 ④養育者・支援者の資質、メンタルヘルス	①「児童の権利に関する条約」、国連「児童の代替的養護に関する指針」を踏まえ、そこに掲げられた子どもの最善の利益を尊重した支援の提供のため、「子どもの最善の利益」について理解する。 ②子ども・保護者の意見表明と苦情解決の仕組みを理解する。 ③被措置児童等虐待及び防止に向けた取り組みについて理解する。 ④養育者・支援者の心身の健康が子ども等の心身の健康に結びついていることを理解する。
2. 対象者の理解				
③社会的養護を必要とする子どもの理解	講義・演習	90分	①発達段階ごとの理解 ②発達支援を必要とする子どもの理解 ③虐待が子どもに及ぼす影響 ④保護者からの分離	①子どもの発達段階について理解する。 ②発達支援を必要とする子どもの特性を理解する。 ③虐待(家庭における配偶者等からの暴力(DV)を含む)が子ども・家族に及ぼす影

			を体験した子どもの理解 ⑤支援者からの二次被害	響について理解する。 ④保護者からの分離を体験した子どもの特性や愛着障害について理解する。 ⑤支援者からの二次被害について理解する。
④家族との連携	講義	60分	①家族との連携の意義 ②支援を必要とする保護者との連携 ③家族再構築支援の実際	①子どもの自立の過程において必要不可欠な子どもと家族との関係の意義を理解する。 ②保護者の抱える困難（障害・傷病、DV、貧困等）を理解する。 ③家族再構築支援の実際を理解する。
⑤地域との連携	講義	60分	①関係機関の理解 ②地域との連携の意義 ③より専門的な支援を必要とする場合の関係機関（医療機関等）との連携について	①子どもを支援する関係機関、保護者を支援する関係機関の名称や役割を理解する。 ②地域に開かれた養育のため、地域との連携の意義を理解する。 ③より専門的な支援を必要とする子どもに対する関係機関との連携について理解する。
3. 支援技術				
⑥社会的養護を必要とする子どもの遊びの理解と実際	講義・演習	90分	①「遊び」の意義 ②年齢に応じた遊びの内容 ③配慮すべきこと	①社会的養護を必要とする子どもの「遊び」の意義を理解し、乳幼児期から児童期までの遊びの実際を体験する。 ②年齢に応じた「遊び」について理解する。 ③「遊び」を支援する際の基本的原則と配慮すべきことを理解する。
⑦支援技術	演習	60分	①子どものニーズに応じたコミュニケーションスキル ②生活における支援 ③記録（日誌を含む）の書き方	①対人援助の基本である傾聴と共感・メッセージの伝え方等について理解する。 ②生活場面での関わり方（ほめ方、しかり方等）について理解する。

			④個人情報の保護	③日誌を含む記録の書き方として、客観的事実と評価情報を区別することを理解する。 ④個人情報の保護と情報開示について理解する。
⑧緊急時の対応	講義	60分	①子どもの発達段階における事故防止 ②緊急時の連絡・対応について ③配慮を要する対応について ④現場で起こりうる危機場面について	①事故を未然に防ぐ予防策や緊急時の対応について理解する。 ②緊急時の連絡・対応について理解する。 ③配慮を要する対応について理解する。 ④子ども間の暴力等の危機場面の対応について理解する。
4. 演習				
⑨施設等演習	演習	120分	①社会的養護の現場の理解（画像等） ②演習	①施設の概要を理解する。（画像視聴等） ①施設職員等とのグループワーク等により実際の業務について理解する。

(別表 3) フォローアップ研修（基本研修・専門研修）

対 象 者	経験年数 2 年未満の者
目 的	子育て支援員研修において、習得した内容と各事業に従事し、日々の実践を通じて生じた疑問や悩みの解消や関係機関との連携のあり方など問題解決への支援を図る。
内 容	業務に携わる中で生じた相談・質問を中心としたもの。
時間数等	・ 年 2 回程度 ・ 1 回 2 時間程度
そ の 他	現任研修の内容が重複する場合等には、一体的に実施する形態も可。

(別表 4) 現任研修 (基本研修・専門研修)

対 象 者	全ての従事者 (経験年数問わず)
目 的	各事業の従事者としての資質の向上を図るために必要となる、基礎的分野から事業の特性に応じた専門分野における必要な知識・技術を習得する。
内 容	〔基礎的分野〕 ・最近の児童福祉の概要 ・子どもの発達・遊びの理解 ・子ども・保護者対応、緊急時の対応 ・子どもの虐待 ・障害児への理解 等 〔専門分野〕 ・各事業の特性に応じた研修内容とし、基礎分野と組み合わせて実施する形態も可 ・スーパービジョンによる事例の検討 等
時間数等	各事業の特性に応じた回数・時間数を設定。
そ の 他	フォローアップ研修の内容が重複する場合等には、一体的に実施する形態も可。

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育所等における保育士配置に係る特例について（通知）

近年、待機児童対策として保育の受け皿拡大を大幅に進めている状況下で、保育士の有効求人倍率は年々高くなるなど、保育の担い手の確保は喫緊の課題であり、これまでも保育士の処遇改善等様々な対策を行っているところであるが、より一層の対応が必要な状況である。

このため、保育における労働力需要に対応するよう、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を拡大するとともに、保育士の勤務環境の改善（就業継続支援）につなげる必要がある。

そこで、本日、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成 28 年厚生労働省令第 22 号。以下「改正省令」という。）を別添のとおり公布し、平成 28 年 4 月 1 日以後、当分の間、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）における保育士配置について、特例的運用を可能としたところである。

については、下記の事項に留意の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう御配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 改正省令の概要

（1）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（改正省令第 1 条関係）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「基準」という。）第 33 条第 2 項に規定する保育所における職員配置について、保育の需要に対して保育の受け皿が不足していることに鑑み、当分の間、以下の特例を設ける

こととした。

① 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例（基準第 94 条関係）

基準第 33 条第 2 項ただし書の規定については、適用しないことができることとする。この場合であっても、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が 1 名となる、朝夕等の児童が少数となる時間帯について、保育士 1 名に加えて、都道府県知事（指定都市にあっては、当該指定都市の市長、中核市にあっては当該中核市の市長とする。以下同じ。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

基準第 94 条中「都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者等が想定される。

② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例（基準第 95 条関係）

基準第 33 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができることとする。

幼稚園教諭等が保育することができる児童の年齢については、幼稚園教諭等の専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については 3 歳以上児、小学校教諭については 5 歳児を中心に保育することが望ましい。

また、保育に従事したことの無い幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこととする。

③ 保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例（基準第 96 条関係）

保育所を 1 日につき 8 時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要なとなる保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合にあっては、基準第 33 条第 2 項に規定する保育士の数の算定について、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができることとする。

基準第 96 条中「都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」の要件については、基準第 94 条における保育士に加えて配置する者の要件と同様とする。併せて、保育士資格の取得を促していくこととする。

また、基準第 96 条中「保育所に係る利用定員の総数に応じておかなければならない保育士の数」とは、保育所の認可の基準として算定される保育士の数を意味している。

さらに、保育所における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則として保育所の

長が定めるものであるが、8時間を超えて開所する保育所等では、各時間帯における必要保育士を配置するためには、「利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数」に追加して保育士を確保する必要がある。同条中「開所時間を通じて必要となる保育士の総数」とは、このような場合における1日に配置しなければならない保育士の総数を意味している。

④ ②及び③の特例を適用する場合における保育士の必要数（基準第97条関係）

②及び③の特例を適用する場合であっても、保育士資格を有する者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。）を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならない。

（2）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（改正省令第2条関係）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第29条第2項及び第44条第2項に規定する小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士配置についても、1の（1）と同様の特例を設けることとした。

2. 実施に係る留意事項

（1）保育士確保に向けた取組の一層の強化について

保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則である。そのため、各特例を実施するに当たっては、保育士が専門的業務に専念することができるよう、保育に直接的影響を及ぼさない事務的作業等は保育士以外の者が行うなど、業務負担の見直しを行うとともに、各自治体及び保育所等においても、保育士の確保対策の一層の強化に取り組むこととすること。

（2）地域の実情に即した特例の実施について

各特例の実施に当たっては、各地域における待機児童の発生状況や保育士の不足状況等の事情を勘案して、改正省令の規定の範囲内において、限定的に実施することが可能であること。

（3）各特例の対象となる保育所等の要件について

過去3年間の指導監査において、都道府県知事から勧告や改善命令等を受けている保育所等については、各特例の実施を認めないこととすること。また、各特例の適用範囲を、保育士等の処遇改善に取り組んでいる保育所等に限定することも考えられる。

（4）各特例により保育士以外の者を保育士とみなす場合の公定価格上の取扱いについて

各特例を実施する場合の公定価格の算定に当たっては、保育士以外の者を保育士とみなして必要な算定を行うこととしており、保育士以外の者を保育士とみなす場

合であっても、可能な限り、1名を超えた配置や保育士等の処遇改善に配慮しながら実施すること。

(5) 各特例の運用状況の把握に当たっての協力について

厚生労働省においては、各特例について、実施自治体及び保育所等の事例の把握を行い、継続的に検証していくこととしており、自治体及び保育所等にあつては、積極的に協力いただきたいこと。

3. 施行期日

改正省令については、平成28年4月1日より施行するものであること。

本件担当：

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線 7928

FAX：03-3595-2674

子発 0331 第 5 号
令和 3 年 3 月 31 日
＜一部改正＞子発 0228 第 4 号
令和 5 年 2 月 28 日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市長
殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等
における保育に従事する者に関する研修について

認可外保育施設における保育に従事する者の資格については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」において定めているところであり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 9 項又は同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者のうち 1 人以上が、並びに法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者が、「保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。」としている。

今般、「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」について、下記のとおり定めることとしたので、内容を十分に御了知の上、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）への周知を行うとともに、その運用に遺漏なきようにされたい。

この通知は令和 3 年 4 月 1 日から施行し、これに伴い、「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」（令和元年 9 月 20 日子発 0920 第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知）は廃止する。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」

「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」とは、以下の（１）から（３）のいずれかをいう。

- （１）都道府県等が行う「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下同じ。）の別添 4「多様な保育研修事業実施要綱」に定める家庭的保育者等研修事業の基礎研修または居宅訪問型保育研修事業の基礎研修
- （２）都道府県等が行う「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める専門研修の「地域保育コース」
- （３）都道府県等が行う「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の別添 7「認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱」に定める認可外の居宅訪問型保育研修

2 「都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修」

「都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修」について、以下の（１）から（４）は、１に定める研修と同等以上のものとして取り扱うこととする。

なお、以下の（１）から（４）以外の主体が実施する研修について、都道府県知事等が１（１）に定める研修と同等以上のものと認める基準等は別添のとおり。

- （１）市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が実施する１（１）で定める研修（「多様な保育研修事業実施要綱」に定める指定研修事業者が実施した研修を含む。）
- （２）市町村長又は子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項で定める仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育助成事業（「企業主導型保育事業等の実施について」（平成 29 年 4 月 27 日府子本第 370 号・雇児発 0427 第 2 号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 2 に定める企業主導型保育助成事業をいう。以下同じ。）の実施主体が実施する１（２）で定める研修（「子育て支援員研修事業実施要綱」で定める指定研修事業者が実施した研修を含む。）
- （３）公益社団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
- （４）児童福祉法第 18 条の 6 第 1 号に規定する指定保育士養成施設が実施する公益社団法人全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修

3 都道府県等による研修修了者の確認

都道府県等は、1 及び2 で定める研修を修了した者であることを、各研修の修了証書（公益社団法人全国保育サービス協会が発行する「認定ベビーシッター」資格の認定証及び資格登録証を含む。以下同じ。）で確認することとする。

この際、修了証書は、修了証書を交付した都道府県等以外の全国の自治体においても効力を持つものであることとする。

また、発行年月日が令和元年10月1日以前のもので、有効であることとする。ただし、研修修了後5年以上経過している者であって、居宅訪問型保育等の実務経験の乏しい保育従事者に対しては、上記1 及び2 で定める研修のほか、都道府県等がこれに類するものとして認める研修の再受講を推奨することが望ましい。

(別添)

都道府県等が行う研修と同等以上のものであると都道府県知事等が認める基準について

1 法人基準

研修の実施主体である法人の要件として、以下の点を確認する。

(1) 事業継続性

- ・ 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ・ ベビーシッター等の従業者の労働条件及び福利厚生に関し、社会保険（労働保険を含む。）の加入等、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。
- ・ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

(2) 事業実績

- ・ 以下①及び②の事業実績が複数年あること。
 - ① 認可又は認可外の居宅訪問型保育事業の実績（5年以上）
 - ※ 認可外の居宅訪問型保育事業に係るマッチングサイト運営の実績は含まない。
 - ② 地方自治体から居宅訪問型保育研修事業等の研修受託実績
 - ※ 子育て支援員研修などの研修受託実績についても、都道府県等が認めれば可とする。
- ・ 実施する居宅訪問型保育事業において、過去5年間に重大な事故が発生していないこと、及び法上の保育に関する処分のうち不利益処分を受けていないこと。
 - ※ 重大な事故の範囲としては、死亡事故又は治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故（ただし、事業者の責に帰さない事案であることが明らかである場合を除く。）
 - ※ 不利益処分：認可保育所及び地域型保育事業における改善命令、事業停止命令及び認可の取消処分、並びに認可外保育施設に対する事業停止命令及び施設閉鎖命令

(3) 情報の適切な管理

- ・ 個人情報保護に関する規程を定めていること。
- ・ 適切な情報管理・保管していること。

2 研修基準

実施する研修の内容として、以下の点を確認する。

(1) 研修内容

- ・ 研修内容は、原則、居宅訪問型保育研修事業（基礎研修）と同様とすること。
- ・ 自社で行う接遇研修等とは区分して実施すること。
- ※ 特に、心肺蘇生法（実技講習）は事業開始前に受講することが望ましい。
- ※ 研修内容の確認に当たっては、科目名のみで判断するのではなく、研修で使用するテキスト・資料の内容、講師の経歴等を確認した上で、研修内容として適切なものであることを確認すること。

（２）講師

- ・ 経歴、資格、実務経験等に照らし、研修実施が可能と見込まれる講師が研修カリキュラムの科目や回数に応じて確保されていること。（原則、複数名）
- ※ 都道府県等は、事業者から各科目の講師の選定に関する相談を受けた場合には、適宜相談に応じること。
- ※ 講師の要件としては、以下のようなものが考えられる。
 - ・ 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員
 - ・ 認可保育所、認定こども園（幼稚園型を除く。）、地域型保育事業、一時預かり事業等において、保育士又は家庭的保育者として一定年数以上の勤務経験があり、かつ、園長や主任保育士などリーダー的立場の経験を有する者であって、当該科目について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者

（３）研修回数

- ・ 継続的に、原則、年１回以上開催すること。研修受講見込者数が少ない場合はこの限りではない。
- ・ 受講者が受講しやすいよう研修開催地に配慮すること。

（４）規則等の公開

- ・ 研修の目的、実施場所、研修期間、カリキュラム、講師氏名、修了の認定方法、受講資格、募集要項、受講料等を明示すること。（都道府県等への届出と HP 等での公開）

（５）受講資格

- ・ 研修受講機会の拡大等の観点から、研修事業者には雇用等されていない者の受講についても可能とすること。
- ※ 研修事業者には雇用等されていない者が受講する場合には、受講料について、雇用等されている者と比して過度な徴収とならないよう配慮すること。

(6) 修了証書の交付

- ・ 修了証書の交付は、研修事業者が行うこととする。(別紙様式1)
- ・ 記載内容に変更があった場合や、修了証書の紛失があった場合には、必要な確認を行った上で再発行や更新を行うこと。
- ・ 認定を受けた都道府県等以外の自治体においても、効力を持つものとする。
 - ※ 修了証書の有効期限は特設設けない。
 - ※ ただし、研修修了後、一定期間業務に従事しておらず、その他の研修も受講していない者が数年ぶりに業務を再開するといった場合には、再度研修を受講することが望ましい旨を案内しておくなど、適切な保育が行われるよう配慮すること。

(7) 名簿の作成・管理

- ・ 研修事業者は、修了者の名簿を作成し、適切に管理すること。
 - ※ 都道府県等からベビーシッターの研修修了状況等に係る照会があった場合には、適切に対応すること。
 - ※ 名簿に掲載する情報は、修了証書番号、修了年月日、氏名等。

(8) オンラインで研修を実施する場合の留意点

本研修が「保育士若しくは看護師の資格を有する者」ではない者が受講するものであることを踏まえ、以下に留意の上、実施すること。

- ・ 研修事業者は、研修の申込みにあたり、本人確認ができるよう、受講希望者に対し顔写真データ等の提出を求めること。
- ・ 研修はリアルタイムのライブ配信の方法により行うことを原則とする。また、研修事業者は、研修受講者に対し、研修受講中は顔を画面上に投影することを求める等、常時研修申込者自身が確実に研修を受講していることの確認ができるようにすること。
- ・ 演習の実施にあたっては、研修事業者は、研修受講者を少人数（円滑に意見交換を行う観点から、4～6人程度とすることが望ましい。）のグループに分けることができる等、必要な機能を備えたツールを活用すること。
- ・ 研修事業者は、受講者に対し、科目毎の確認テストやレポート提出を求めることにより、受講者が研修の目的を達成することができているか確認し、評価を行うこと。この際、研修をオンラインを活用しない方法で受講する者についても同一の方法で確認を行うこと。
- ・ 研修受講方法で習熟度に差異が生じることのないよう、受講者からの質問に対応するために必要な機能等を備えること。
- ・ 希望する受講者同士が自由な意見交換を行うことができるよう、研修終了後の時間等にオンライン上で交流の場を設ける等の工夫を行うこと。
- ・ 次回以降の研修実施に向け、研修の実施方法等に関し、受講者へのアンケート

を行う等により、継続的に工夫を行うこと。

- ・ 研修事業者は、映像や音声のトラブルを可能な限り回避するよう、事前に接続テスト等を行うとともに、必要に応じ受講者に対しても同様に事前の接続テスト等を促すこと。機器トラブル等により受講者の研修修了が困難である場合は、研修事業者が用意した、集合型のライブ配信会場に参加させる等、受講者が研修科目を漏れなく履修することができるよう、受講の利便性に配慮を行うこと。
- ・ 実技講習に関しては、受講者自身が実際に行うことが重要であることから対面で行うこと。

(9) フォローアップ研修

- ・ 研修修了後、継続的に業務に従事する者に対しては、計画的にフォローアップ研修（オンラインを含む。）を実施するよう努めること。

(10) その他

- ・ 認定を希望する事業者は、関係書類を添えて都道府県等に認定申請を行うこと。（別紙1）
- ・ 認定を受けた事業者は、研修の年間計画を都道府県等に提出し、必要に応じて都道府県等職員が研修内容を实地確認することを受け入れること。（別紙2）
- ・ 認定を受けた事業者は、提出していた研修の年間計画に変更を加える場合には、認定を行った都道府県等に事前に報告すること。また、認定申請の内容に変更を加える場合には、あらかじめ変更の内容、変更時期及び理由を報告するものとし、別紙1のウ若しくはエ又は都道府県等が特に求める事項について変更を加える場合にあっては、変更について都道府県等の了承を得た上で実施すること。
- ・ 平成27年度以降に（1）と同様の内容の研修を修了していることが確認できた者についても、研修を修了したものとみなす。ただし、その場合においても、再度研修を受講することが望ましい。
 - ※ 一部科目のみ同様の内容を受講していることが確認できた者については、当該科目については受講済として取り扱うことができる。
 - ※ この取扱いを適用する場合には、令和4年度末までの間に修了証書を交付すること。令和4年度末までの間に修了証書を交付されなかった者については、再度研修を修了すること。
 - ※ 同様の内容の研修を修了したことを確認するに当たっては、科目名のみで判断するのではなく、研修で使用したテキスト・資料の内容、講師の経歴等を確認した上で、研修内容として適切なものであったかを確認すること。確認した内容について、都道府県等から提供を求められた場合には対応すること。
 - ※ この取扱いを適用した者については、名簿の管理上それがわかるようにしておくこと。

3 その他

- ・ 同等以上と認められた研修について、都道府県等において、認定した事業者から研修の実施状況の報告を求めるなどして、定期的に適合状況を確認すること。(別紙3)
- ・ 都道府県等は、保育者の研修受講機会の確保の観点から、子育て支援員研修など管内における研修の実施状況等を踏まえた上で、研修事業者の認定の判断を行うこと。また、認定した事業者の研修の実施状況等を踏まえ、研修が年間計画に沿って実施されていない場合又は実際の研修内容が認定申請の内容と大きく異なる場合等については、認定の取消しも検討すること。
 - ※ 認定した事業者が行う研修等は、都道府県知事等が行う研修の補完的な位置づけとして考える。
- ・ 都道府県等は、研修修了者について、運営状況報告等をもとに、その後の活動状況を把握し、適宜フォローアップ研修の受講を促すことが望ましい。
- ・ 複数の自治体にまたがって事業を展開している事業者については、本社所在地の都道府県等において認定を行う。

(別紙様式1)

第 号

修了証書

氏 名

生年月日

あなたは、「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」（令和3年3月31日子発0331第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）に定める研修（〇〇県・市認定研修）を修了したことを証します。

令和 年 月 日

(認定された事業者名)

代 表 〇 〇 〇 〇

第 号

認可外の居宅訪問型保育研修一部科目修了証書

氏 名
生年月日

あなたは、「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」（令和3年3月31日子発0331第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）に定める研修（〇〇県・市認定研修）の一部の科目を修了したことを証します。

一 部 修 了 科 目 名

令和 年 月 日

（認定された事業者名）

代 表 ○ ○ ○ ○

(別紙 1)

認定申請書の記載事項及び添付書類

- ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）
- イ 事業計画（年間計画）
- ウ 研修カリキュラム
- エ 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別並びに受諾書
- オ 研修実施機関概要
- カ 組織図
- キ 役員名簿
- ク 事業者規約（定款、寄付行為等）
- ケ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- コ 申請時の予算書
- サ 直近の決算書
- シ 関連する研修の実績や知見等
- ス その他都道府県知事等が必要と認める書類等

(別紙 2)

研修の年間計画の記載事項及び添付書類

①研修日程

- 研修実施予定日
- 参加受付予定日
- 修了証発行予定日
- 事業実績報告の提出予定日
- 研修会場

②研修内容

- 定員
- 講師

③研修事業の実施体制

- 研修責任者の所属・氏名
- 事務担当者の所属・氏名
- 連絡先

④収支予算

- 収入、支出それぞれの費目、予算額、積算内訳

(別紙 3)

研修の実施状況報告の記載事項及び添付書類

①研修実績

- 研修実施日時
- 具体的な研修内容（テキスト、講師、時間、形態、会場等）
- 受講者数
- 修了者数

②修了証交付実績

- 交付日時
- 修了者名簿
- 修了証の写し（1名分）

③その他実績に係る書類

事 務 連 絡
令和4年 11 月 30 日

各 都道府県 保育主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について

本日、児童福祉施設の設備運営基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和5年4月1日より施行されます。

保育所における保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）の配置については、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項の規定により、経過措置として当分の間、看護師等を1人に限り保育士とみなすことができることとされています。ただし、乳児の保育が看護師等のみで行われることがないよう、乳児3人につき保育士1人が求められることを踏まえ、必ず乳児の保育のために保育士が2名以上配置されるよう、本経過措置については、乳児4人以上を入所させる保育所に限定しているところです。

今般、改正省令第三条の規定により、当該規定について、乳児の在籍人数の要件を撤廃することとしました。また、これに伴い、乳児が3名以下在籍している保育所の看護師等については、保育の質を保つため、別途、

- ① 保育士と合同で保育を行う旨の要件を課すとともに、
 - ② 各々の看護師等の最低限の資質の確保の観点から、保育に係る一定の知識や経験を有すること
- を要件として明確化することとしています。

つきましては、上記①、②及び留意すべき事項について以下のとおり整理していますので、各都道府県・市区町村の保育担当部局におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の保育所等に対して遺漏なく周知していただくようお願いいたします。

なお、認定こども園においても同様に、幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）を改正し、令和 5 年 1 月を目途に公布予定です。

記

【①保育士と合同で保育を行うことについて】

- 在籍乳児数が 3 名以下の保育所で看護師等が保育を行う場合は、保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行わなければならないこと。

【②保育に係る一定の知識や経験を有することについて】

- 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所等（以下「保育所等」という。）での勤務経験が概ね 3 年に満たない看護師等が、在籍乳児数が 3 名以下の保育所で保育を行う場合、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める子育て支援員研修のうち、地域型保育コースその他の都道府県知事が認める研修の修了（以下「子育て支援員研修等」という。）を必須とすること。

【留意すべき事項について】

- （１） 看護師等と合同の組・グループを担当する保育士は、当該看護師等をフォローすることが求められるため、当該看護師等が勤務する保育所での勤続年数が概ね 3 年以上かつ、乳児への保育の経験を有している常勤の保育士であることが望ましいこと。また、当該保育士が休暇を取得する際にフォローアップに入る保育士についても同様の要件を満たしていることが望ましいこと。
- （２） 保育所の施設長は、職員間の連携を十分図るとともに、看護師等の資質向上のため、各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。あわせて、保育士に業務の負担が過剰に偏ることがないように、業務効率化や業務改善を含めたマネジメントを行うとともに、適切な業務分担が行わ

れるよう留意すること。

- (3) 乳児の在籍数が3名以下の保育所が看護師等を新規採用するに当たり、当該看護師等を保育士とみなす前提で採用する場合は、原則として勤務開始前に子育て支援員研修等を修了していることが必要であるが、保育士の確保が困難であるなどこれによりがたい場合は、この限りでないこと。ただし、この場合であっても、勤務開始後直近で開催される研修を受講するなど、できる限り早期に当該研修の受講を開始することとし、未修了の期間は同一グループでフォローする保育士だけでなく、施設長や主任保育士等が支援を行うことが望ましいこと。
- (4) 乳児の在籍数の変動により年度途中で乳児の在籍数が3名以下となった場合についても、看護師等のみで乳児を保育することは適当ではないため、保育所の施設長は、保育士と合同の組・グループを編成するよう体制を組むこと。なお、当該ケースにおいて、保育士として勤務している看護師等の保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない場合、本来は子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了していることが必要であることから、勤務経験が概ね3年に満たず、当該研修を修了していない場合については、できる限り早期に当該研修を受講することが望ましい。また、こうした場合にも対応が出来るよう、(5)のとおり、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等については、在籍する乳児の数にかかわらず、あらかじめ子育て支援員研修等の受講を勧奨すること。
- (5) 乳児が4人以上在籍する保育所で勤務する看護師等においても、保育に係る一定の知識や経験を有していることは、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第5章の2（2）に規定されているとおり、要件化されておらずとも求められるべきものであるため、これまでもお示ししてきているとおり、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等に対し、子育て支援員研修等の受講を勧奨すること。
- (6) 都道府県、政令指定都市又は中核市は、管下の保育所への指導監査を行うに当たって、当該保育所の乳児の在籍数が3名以下である場合、本通知に沿った取扱いが適切に実施されているかについても確認を行うこと。

別添資料 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）（抄）

以上

○本件についての問合せ先

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4852，4853）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

(別添資料)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
(令和4年厚生労働省令第159号)(抄)

(児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第五十一号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附則 1 (略) (経過措置) 2 改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「 <u>看護師等</u> 」という。)を、一人に限って、保育士とみなすことができる。 <u>ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 3 (略)	附則 1 (略) (経過措置) 2 <u>乳児四人以上を入所させる保育所に係る改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。</u> 3 (略)

こ 成 保 第 179 号
令 和 6 年 3 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁成育局長

多様な保育促進事業の実施について

子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、地域の実情に応じた需要に対応する多様な保育促進事業を次により実施し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成29年4月17日雇児発0417第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「多様な保育促成事業の実施について」は、令和6年3月31日限りで廃止する。

記

第1 事業の種類

- 1 保育利用支援事業
- 2 3歳児受入れ等連携支援事業
- 3 医療的ケア児保育支援事業
- 4 家庭支援推進保育事業
- 5 広域的保育所等利用事業
- 6 待機児童対策協議会推進事業
- 7 新たな待機児童対策提案型事業
- 8 保育所等における要支援児童等対応推進事業
- 9 こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 保育利用支援事業実施要綱（別添1）
- 2 3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱（別添2）
- 3 医療的ケア児保育支援事業実施要綱（別添3）
- 4 家庭支援推進保育事業実施要綱（別添4）
- 5 広域的保育所等利用事業実施要綱（別添5）
- 6 待機児童対策協議会推進事業実施要綱（別添6）
- 7 新たな待機児童対策提案型事業実施要綱（別添7）
- 8 保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱（別添8）
- 9 こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業（別添9）

(別添 1)

保育利用支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育所、認定こども園、特定地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）の入所のために育児休業期間を切り上げている保護者等がいる現状に鑑み、育児休業終了後等の入所予約の仕組みを設けることにより、職場復帰に向けた保育所等入所時期に関する保護者等の不安を解消することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、『新子育て安心プラン』の実施方針について」に基づく「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けた市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

保護者が、職場復帰に向け、育児休業を切り上げることなく 1 年間取得すること等ができるよう、育児休業終了後等の入所予約の仕組みを設けるために必要な費用の一部を補助する事業。

4 実施要件

以下の（１）及び（２）のいずれか又は両方を実施するものとする。

（１）代替保育利用支援

① 対象者

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）その他の法令（以下「関係法令」という。）により、対象となるこどもが 1 歳に達する日（誕生日の前日）やその直前まで育児休業を取得、又は妊娠や出産を機に退職して対象となるこどもが 1 歳に達する日（誕生日の前日）やその直前まで育児に専念し、翌 4 月 1 日からの保育所等への入所を希望し、育児休業終了後や再就職後（求職活動中も含む）から保育所等に入所するまでの間、一時預かり事業等の市町村が適切と認めた代替保育を利用する者。

② 実施方法

対象となるこどもが 1 歳に達する日（誕生日の前日）やその直前まで育児休業を取得又は妊娠や出産を機に退職して対象となるこども

が1歳に達する日（誕生日の前日）やその直前まで育児に専念し、翌4月1日からの保育所等の入所予約の申込みを受け付けた上で、育児休業終了後や再就職後（求職活動中も含む）から保育所等に入所するまでの間に利用する代替保育の利用料を補助する。

利用料補助の方法としては、以下のいずれかによる。

ア 対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が当該軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法

イ 対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当該利用料を軽減又は免除する額を補助する方法

（2）予約制導入に係る体制整備

① 対象者

関係法令により、対象となるこどもが1歳に達する日（誕生日の前日）やその直前まで育児休業を取得、又は妊娠や出産を機に退職して対象となるこどもが1歳に達する日（誕生日の前日）やその直前まで育児に専念し、育児休業終了後や再就職後（求職活動中も含む）に年度途中で保育所等への入所を希望する者。

② 対象施設

保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所。

③ 実施方法

対象施設となる保育所等において、4月1日から対象となるこどもが予約した入所日に入所するまでの間、保護者や市町村との連絡調整、保護者への相談対応等を行う保育士等の配置を行うために必要な費用の一部を補助する。

5 留意事項

（1）「入所予約」とは、保護者の育児休業終了後又は再就職後（求職活動中も含む）の保育所等への入所の円滑化を図るため、育児休業終了又は再就職（求職活動中も含む）までに、あらかじめ行う保育所等への入所申込をいう。入所予約の受入れ人数及び受入れ時期については、地域の保育ニーズや地域資源の状況を踏まえた上で、入所予約を利用しない者の保育所等の利用を過度に妨げることのないよう市町村において適切に実施すること。

（2）市町村は、入所予約を利用しない者との不公平が生じないよう、入所予約を利用する者について、保育の必要度についての指数が一定以上の者とする等の要件を付すなど、適切な事業実施に努めること。

- (3) 市町村は、入所予約の申込みに係る要件や制度の内容について、広報等を通じて保護者に周知すること。
- (4) 市町村は、入所予約の申込みをした者について、保育の必要性の認定及び利用調整を行い、結果について保護者に通知を行うこと。また、入所予約の申込みをしたが利用できなかった者についても、ニーズを適切に把握し、必要な支援を行うこと。
- (5) 地域の保育ニーズを適切に把握し、入所予約制の導入とあわせて、保育所等の保育の提供に係る整備等を積極的に行うこと。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添 2)

3 歳児受入れ等連携支援事業実施要綱

1 事業の目的

保育所、認定こども園及び幼稚園（以下「保育所等」という。）において、満 3 歳以上の児童の受入れを重点的に行い、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する児童の 3 歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。

また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は 3（1）を実施する場合のみ、市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業内容

本事業は、次に掲げる事業の実施に必要な経費について補助を行うものである。

(1) 3 歳児受入れ連携支援事業

保育所等において、家庭的保育事業者等との連携協力を行うため、連携に向けた調整等を行う連携支援コーディネーターを配置し、家庭的保育事業等を利用する乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるよう、また、満 3 歳に達して卒園する児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う連携施設を適切に確保する。

(2) 家庭的保育コンソーシアム形成事業

市町村単位で、複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成するとともに、コンソーシアムコーディネーターを配置し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行えるよう、体制を整備し、家庭的保育事業の更なる普及及び質の向上を図る。

4 実施要件

(1) 3歳児受入れ連携支援事業

① 対象施設

本事業の対象となる施設は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条に規定する家庭的保育事業者等の連携施設となる保育所等（公立を含む。）とする。

② 実施方法

ア 連携支援コーディネーターの配置

（ア）対象施設において、家庭的保育事業者等との連携等を円滑に行うため、「連携支援コーディネーター」を配置する。

（イ）連携支援コーディネーターが行う主な業務は以下のとおりとする。

- i 家庭的保育事業者等に対する、保育所等との連携に関する助言
- ii 対象施設との連携を希望する家庭的保育事業者等との連携に向けた調整
- iii 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後、対象施設において、満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育を継続的に提供するための調整。また、当該児童の保護者等への助言又は指導
- iv その他家庭的保育事業者等と保育所等との連携や当該助言又は指導に関する関係機関との調整

イ 家庭的保育事業者等との接続促進

対象施設は、積極的に対象施設の所在する家庭的保育事業者等の連携施設となることとし、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後、対象施設において、満3歳以上の児童を受け入れることが可能となるよう、必要に応じて、3歳以上児の定員の拡大や、3歳未満児の定員を3歳以上児の定員に振り替えるなど、満3歳以上の児童の定員の拡大等を図ること。

③ 留意事項

本事業の目的に鑑み、実施主体は、管内市町村内にある保育所等に対し、本事業の趣旨等を説明し、家庭的保育事業者等の連携施設となるよう、積極的に働きかけを行うとともに、特に、実施主体が設置する保育所等が連携施設となるように努めること。

(2) 家庭的保育コンソーシアム形成事業

① 対象施設

コンソーシアムに参加する家庭的保育事業所及び連携施設

② 実施方法

市町村は、コンソーシアムに参加する家庭的保育事業所と協定を締結した上で、「コンソーシアムコーディネーター」を配置し、家庭的保育事業所等と円滑な連携を図るとともに、次のア〜クのいずれか1つ又は複数の取組を実施する。

ア 共同での備品購入等に関する調整

イ 共同での自園調理等に関する調整

ウ 連携施設からの給食提供等に関する調整

エ 代替保育等に関する調整

オ 家庭的保育補助者の雇用管理等

カ 子どものための教育・保育給付交付金等の請求等の事務処理

キ 各家庭的保育事業所への巡回指導又は相談支援等

ク その他、家庭的保育事業の円滑な実施に資するもの

③ 留意事項

ア 連携施設からの給食提供に関する調整を行う場合等については、必要に応じて連携施設とも協定を締結すること。

イ コンソーシアムコーディネーターは、家庭的保育者が抱える課題の把握に努めるとともに、課題の解決に資する情報の共有を図ること。

ウ 食事の提供に当たっては、衛生面及び栄養面等業務上必要な注意を果たせる体制を確保し、責任の所在を明確にすること。

5 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する市町村が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添 3)

医療的ケア児保育支援事業実施要綱

1 事業の目的

人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、保育所等における受入れ体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県又は市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、都道府県等は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

都道府県等において保育所等に、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 10 条第 1 項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）である保育士等や看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を配置し、医療的ケアに従事させることや、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等の取組を行い、保育所等における医療的ケア児の受入れ体制を整備し、地域生活支援の向上を図る事業。

4 実施方法

(1) 対象児童

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 号から第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童

(2) 対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

(3) 対象事業

医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障

害福祉、教育、防災等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、次の①を実施するとともに、②から⑨までの取組を複合的に実施するよう努めること。

- ① 都道府県等において、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する。当該職員は、医療的ケア児の受入れを行うために配置する職員であることから、原則として、本事業の実施年度以降に、新たに医療的ケアに従事する職員として配置した者に限ることとする（ただし、既に配置されている職員であっても、医療的ケアに従事する職員として配置されていると認められる場合を除く）。

なお、自治体や医療機関等において雇い上げた看護師等を定期又は不定期に巡回による方法により保育所等に派遣する等、医療的ケア児の支援にあたっては、地域の実情に応じて柔軟に活用すること。

- ② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修の他、保育士等及び看護師等が医療的ケア児の保育に必要な知識及び技術の習得、維持及び向上を図る研修受講のため、次に掲げる取組を実施する。

ア 保育士等及び看護師等の研修受講に係る費用の補助

イ 保育士等及び看護師等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助（ただし、子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象となる保育士1人当たり年間3日分を除く。）

- ③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う。

- ④ 都道府県等において、「医療的ケア児保育支援者」を配置し、管内保育所等に対し、医療的ケア児の受入れ等に関する支援・助言を行う。

なお、「医療的ケア児保育支援者」は、看護師等又は喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した者の配置に努めること。

- ⑤ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定（災害時における避難計画や事業継続計画（BCP）等を含む）を行う。

- ⑥ 都道府県等において、保育所における医療的ケア児の受入れを検討

するための検討会等を設置し、関係機関等との連携体制を構築する。

- ⑦ 医療的ケア児が個別に必要な備品を整備する。
- ⑧ 保育所等において地震等の災害発生による停電等を想定し、施設において医療的ケア児の安全の確保に必要な備品を整備する。
- ⑨ その他、保育所等における医療的ケア児の受入に資する事業を実施する。

(4) 留意事項

本事業は、保育所等において、単に(3)①に掲げる医療的ケアを実施することが目的ではなく、都道府県等が、保健、医療、障害福祉、教育、防災等の関係機関とも連携を図り、保育所等における医療的ケア児の受入を可能とする体制を整備することを目指すものであることを踏まえた上で、次の①から⑥までに掲げる事項について十分留意して実施すること。

- ① 医療的ケア児の受入に当たっては、保育所等において児童の様態や成長に合わせた支援を行うため、医師や看護師、都道府県等職員等を含めた検討会議を設け、受入の可否を判断するとともに、受入れ後の医療的ケア児の保育内容についても、医療機関等との連携体制を維持し、集団における子どもの育ちに着目した指導計画及び支援計画を作成するなど、適切な保育の実施につなげること。
- ② 医療的ケア児の受入れの検討に当たっては、単に医療的ケアの観点だけでなく、障害特性に応じた支援が必要となる場合があることにも留意し、関係機関等とも連携した支援体制について検討を行うこと。
- ③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等においては、対象児童の主治医及び保護者等との協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。
- ④ 保健、医療、障害福祉、教育機関等の関係機関との連携の下、訪問指導や健康診査等の母子保健施策又は保育コンシェルジュ等の活用も図りながら、医療的ケア児の保育ニーズを適切に把握し、必要に応じて保育所等の利用についての情報提供の在り方についても検討することが望ましい。
- ⑤ 保育所等における医療的ケア児の受入を可能とする体制の整備に当たっては、医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まつつも、対象児童の地域生活を支援するという観点にも十分留意した上で取り組むこと。
- ⑥ (3)①により、医療的ケアに従事する職員を配置した保育所等は、受入れの応諾義務があることを踏まえ、医療的ケア児の適切な受入れ

を行うこと。

5 医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書の作成

本事業を実施する都道府県等においては、保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すため、医療的ケア児の保育ニーズを踏まえた上で、別紙「医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書」（以下「整備計画書兼実績報告書」という。）を作成し、別に定める本事業の補助に係る交付申請書及び変更交付申請書の添付資料として提出すること。また、整備計画書兼実績報告書に当該年度の実績を記載した上で、補助に係る実績報告書の添付資料として提出すること。

6 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

7 費用

国は、上記4（3）に掲げる事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

なお、当年度の3年後の医療的ケア児の受入人数（見込み）が、保育所等の利用を希望する人数（見込み）を上回る整備計画書兼実績報告書を策定する都道府県等については、国の補助の負担割合の嵩上げ措置を行うものとする。

(別添3別紙)

令和6年度医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書

都道府県・市町村名：

① 保育所等の利用を希望する1号・2号・3号認定児童の医療的ケア児数

(單位:人數)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
見込み					①
実績					
うち、受入人数					

（記載上の注意）

・「保育所等の利用を希望する1号・2号・3号認定児童の医療的ケア児数」は、子ども・子育て支援法第19条第1号、第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童のうち、保育所等の利用を希望する児童数をいう。

・交付申請(変更交付申請)時は、令和5年度の実績及び令和6年度以降の見込みを記載すること。

・実績報告時は、令和6年度の実績を記載すること。

・「うち、受入人数」欄には、「保育所等の利用を希望する1号・2号・3号認定児童の医療的ケア児数」のうち、保育所等において実際に受入を行った人数を記載すること。

② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等に関する取組

(令和6年度)

対象施設名	施設種別	法人種別	医療的ケア児 受入人数		医療的ケアを実施する職員配置			
					看護師等		保育士等	
			見込み	人	見込み	人	見込み	人
			実績	人	実績	人	実績	人
医療的ケア児の受入体制整備のための具体的な取組								
(計画)								
(実績)								

対象施設名	施設種別	法人種別	医療的ケア児 受入人数		医療的ケアを実施する職員配置			
					看護師等		保育士等	
			見込み	人	見込み	人	見込み	人
			実績	人	実績	人	実績	人
医療的ケア児の受入体制整備のための具体的な取組								
(計画)								
(実績)								

対象施設名	施設種別	法人種別	医療的ケア児 受入人数		医療的ケアを実施する職員配置			
					看護師等		保育士等	
			見込み	人	見込み	人	見込み	人
			実績	人	実績	人	実績	人
医療的ケア児の受入体制整備のための具体的な取組								
(計画)								
(実績)								

- (記載上の注意)
- ・本事業により医療的ケア児の受入体制を整備する施設ごとに記載すること。
 - ・対象施設が4施設以上ある場合は、適宜記載欄を追加すること。
 - ・交付申請(変更交付申請)時は、6年度の見込み(計画)を記載すること。
 - ・実績報告時は、6年度の実績を記載すること。

(令和7年度～9年度)

令和7年度	医療的ケア児受入施設数		医療的ケア児 受入人数		医療的ケアを実施する職員配置			
					看護師等		保育士等	
	見込み	か所	見込み	人	見込み	人	見込み	人
令和8年度	医療的ケア児受入施設数		医療的ケア児 受入人数		医療的ケアを実施する職員配置			
					看護師等		保育士等	
	見込み	か所	見込み	人	見込み	人	見込み	人
令和9年度	医療的ケア児受入施設数		医療的ケア児 受入人数		医療的ケアを実施する職員配置			
					看護師等		保育士等	
	見込み	か所	見込み	② 人	見込み	人	見込み	人
(受入体制整備方針)								

- (記載上の注意)
- ・交付申請(変更交付申請)時に記載すること。

③ 医療的ケア児の受入に関する都道府県等の取組

(令和6年度)

医療的ケア児の受入に関する具体的な取組
(計画)
(実績)

(記載上の注意)

- ・交付申請(変更交付申請)時は、6年度の計画を記載すること。
- ・実績報告時は、6年度の実績を記載すること。

④ 国の補助の負担割合の嵩上げ措置の適用の可否

(1)令和9年度の保育所等の利用を希望する人数(見込み)	0	人	…ア
(2)令和9年度の医療的ケア児の受入人数(見込み)	0	人	…イ

(記載上の注意)

- ・(1)には、①の人数を記載すること
- ・(2)には、②の人数を記載すること

負担割合の嵩上げ措置の適用 (適用ありの場合は、「有」と記入)	
------------------------------------	--

(記載上の注意)

- ・イの人数が、アの人数以上である場合には「適用」と記載することができる。

(別添 4)

家庭支援推進保育事業実施要綱

1 目的

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が適当と認める者へ委託等を行うことができる。

3 対象児童

本事業の対象児童は、日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における保育所等入所児童であること。

4 対象保育所

本事業の対象保育所等は、3に該当する児童が入所児童の40%以上である保育所等、または市町村が参集する「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する保育所等で、3に該当する児童が入所児童の30%以上である保育所等とする。

なお、3に該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

5 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 対象保育所等に対し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員のほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。
- (2) 対象保育所等のうち、外国人子育て家庭の児童が20%以上である保

育所等については、保育士または外国人子育て家庭の児童に対する支援を適切に実施できる職員を配置することができる。

なお、外国人子育て家庭の児童に対する支援を適切に実施できる職員を市町村等に配置し、適宜必要な保育所に巡回し支援を実施することも可能とする。

- (3) (1) 及び (2) により配置された保育士等は、3 に該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

6 留意事項

認定こども園において本事業を実施する場合であって、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童のうち、特に配慮が必要な家庭の児童の受入れを行っている場合には、本事業により配置した保育士が、当該児童に対する 5 (2) の業務を実施することは差し支えないこと。

7 国の補助

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添 5)

広域的保育所等利用事業実施要綱

1 事業の目的

送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある以下の(1)～(10)の施設・事業(以下「保育所等」という。)の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所(公園、広場、神社境内等。以下同じ。)の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 小規模保育事業
- (4) 家庭的保育事業
- (5) 事業所内保育事業
- (6) 地方自治体における単独保育施策において児童を保育している施設
- (7) 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の補助を受けている施設
- (8) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る企業主導型保育事業を実施している施設
- (9) 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園(子ども・子育て支援法第19条第2号若しくは第3号の区分に係る認定を受けた児童を受け入れる施設又は一時預かり事業(幼稚園型)若しくは私学助成等により預かり保育を実施している施設に限る。)
- (10) 特定教育・保育施設として確認を受けていない幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は私学助成等により預かり保育を実施している施設

2 事業の内容

本事業は、保育所等又は屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎の実施に当たって必要となる次の(1)～(3)に掲げる経費について補助を行うものである。

ただし、保育士等の雇上げに係る経費について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、補助の対象としない。

- (1) こども送迎センター等事業

① こども送迎センター事業

保護者にとって利便性の良い場所にある学校や児童館などに市町村が設置するこども送迎センター（以下「送迎センター」という。）から各保育所等への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

② 自宅等送迎事業

児童の自宅又は自宅近くの安全に待機できる場所から、各保育所等への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

(2) 代替屋外遊戯場送迎事業

保育所等と同一敷地内の屋外遊戯場又は保育所等の付近にある屋外遊戯場に代わる場所で十分な活動ができないおそれがある場合、各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎が可能となるよう必要なバス等の購入費または運行費、当該バス等の運転手雇上費、駐車場の賃借料及び児童の送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

(3) こども送迎センター設置改修事業

(1) の事業を実施するために既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

3 実施主体

実施主体は、市町村（特別区含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

4 実施要件

(1) こども送迎センター等事業

①こども送迎センター事業

ア 対象児童は、市町村が定める基準に基づく保育の必要性の認定を受けた児童であって、居住地と入所可能な保育所等が離れている等、送迎が必要な児童とする。

イ 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所等を決めること。また、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象とし、複数の保育所等の共

同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。

ウ 対象児童が本事業を利用する時間は、当該児童が在籍する保育所等ごとに、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、児童の在籍する保育所等の保育士等が保護者から児童を預かること。ただし、必要な場合は送迎センターに保育士等を配置することも可とする。

エ 送迎センターを開所している間については、本要綱に定める他、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成 13 年 3 月 29 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に定める「認可外保育施設指導監督基準」を参考に、安全かつ安心な預かりができる施設の設備及び職員の配置等により送迎センターでの預かりを行うこと。

オ 送迎センターの開所時間は、午前 2 時間、午後 3 時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。

カ 送迎センターの実施場所は、保護者が利用しやすい場所を考慮し、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等を利用することも差し支えない。

ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 32 条第 8 号の基準を満たすこと。

キ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。

ク 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎センター、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。

ケ 児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。

コ 送迎バス等には、ブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、これを用いてケに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行うこと。

サ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 3 号の有償運送の許可が必要であること。

シ 保育所等の児童の送迎に支障のない限りにおいて、送迎センターから子ども・子育て支援法第 59 条に規定する地域子育て支援事業（同項第 1 号、第 9 号、第 10 号（上記 1 の（9）又は（10）に該当する場合を除く。）又は第 12 号に規定する事業に限る。）を実施している施設への児童の送迎を行うことは差し支えないこと。

② 自宅等送迎事業

- ア 対象児童は、市町村が定める基準に基づく保育の必要性の認定を受けた児童であって、居住地と入所可能な保育所等が離れている等、送迎が必要な児童とする。
- イ 対象児童は、本事業の利用に際し事前に市町村に登録し、当該児童の利用保育所等を決めること。また、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象とし、複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。
- ウ 対象児童が本事業を利用する時間は、当該児童が在籍する保育所等ごとに、送迎付き添い保育士等を配置し、原則、児童の在籍する保育所等の保育士等が保護者から児童を預かること。
- エ 送迎方法・経路及び待機場所の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。
- オ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。
- カ 児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。
- キ 送迎を行う自動車には、ブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行うこと。
- ク 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法第 78 条第 3 号の有償運送の許可が必要であること。

（２）代替屋外遊戯場送迎事業

- ① 対象児童は、屋外遊戯場に代わる場所を利用するために送迎が必要な児童とする。
- ② 保育所等は、本事業により利用する屋外遊戯場に代わる場所を、本事業の利用に際し事前に市町村に登録すること。また、本事業については、複数の保育所等の共同利用、単独の保育所等の利用のどちらも事業の対象とし、複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用もできること。
- ③ 保育所等ごとに、在籍する児童が当該事業を利用する時間は、送迎付き添い保育士等を配置すること。
- ④ 屋外遊戯場に代わる場所については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保されていること。具体的には、面積は児童 1 人につき 3.3 m²以上であり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23

年厚生省令第 63 号) 又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成 26 年厚生労働省令第 61 号) 等、保育所等がそれぞれ遵守すべき施設の設備及び職員の配置等に関する基準を遵守すること。

あわせて、屋外遊戯場に代わる場所については、本事業の送迎により、保育所等の在園児が日常的に使用できる距離とし、移動に当たって安全が確保されていること。

- ⑤ 屋外遊戯場に代わる場所については、保育所等の関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有する必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等、保育所等による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。
- ⑥ 送迎方法・経路の設定に当たっては、児童の安全・保育活動に与える影響を十分に考慮すること。
- ⑦ 児童の生活状況、健康状態、事故の発生などについて、保護者、保育所等間で密接な連絡が取れる体制を整えること。
- ⑧ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法第 78 条第 3 号の有償運送の許可が必要であること。

5 留意事項

本事業の実施に当たっては、複数児童の利用見込みがあるなど、地域のニーズを適切に把握した上で実施すること。

また、保育所等のうち、上記 1 の (6) ～ (10) の施設・事業において、単独の施設等の利用により本事業を実施する場合については、『『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について』(平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号) に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村であることが要件であること。

ただし、この場合であっても、上記 1 の (10) の施設については、単独の施設等の利用により本事業を実施することはできず、上記 1 の (1) ～ (9) の施設・事業との共同利用により本事業を実施すること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添6)

待機児童対策協議会推進事業実施要綱

1 目的

待機児童対策協議会(以下、「協議会」という。)を設置した都道府県に対し、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)の区域を超えた広域的な見地による調整等を行う職員を配置することにより、待機児童対策の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、協議会を設置した都道府県とする。

なお、都道府県が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

都道府県に対し、市町村の区域を超えた子どもの受入れのための広域利用に係る協定締結や保育対策関係事業の好事例の横展開等を行う職員の雇上げに必要な費用の一部を補助する。

4 実施要件

ア 本事業により配置された職員は、協議会における業務のみを行う職員であること。

イ 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。

5 個人情報の保護

本事業により配置された職員は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添 7)

新たな待機児童対策提案型事業実施要綱

1 目的

待機児童対策協議会（以下、「協議会」という。）に参加する地方公共団体が、地域の実情に応じ、待機児童解消等に向けた先駆的な取組を実施することにより、待機児童対策の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、協議会を設置した都道府県又は協議会に参加し、かつ子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第 8 条（平成 30 年内閣府令第 21 号）に該当する市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）（以下、「都道府県等」という。）又は都道府県等が認めた者とする。

なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、都道府県等は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

都道府県等が提案する待機児童解消等に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

4 実施要件

(1) 対象事業

本事業は、以下のいずれかに該当する事業で、協議会に諮ったものを対象とする。

- ① 保育の受け皿拡大を図る事業
- ② 保育人材の確保を図る事業
- ③ 多様な保育の促進を図る事業
- ④ その他、特に待機児童解消に資すると考えられる事業

(2) 対象外の事業

以下のいずれかに該当する事業については、本事業の対象としないものとする。

- ① 国庫補助等の対象である事業、又は国庫補助等の対象である事業の補助金額等の上乗せや補助対象の拡大に当たる事業

- ② 過去に一般財源化された国庫補助事業等
- ③ 前年度までに取組実績のある既存の地方単独事業（既存事業の実施箇所数の増等を含む）
- ④ 認可外保育施設であって、認可保育所等への移行を目指していない施設を対象とした事業
- ⑤ 現金給付等（バウチャー等を含む）を行う事業
- ⑥ 前年度までに本事業を活用して実施した事業（ただし、当該事業の取組の効果や目的が単年度の実施では確認できない等の事情がある場合を除く）

（３）評価指標（ＫＰＩ）の設定等

- ① 事業の実施にあたり、来年度４月１日時点の待機児童数をゼロにする（当該年度に待機児童が存在しない場合は、次年度においてそれを維持する）ことを評価指標（ＫＰＩ）として必ず設定すること。
あわせて提案する事業に関連した評価指標（ＫＰＩ）を設定すること。
- ② 評価指標（ＫＰＩ）は、都道府県等のホームページ等により、事業の取組内容等とともに公表するなど「見える化」を行うこと。
- ③ ①により設定した評価指標（ＫＰＩ）を達成できなかった場合は、その要因を分析し、国に報告すること。なお、政策効果が低いと認められる場合は、補助金を返還させることがある。

（４）事業周知のための広報媒体の作成

- ① 実施した取組を全国的に展開できるよう広報媒体を作成すること。
- ② 広報媒体については、全国会議（部局長会議等）や厚生労働省ホームページにおいて公表する場合があること。

５ 事業の採択及び実施状況報告について

- （１） 上記４（１）に掲げる事業を実施する都道府県等は、別に定める募集要領により応募すること。提案された事業について、厚生労働省による事前の審査を経て採否を決定するものとする。
- （２） 事業を実施した都道府県等は、実施状況について、別に定める募集要領により翌年度４月１０日までに国に報告すること。

６ 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合

は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

7 費 用

本事業に要する費用について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添 8)

保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱

1 事業の目的

保育所、認定こども園、小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）において、保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童、要保護児童及びその保護者（以下「要支援児童等」という。）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、児童福祉法第 25 条の 2 に基づく、要保護児童対策地域協議会を設置し、構成する関係機関等に保育所等の関係者が参加している市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）とする。

なお、市町村等が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業内容

(1) 地域連携推進員の配置

保育所等に、要支援児童等への適切な支援や関係機関等との関係性の構築を図るための「地域連携推進員」を配置する。

地域連携推進員を配置する保育所等には、保護者が気軽に相談できる身近な相談場所としての役割が求められることから、(2) ①に掲げる業務については、当該保育所等において実施することを原則とするが、当該保育所等からの距離等を勘案し、保護者への日常的かつ効果的な相談支援が実施できると市町村等が認める場合には、適切な場所において実施することができる。

(2) 地域連携推進員の業務

地域連携推進員は、次の業務を行うものとする。

- ① 保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援
- ② 市町村や関係機関と連携し、要支援児童等の心身の状態や家庭での生活、養育の状態等の適切な把握及び情報の共有
- ③ 要保護児童対策地域協議会が開催する個別ケース検討会議に参加し、関係機関への情報の提供及び支援方針や具体的な支援内容の共有
- ④ 保育所等における要支援児童等の出欠状況等について、市町村や児童

相談所への定期報告の実施

⑤ 他の保育所等や事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び企業主導型保育事業を実施している施設への巡回支援

⑥ 子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施

(3) 地域連携推進員の要件

地域連携推進員は、以下に掲げる要件のいずれかを満たしている者とする。

① 保育士

② 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

③ 保健師

④ 看護師

⑤ その他、本事業を適切に実施できる者として実施主体が認めた者

4 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する市町村等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別添 9)

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱

1 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村は、適切に事業を実施できると認めた者（以下「委託等先」という。）に委託等を行うことができる。

この場合において、市町村は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 実施方法

（1）対象となるこども

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外とする。

障害児を受け入れる施設において、当該障害児が利用した場合に職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、3（7）⑤に定める加算を適用する。なお、障害児とは、市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

（注）本格実施においては、全ての対象となるこどもが利用可能となるよう

3（2）の多様な事業者において受け入れることを考慮しつつ、試行的事業については、市町村ごとの補助総額を参考に、対象とする利用者の属性や対象地域などを設定しても差し支えない。

(2) 実施場所

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

(注)幼稚園については、私学助成を含め、施設型給付を受ける園であるかどうかを問わない。

(注)「等」は駅前等の利便性の高い場所や空き店舗などを想定。

(3) 事業内容

以下の①から⑤を実施するものとする。

① 利用方法と実施方法

定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない。また、実施方法については、一般型(在園児合同)、一般型(専用室独立実施)、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない。

ア 市町村は事業を実施する事業所を決定するとともに、管内の対象となるこどもを確認する。

イ 対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月 10 時間」を上限として実施する。

(注)月 10 時間の管理については、別紙 1 の内容を参考に行うこと。

ウ 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する。

エ 親子通園は、慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として有効であり、また、利用が初めての場合は初回に親子通園を取り入れることで親子の様子を見ることができ、事前面談の代わりにもなるという観点からも、親子にとっても保育者にとっても安心につながることから、可能とする。

(注)親子通園が長期間続く状態にならないようにすることや、利用の条件とならないように留意すること。

オ 市町村は、本事業を実施する事業所の状況を踏まえ、配慮が必要なこどもやその保護者が当該事業を円滑に利用できるよう配慮を行う。

(注)対象となる家庭は以下を想定している。

- ・ひとり親家庭
- ・生活保護世帯
- ・虐待または DV のおそれがあることに該当する場合など、社

会的養護が必要な場合

- ・こどもが障害を有する場合
- ・その他、保護者や兄弟姉妹の疾病・障害の状況を考慮する場合

カ 事業所は、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該こどもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市町村に報告しなければならない。

(注) 正当な理由か否かの判断は、市町村が当該事業所及び利用者の状況を総合的に判断して行う。

キ 集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。

ク 対象となるこどもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。

ケ 事業所が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市町村に報告するとともに、市町村と協力し、関係機関との連携に努めること。

② 指導監督

市町村が、事業を実施する事業所及び事業を実施しようとする事業所の指導監督を行うため、市町村に人員を配置した場合には、別に定めるところにより補助を行う。

ア 事業を実施する事業所を巡回し、事業所からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係るアドバイスを行う。

イ 事業を実施しようとする事業所に対して、事業の意義や目的を正確に伝えるとともに、事業に係る規定の整備や職員の確保等に係るアドバイスを行う。

ウ 事業所からの相談事項や事業所にアドバイスした内容を取りまとめ、市町村の所管課への報告を行う。

③ 賃借料補助

事業を、民家・アパート等を活用して、令和5年12月以降に新たに実施した又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する場合には、別に定めるところにより補助を行う。

(注) 既存施設の一部を共用して事業を実施する場合は、賃借料補

助の対象外。ただし、当該部分を切り離して、共用せずに誰でも通園事業所を開所する場合は賃借料補助の対象。

④ 検証

本事業は、本格実施を見据えた試行的事業であるため、事業を実施する市町村及び3(3)①を実施する事業所においては、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行う。

こども家庭庁では、定期的に本事業に係るアンケート調査を行うことを想定しているので、積極的な協力を行うこと。

⑤ 実績報告

市町村は、本事業の実績等について、別途示す実績報告書により報告すること。また、中間的に状況の報告を求める予定である。

(4) 設備基準及び保育の内容

- ① 次のア～オの施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合、「一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号通知）」4(4)③（余裕活用型の実施基準）に定める児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園。

ウ 家庭的保育事業等の設備運営基準第22条に規定する家庭的保育事業所。

エ 家庭的保育事業等の設備運営基準第28条、第31条及び第33条に規定する小規模保育事業所。

オ 家庭的保育事業等の設備運営基準第43条及び第47条に規定する事業所内保育事業所。

- ② ①以外の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、又は幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等において実施する場合、「一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号通知）」4(1)③（一般型の設備基準及び保育の内容）に定める規則第36条の35第1項第1号イ、ニ及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

(5) 職員の配置

- ① 次のア～オの施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合、「一時預かり事業の実施について（令和 6 年 3 月 30 日 5 文科初第 2592 号・こ成保第 191 号通知）」4（4）③（余裕活用型の実施基準）に定める児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 36 条の 35 第 1 項第 3 号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園。

ウ 家庭的保育事業等の設備運営基準第 22 条に規定する家庭的保育事業所。

エ 家庭的保育事業等の設備運営基準第 28 条、第 31 条及び第 33 条に規定する小規模保育事業所。

オ 家庭的保育事業等の設備運営基準第 43 条及び第 47 条に規定する事業所内保育事業所。

- ② ①以外の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等において実施する場合、「一時預かり事業の実施について（令和 6 年 3 月 30 日 5 文科初第 2592 号・こ成保第 191 号通知）」4（1）④（一般型の職員の配置）に定める基準を遵守すること。

（注）規則第 36 条の 35 第 1 項第 1 号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じ、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員として、当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士を 1／2 以上とすること。

当該保育従事者の数は 2 名を下ることはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士 1 名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士 1 名とすることができること。

また、1 日当たり平均利用児童数（年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数をいう。以下同じ。）がおおむね 3 人以下である場合には、家庭的保育者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）を、保育士とみなすことができる。これに加え、1 日当たり平均利用

児童数がおおむね3人以下であることに加え、保育所等と一体的に事業を運営し、当該保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において当該一般型一時預かり事業を実施する場合であって、当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号・こ支家第189号通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者（以下「子育て支援員」という。）1名とすることができること。ただし、保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において事業を実施する場合であっても、保育所等を利用する児童と当該事業の利用乳幼児数を合わせた乳幼児の人数に応じ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項の規定に準じて職員を配置すること。

（注）一時預かり事業を実施する保育所、幼稚園及び認定こども園を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業を実施する場合であって、放課後児童健全育成事業の利用児童数がおおむね2人以下であるときには、下記（ア）から（エ）までの要件を全て満たすことを条件として、一時預かり事業の実施場所において、両事業の対象児童を合同で保育することを可能とする。

（ア）放課後児童健全育成事業の対象児童（以下「放課後児童」という。）の処遇の実施にあたっては、『「放課後児童健全育成事業」の実施について』（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」によること。

（イ）一時預かり事業に関する保育従事者の配置基準は、上記④の一段落目の記載に関わらず、乳児おおむね3人につき2名以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね3人につき1名以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね10人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね15人につき1名以上とすること。

（ウ）一時預かり事業に関する保育従事者の数は2名を下ることはできないのが原則であるが、放課後児童の処遇に係る職員2名以上から支援を受けられることを前提に、上記（イ）の基準に基づき保育士1名で保育ができる乳幼児数の範囲内において、

保育士1名とすることができることとする。

(エ) 一時預かり事業の対象児童に対する処遇に支障がないことに加え、低年齢児と小学生が同一場所で活動することを踏まえた安全な保育環境が確保されていると市町村が認めていること。

- ③ 上記①～②については、本事業における職員の配置について規定したものであり、一時預かり事業を行う場合は、別途「一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号通知）」4（1）④に定める基準を遵守することが必要であることに留意すること。

（6）研修

- ① 保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号・こ支家第189号通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和7年3月31日までの間に修了した者とする。

- ② ①にあわせ、本事業における、意義・目的・仕組みについて理解できるよう、研修の科目構成に配慮すること。

- ③ ①②の研修は、委託等先の管理者も受講をすること。

（7）留意事項

- ① 保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知）」に従い、速やかに報告すること。

- ② 利用当日に、通園がない場合には、対象児童状況の確認をすること。
特に要支援家庭等の児童の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。

- ③ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。

- ④ 給食等の提供については、事業所の判断とするが、利用者に対応状況

が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。

- ⑤ 市町村から委託等先への委託料等の支払いにおいて、3（3）①に掲げる事業に要する経費について支出する金額は、こども一人1時間あたり850円を基本とし、3（1）に定める障害児を受け入れる場合は、こども一人1時間あたり400円を加算することを基本とする。なお、当日のキャンセルについては、委託料等の支払いの対象とすることも可能とする。ただし、委託料等の対象とする場合は、予定していた利用者の利用可能時間についても、委託料等の対象とする時間数について利用したものとみなし、別紙1に記載のとおり利用の処理を行うこと。

市町村及び事業所は、委託料等の支払いの根拠資料（別紙1に規定する書類及びその他必要な資料）を事業実施後5年間保存すること。

- ⑥ 事業実施に当っては、「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の在り方に関する検討会」における中間取りまとめを参考にして実施を行うこと。
- ⑦ 対象となる利用者の家庭に対して当該事業の意義や目的、仕組みについて十分に周知を行うこと。

4 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する市町村が、事業を委託等する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

5 保護者負担

3（3）①に掲げる事業に要する経費の一部について、こども一人1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができる。

なお、低所得者世帯等の保護者負担に関しては、別紙2により、保護者負担額の一部を補助して差し支えない。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙 1)

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の利用時間の管理について

本事業においては、補助基準額上一人当たり「月 10 時間」を上限とするため、一人ひとりの月の利用時間の管理が重要となる。そのため、紙媒体のチケットにより利用可能時間の管理を行うなど、市町村において適切な方法で実施をすること。

利用時間の管理については下記のとおりとする。

記

<月当たりの利用時間管理>

月ごとに利用時間管理を行う。なお、当該時間数は当月のみ有効であり、前月及び翌月分の使用はできないこととする。

- 1 当月内において 10 時間を超えた利用がある場合に、本事業とその他の事業等との利用時間が明確になるよう管理すること。
- 2 当日のキャンセルやチケットを忘れた場合には事業所においては、必ず後日回収をするよう指導すること。
- 3 本事業において、市町村を越えた利用を認める場合は、市町村間において協議のうえ、実施方法を決定すること。その際、事業者及び利用者の事務負担が少ない方法で行うことに留意が必要である。

事業者は市町村に対して利用状況の報告を行う。その際は令和 7 年度に予定されているシステム化を考慮し、最低限の項目として次にあげる項目について報告を行うこと。

- 1) 事業所名
- 2) 保護者氏名・こどもの氏名
- 3) こどもの年齢（○歳○ヶ月）
- 4) 住所
- 5) 連絡先（連絡が取れるところ）
- 6) 利用時間

<留意点>

令和7年度には、こども家庭庁が開発するシステムの導入を想定していることに留意すること。

- キャンセル時のチケット回収の方法、チケットの紛失対応、時間延長の際のルールはもとより、利用日に10時間をまたぐ場合の管理方法等、細かなルール決めをし、利用者の混乱を招かないようにすること。

例) 紙媒体のチケットによる利用可能時間の管理

- 事業の対象であることを確認後、チケットを対象の世帯に渡す。
郵送、手渡しなど世帯への配布方法は市町村において決める。
- チケットは1枚当たり一時間分とし、月ごとに10枚綴りとして、令和6年度に実施する月数分を1セットとして作成。
- チケットには、利用月が把握できるように記載もしくは色分け等を行い、月を越えて利用することがないよう管理できるようにする。また、対象となるこどもの生年月日を記載する等により、利用資格の有無を確認できるようにする。
- チケットは利用時間分のみ切り離し利用施設において保管する。確認が必要となった場合は、市町村において施設に対し提示を求める。

利用料減免の対象者について

1 対象者

対象者は、本事業による支援を受けたこどもの保護者であって、次のアからエのいずれかに該当する者とする。

ア 本事業による支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合

イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者である場合(アに掲げる場合を除く。)

ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額(以下「市町村民税所得割合算額」という。)が7万7,101円未満である場合(ア及びイに掲げる場合を除く。)

エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合(アからウに掲げる場合を除く。)

2 本事業を行う者による代理請求・代理受領について

市町村は、本事業を行う者(以下「事業者」という。)に対して、あらかじめ1に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該事業者を支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該事業者を支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

3 補助基準額

補助基準額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- ① 1アに定める対象者 こども1人当たり1時間300円
- ② 1イに定める対象者 こども1人当たり1時間240円
- ③ 1ウに定める対象者 こども1人当たり1時間210円
- ④ 1エに定める対象者 こども1人当たり1時間150円